

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室			
														目標事業量	目指すべき姿				
1	1 意識を変える (1) 男女間の意識を変える	① 意識改革と社会制度慣行の見直し	男女平等の視点から、女性のおかれている状況を的確に把握するため情報を収集、整理するとともにその結果を公表します。	男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施(5年ごと)	5年ごとに調査を実施 ・実生活での男女共同参画平等意識 家庭生活 51.5% 職場生活 45.9% しきたり・慣習等 70.8%	平成16年度、平成21年度、平成26年度に実施	令和元年度実施 調査結果は、ホームページ、印刷物などで公表							調査実施	令和元年度調査実施、調査結果をホームページ、印刷物などで公表	固定的な役割分担意識の改善	県民生活・男女共同参画課		
2				男女別統計資料の充実	毎年、定点観測を行っている。	内閣府調査(6月)、女性関連指標(1月)の作成	毎年、定点観測を行う。	男女別統計資料作成								毎年、定点観測を行い、推移が把握できるようにする。	固定的な役割分担意識の改善	県民生活・男女共同参画課	
3				県の取り組みが、男女共同参画社会の実現に及ぼす影響について調査を行うとともに、市町村においても同様の取り組みが行われるよう要請します。	市町村が行う行政施策影響調査への支援	市町村によって、取組内容や推進に温度差がある。	平成21年度より、男女共同参画地域サポート事業(H26年度まで)により、市町村が主体的に行う調査事業をサポート。	市町村が主体的に行う調査事業をサポート。	随時対応								随時対応		県民生活・男女共同参画課
4				県職員への男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画に関する理解の促進及び啓発が必要であり、全所属対象に職員研修を実施。	テーマ・参加者 H26:「男性の育児休業を通じて考える男女共同参画ーワーク・ライフ・バランスの実践についてー」(109所属) H27:「男性の意識改革ー男性の家事・育児参加と女性の活躍ー」(105所属)	毎年度、課題となるテーマについて、男女共同参画の視点から職員の意識啓発を行う。	男性の家事参加について、イクボスの必要性をテーマに実施予定										男女共同参画の理念の理解、意識啓発 女性職員の働きやすい職場の実現	県民生活・男女共同参画課
5				人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう支援します。	市町村職員への男女共同参画・女性問題に関する研修の実施												複数回の開催など、目標達成に向けた研修体系の構築	全所属参加	県民生活・男女共同参画課
6				教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施	学校での組織的な取組を具体的に計画できるような研修内容で実施	人権教育セミナーにおいて講師自身の体験をもとにした講義と演習の実施	11の人権課題の研修等をおして、女性や男性に関わる差別の現実を明らかにしていくとともに、学校での組織的な取組を具体的に計画していけるよう研修内容を改善する。	人権教育セミナーにおいて「クラス一人は必ずいる!? セクシャル・マイノリティの子どもたち」と題して講師自身の体験をもとにした講義と演習の実施									学校のすべての教職員が、組織の一員として尊重され、「チーム学校」として協働し、子どもたちの教育にあたる。	教育センター	

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室			
														目標事業量	目指すべき姿				
7	1 意識を変える	(1) 男女間の意識を変える	① 意識改革と社会制度慣行の見直し 人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう支援します。	教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施	学校の人権教育では、県民に身近な人権課題の1つとして「女性の権利」を取り扱っている。	人権教育セミナーにおいて、「女性の権利」をテーマにした研修内容を実施してきた。人権教育主任連絡協議会で、法務局人権擁護委員より、デートDVに関する情報提供を行った。	引き続き、人権教育セミナーにおいて、「女性の権利」をテーマにした研修を実施する。また、人権教育主任連絡協議会等を通じて、各学校における「女性の権利」をテーマにした研修を実施するよう働きかける。	人権教育セミナーにおいて、女性の権利をテーマとした研修会を開催する。教職員研修等において、男女共同参画や女性の権利をテーマにした内容を組み込んでもらえるよう、人権教育主任連絡協議会等を通じて働きかける。							個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合を100%とする。(R2年度より)	教職員等の男女共同参画や女性の権利に対する人権意識が向上する。	人権教育・児童生徒課		
8				市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施	人権課、県人権啓発センター、県教委人権教育課の3者で市町村担当者への研修会を年度当初に実施している。現状は、行政説明が中心だが、今後は、市町村担当者のスキルアップにつながる内容にしていく必要がある。	市町村人権啓発担当者を対象とした、啓発手法の修得、啓発企画力の向上、担当者間のネットワークの形成を図るため県内3ブロックで研修会を実施。	市町村担当者全員の出席となっていない。ネットワーク作りなど連携を図るためにも、全市町村の参加を促す。	市町村人権啓発担当者研修会の実施							—	市町村の担当者が、人権施策を推進していくための知識とスキルを身に付けている。	人権課		
9				各市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の権利」の重要性についても周知を図る。	各市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の権利」の重要性についても周知を図る。	各市町村における社会教育・人権啓発に関する取組において、男女共同参画や女性の権利をテーマにした内容を組み込んでもらえるよう、市町村担当者会等を通じて働きかける。												各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。	人権教育・児童生徒課
10				子どもの発達段階に応じた人権(女性)教育の推進	学校の人権教育では、県民に身近な人権課題の1つとして「女性の権利」を取り扱っており、年間指導計画に位置付けて取り組んでいる。	県民に身近な人権課題について、人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会等で指導してきた。	新たに追加された人権課題を含む県民に身近な人権課題について、各学校の人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会や校内研修等の場でも働きかける。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例や資料の紹介を行う。	小中学校及び県立人権教育主任連絡協議会や研修会を開催し、女性の権利を含めた人権教育をすべての学校で充実させていくために、年間指導計画の確認と指導を行う。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例の紹介や資料の紹介を行う。								公立小・中・高・特別支援学校の人権教育年間指導計画の整備率が100%となる。「犯罪被害者等」の人権課題を、県民に身近な人権課題の位置付けを100%とする。(H31年度まで)	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権感覚が向上する。	人権教育・児童生徒課	
11	子どもの発達段階に応じた人権(女性)教育の推進	園内研修支援事業全 229回 (園内研修支援 133回) (ブロック別研修支援 96回)	-子ども一人一人の育ちにあった保育が展開されるよう、研修への支援を実施。	園内研修の支援や子ども理解に関する研修等を推進することにより、子どもの人権を十分配慮した保育の実践を目指す。	保育士・幼稚園教員の資質・専門性の向上を図るため、園内研修の充実に向けた支援を行う。									園内研修支援全 250回/年	子ども一人一人の人権が尊重され、その子どもの特長や育ちに応じた保育が実践される。	幼保支援課			

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
														目標事業量	目指すべき姿	
12	1 意識を変える	(1) 男女間の意識を変える	①意識改革と社会制度慣行の見直し	人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう支援します。	地域・職場における人権(女性)研修の実施	平成29年度は、人権の視点を持って企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー養成講座」を年間2回開催しており、参加者の満足度は、平均88.7%であった。 今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業として、企業内をはじめ、NPOやボランティアグループなど一般県民を対象に人権について研修計画を立案または自身が講師として対応できるリーダーとなれる人材を養成するための講座を開設している。	【人権啓発研修企業リーダー養成講座】開催事業、所属する企業、団体内外での人権啓発活動を通じて、人権尊重の社会づくりに寄与する人材を今後も引き続き養成する。	「ヒューマンパワー養成講座」の実施				参加者の「個別の人権課題(女性)への理解が深まった」の割合: 90%以上 受講者の「会社での啓発実践に取り組みたい」の割合: 90%以上 (高知県人権施策基本方針-第2次改定版-でのR5の目標)	研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが職場や顧客対応などに生かされるようになる。	人権課	
13					地域・職場における人権(女性)研修の実施	市町村における社会教育・人権啓発では、「子どもの人権」や「高齢者の人権」についてのニーズが多く、「女性の人権」について学習する機会は少ない。 教育委員会事務局職員の人権研修では、平成23年度に実施して以降取り組んでいない。	市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会で、法務局人権擁護委員より、デートDVに関する情報提供を行った。また、教育委員会事務局職員人権問題研修会では、平成23年度に「女性の人権」をテーマにした研修を実施した。	市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の人権」の重要性についても周知を図る。 また、教育委員会事務局職員人権問題研修会については、今日の情勢から学習する必要がある人権課題を設定する。	人権教育推進講座支援事業を活用し、市町村における人権研修を支援する。 教育委員会事務局職員人権問題研修会を実施し、職員の人権意識の高揚を図る。	市町村における人権研修を支援する。 教育委員会事務局職員人権問題研修会を実施し、職員の人権意識の高揚を図る。	市町村における人権研修を支援する。 教育委員会事務局職員人権問題研修会を実施し、職員の人権意識の高揚を図る。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。(R2年度より)		各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。 教育委員会事務局職員の人権意識が向上する。	人権教育・児童生徒課	
14					県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報	平成26年度からは人権映画のテレビ放映に替わって、人権の取組を紹介する人権ミニ番組を制作しテレビ放映を行っている。また、29年度からは大型映画施設で上映前に放映するスポットコマercialを制作放映している。今後も媒体の特徴を活かした、より効果的な提供を行っていく必要がある。 これまでもホームページの充実等に努めてきたことから、H29年度のアクセス数はH25年度の2.2倍となった。また、平成29年度から季刊誌「こころんだより」を発行している。個別の人権課題に合った「コラム」等の執筆者を選定する等紙面づくりに工夫が必要である。	テレビ・ラジオによるスポットコマercialや新聞広告、啓発冊子による啓発を実施。 【人権啓発研修事業-人権啓発センター情報発信事業】【人権啓発シリーズ新聞掲載事業】引き続き、季刊誌やHP、新聞広告等、さまざまな媒体を利用し、県民の人権意識の普及高揚を図る。	【人権啓発研修事業 マスメディア等活用啓発事業】引き続き県民啓発に取り組むとともに、より効果的な啓発を検討・実施していく。	マスメディア(テレビ、新聞等)を通じた啓発		5年間で2回以上は「女性」をテーマにマスメディアを通じた啓発を行う。	「こころんだより」で5年間に各人権課題を1回以上特集する。 ホームページのアクセス数を124,000件(平成29年度実績の約1.2倍)以上にする。 (高知県人権施策基本方針-第2次改定版-でのR5の目標)	(県民の)「女性の人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	人権課		
15	県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報	・男女の不平等意識 ・固定的役割分担意識	広報誌(ソール・スコープ、メルマガ)、各種講演会・研修会の開催	広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。	季刊誌、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示		広報事業量の確保	男女共同参画平等意識の向上	ソール							

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
															目標事業量	
16	1 意識を変える	(1) 男女間の意識を変える	①意識改革と社会制度慣行の見直し	人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう支援します。	人権(女性)に関する実態調査と公表	人権に関する実態の公表を実施(ホームページ)5年ごとに人権に関する県民意識調査を実施・公表	平成24年度及び平成29年度に人権に関する県民意識調査を実施・公表 平成25年度に人権に関する実態の公表を実施(印刷物・ホームページ) 平成26年度から、毎年度、人権に関する実態の公表を実施(ホームページ)	毎年度、人権に関する実態の公表を実施(ホームページ)5年ごとに人権に関する県民意識調査を実施・公表(平成29年度実施・公表済)	人権に関する実態の公表					情勢に適応した調査の実施	人権意識の向上	人権課
17					人権(女性)に関する実態調査と公表	・男女の不平等意識 ・固定的役割分担意識	男女共同参画に関する意識調査	男女共同参画に関する意識調査を実施	情勢に適応した調査の実施					男女共同参画平等意識の向上	ソーレ	
18					市町村が行う女性の権利に関する啓発事業の支援	平成30年度現在、34市町村(100%)に事業委託を行っており、今後も継続して県内全ての市町村で人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	人権尊重思想の普及啓発を図り、基本的人権の擁護に資するため、住民を対象とする講演会や研修会などの啓発活動を市町村に委託した。	【人権啓発活動市町村委託事業】引き続き実行していく。	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施					県内全市町村への事業委託を継続して行う。	事業実施により、人権尊重の社会づくりや、自主的な人権意識の高揚を目指す。	人権課
19					市町村が行う女性の権利に関する啓発事業の支援	市町村によって、取組内容や推進に温度差がある。	平成21年度より、男女共同参画地域サポート事業により、市町村が主体的に行う啓発事業をサポート。	男女共同参画地域サポート事業により、市町村が主体的に行う啓発事業をサポート。	男女共同参画地域サポート事業	各市町村が、単独で啓発事業を実施					各市町村が、単独で啓発事業を実施できる体制づくり	県民生活・男女共同参画課
20					民間団体が行う女性の権利に関する啓発事業の支援	平成29年度実績としては、のべ271回実施中、「女性」に関する研修は9回であった。今後は、「女性」に関する研修の内容を更に充実させていく必要がある。	民間団体を対象として、対象者が自主的に行う、人権意識の高揚を目的とした活動(交流体験活動、講演会、研修会、啓発資料の作成・配布等)を支援してきた。	【人権ふれあい支援事業】予算に限りがあるため支援できる団体は限られるが、今後も支援を実行していく必要がある。	「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知					参加者の「個別の人権課題(女性)への理解が深まった」の割合:80%以上 (高知県人権施策基本方針―第2次改定版―でのR5の目標)	職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	人権課
21	民間団体が行う女性の権利に関する啓発事業の支援	毎年、ソーレが行う民間団体などを対象に事業費の補助を行う「ソーレ・えいど事業」等の支援事業により民間団体等の活動を支援	「ソーレ・えいど事業」を活用し、支援。 H26 H27	「ソーレ・えいど事業」を活用し、支援。	ソーレ・えいど事業	支援事業予算枠の拡大					支援事業予算枠の拡大 ・応募団体の増加	県民生活・男女共同参画課				

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室			
														目標事業量	目指すべき姿				
22	1 意識を変える	(一)男女間の意識を変える	①意識改革と社会制度慣行の見直し	人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう支援します。	男女共同参画に関する苦情の申し出・処理制度の充実	男女共同参画に関する苦情の申し出・処理を男女共同参画苦情調整委員会(調整委員3名)により実施。	男女共同参画に関する苦情の申し出・処理を男女共同参画苦情調整委員会により実施。平成22年度以降は申請件数0件	・男女共同参画苦情調整処理委員会による処理 ・事業内容の県民への更なる周知							・適正な苦情処理 ・事業認知率の増加	男女共同参画に関する苦情のない社会づくり	県民生活・男女共同参画課		
23				市町村において男女共同参画計画策定促進及び策定支援	市町村における男女共同参画計画策定促進及び策定支援	・平成27年度末、34市町村中、19市町村において計画策定(55.9%)	市町村における男女共同参画計画策定促進及び策定支援	市町村の個別訪問を強化することにより、計画の必要性等を説明し、計画策定を支援する。	市町村の個別訪問を強化することにより、計画の必要性等を説明し、計画策定を支援する。							5年間の間に9町村において計画策定	計画策定市町村率82.4%(28市町村/34)	県民生活・男女共同参画課	
24				市町村における女性活躍推進法に定める推進計画の策定支援	市町村における女性活躍推進法に定める推進計画の策定支援	・平成27年度末、34市町村中、1市町村において計画策定(2.9%)	市町村の個別訪問を強化することにより、計画の必要性等を説明し、計画策定を支援する。	市町村の個別訪問を強化することにより、計画の必要性等を説明し、計画策定を支援する。									男女共同参画計画の策定と併せて策定	計画策定市町村の増加	県民生活・男女共同参画課
25				男女共同参画に関する統計データの収集・提供	男女共同参画に関する統計データの収集・提供	・男女の不平等意識 ・固定的役割分担意識	男女共同参画に関する統計データを収集し、ホームページ等で提供	男女共同参画に関する統計データの収集・分析・提供									収集データの分析・活用	男女共同参画平等意識の向上	ソーレ
26	1 意識を変える	(一)男女間の意識を変える	①意識改革と社会制度慣行の見直し	こうち男女共同参画センター「ソーレ」を中心として、研究調査を実施するとともに、男女共同参画の視点から、研修や広報・啓発を行い、社会制度や慣行、役割の分担などを見直すことを促します。	県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報(再掲)	平成26年度からは人権映画のテレビ放映に替って、人権の取組を紹介する人権ミニ番組を制作してテレビ放映を行っている。また、29年度からは大型映画施設で上映前に放映するスポットコマーシャルを制作放映している。今後も媒体の特徴を活かした、より効果的な提供を行っていく必要がある。	テレビ・ラジオによるスポットコマーシャルや新聞広告、啓発冊子等による啓発を実施。	【人権啓発研修事業 マスメディア等活用啓発事業】 引き続き県民啓発に取り組むとともに、より効果的な啓発を検討・実施していく。 【人権啓発研修事業一人権啓発センター情報発信事業】 【人権啓発シリーズ新聞掲載事業】 引き続き、季刊誌やHP、新聞広告等、さまざまな媒体を利用し、県民の人権意識の普及と高揚を図る。						マスメディア(テレビ、新聞等)を通じた啓発	5年間で2回以上は「女性」をテーマにマスメディアを通じた啓発を行う。 「こころんだより」で5年間に各人権課題を1回以上特集する。 ホームページのアクセス数を124,000件(平成29年度実績の約1.2倍)以上にする。 (高知県人権施策基本方針―第2次改定版―でのR5の目標)	(県民の)「女性の権利問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	人権課		
27				県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報	県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報	・男女の不平等意識 ・固定的役割分担意識	広報誌(ソーレ・スコープ・メルマガ)、各種講演会・研修会の開催	広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。									季刊誌、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	広報事業量の確保	男女共同参画平等意識の向上

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
28	1	(一)	①意識改革と社会制度慣行の見直し	こうち男女共同参画センター「ソーレ」を中心として、研究調査を実施するとともに、男女共同参画の視点から、研修や広報・啓発を行い、社会制度や慣行、役割の分担などを見直すことを促します。	人権(女性)に関する実態調査と公表(再掲)	人権に関する実態の公表を実施(ホームページ) 5年ごとに人権に関する県民意識調査を実施・公表	平成24年度及び平成29年度に人権に関する県民意識調査を実施・公表 平成25年度に人権に関する実態の公表を実施(印刷物・ホームページ) 平成26年度から、毎年度、人権に関する実態の公表を実施(ホームページ)	毎年度、人権に関する実態の公表を実施(ホームページ) 5年ごとに人権に関する県民意識調査を実施・公表(平成29年度実施・公表済)	人権に関する実態の公表					情勢に適応した調査の実施	人権意識の向上	人権課	
					人権(女性)に関する実態調査と公表	・男女の不平等意識 ・固定的役割分担意識	男女共同参画に関する意識調査	男女共同参画に関する意識調査を実施						情勢に適応した調査の実施	男女共同参画平等意識の向上	ソーレ	
					女性リーダーの育成	・男女の不平等意識 ・固定的役割分担意識	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンハancement支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンハancement支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	人材育成プログラム策定	人材育成プログラム実施	キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため、講座や研修を実施する。					女性リーダーの増加による男女共同参画社会の実現	ソーレ
					メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供	男女共同参画や女性の人権等に関する表現についてのメディアに対する要望	事例に応じ随時対応	事例に応じ随時対応	随時対応	随時対応						女性の人権が尊重されたメディア表現	広報広聴課ほか関係課
32	1	(一)	②メディアにおける男女共同参画の推進	◆男女共同参画の視点に立ち、また、女性の人権等に配慮した適切な表現がなされるよう、メディアの取り組みを促すとともに、触れたくない情報に接しない自由に配慮する環境作りを努めます。 ◆行政自らの広報活動においても、男女共同参画の視点と女性の人権等に配慮した適切な表現に努めます。	男女共同参画や女性の人権等に関する表現についてのメディアに対する要望	・県の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、記者クラブへの情報提供により、男女共同参画や女性の人権等の広報を行っている。	県は、担当課等と連携して、テレビや新聞等のメディアやインターネットなど、多様な広報媒体を活用した男女共同参画や女性の人権等の周知を行った。	・県民への幅広い周知活動の実施 ・担当課等への情報提供の呼び掛け	広報紙、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用した広報を実施 県の担当課等に対し、報道機関への情報提供の充実の呼び掛け	広報紙、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用した広報を実施 県の担当課等に対し、報道機関への情報提供の充実の呼び掛け	広報紙、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用した広報を実施 県の担当課等に対し、報道機関への情報提供の充実の呼び掛け	広報紙、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用した広報を実施 県の担当課等に対し、報道機関への情報提供の充実の呼び掛け	広報紙、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用した広報を実施 県の担当課等に対し、報道機関への情報提供の充実の呼び掛け	・女性の人権が尊重されたメディア表現 ・各分野や各地域で、男女共同参画や女性の人権等に関する支援について、できることに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されている。	広報広聴課		

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室			
															目標事業量		目指すべき姿		
33	1 意識を変える	(1) 男女間の意識を変える	② メディアにおける男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立ち、また、女性の人権等に配慮した適切な表現がなされるよう、メディアの取り組みを促すとともに、触れたくない情報に接しない自由に配慮する環境作りを努めます。 ◆行政自らの広報活動においても、男女共同参画の視点と女性の人権等に配慮した適切な表現に努めます。	男女共同参画や女性の人権等に関する表現についてのメディアに対する要望		事例に応じ随時対応する。	関係課と連携した情報収集	人権に配慮した取組を促す					事例に応じ随時対応	メディアにおいて人権に配慮した適切な表現がなされている。	人権課			
34					男女共同参画や女性の人権等に関する表現についてのメディアに対する要望		事例に応じ随時対応	事例に応じ随時対応	随時対応								女性の人権が尊重されたメディア表現	県民生活・男女共同参画課	
35					男女共同参画の視点に立った広報作成の手引の普及	男女共同参画の視点に立った広報作成の手引きを作成し、初任者研修で説明するなどして普及啓発している。	初任者研修会等で説明・他課などからの相談に随時対応	研修会等で説明・他課などからの相談に随時対応	研修会等で説明・他課などからの相談に随時対応									少なくとも、行政からの広報には、男女共同参画の視点が入るようにする。	県民生活・男女共同参画課
36					青少年保護育成条例に基づく有害図書類の指定	平成21年度に高知県青少年保護育成条例第11条第2項に基づく有害図書類の包括指定を行う3団体の指定を行っている。	高知県青少年保護育成条例第11条第2項に基づく有害図書類の包括指定および適切な運用のための啓発を行った。	高知県青少年保護育成条例第11条第2項に基づく有害図書類の包括指定および適切な運用のための啓発を行う。	有害図書類の包括指定および適切な運用のための啓発								有害図書類が青少年に拡散しない環境づくりが進んでいる	児童家庭課	
37	2 意識を高める	③ 国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進	◆国際規範を尊重し、その周知と浸透に努めます。 ◆国際交流を通じて、諸外国の社会や文化を学び、国際的な視点から男女共同参画への理解を深めます。	女子差別撤廃委員会からの最終見解や女子差別撤廃条約点卓議定書等の県民への周知と浸透を図る	女子差別撤廃条約を知らない人の割合 (H26年度調査: 35.1%)	各種広報手段(県広報誌、ソーレ広報誌など)を活用し、広報活動を行う。	各種広報手段(県広報誌、ソーレ広報誌など)を活用し、広報活動を行う。	広報活動等				県民意識調査			女子差別撤廃委員会からの最終見解等の県民への浸透	県民生活・男女共同参画課			
38				国際化時代にふさわしい人づくり	グローバル化が進み、ますます多様化や適応性が重要になったが、外国人に壁を作ってしまう人や、グローバル化についていけない人が多数いる。また国内、県内は、まだまだ外国人の受け入れ体制が不十分で国際化時代にふさわしい人づくりが整っていない。	これからの世代を引っ張っていく年代や若者を中心とした異文化理解講座や日本語ボランティア講師養成講座などの講座を開催した。また県民に国際交流に参加してもらうためのきっかけ作りの事業なども展開した。	若者世代だけでなく、社会全体で県民が国際交流や国際協力に参加できる事業の開設や講座の開催を行う。	現在行っている事業の現状維持、改善を行いつつ、県民全体の国際化の底上げを行う。							現在の事業量を維持し、県民に国際化のための施策を提供していく。さらに社会全体で国際化を底上げできるような事業に取り組む。	県民の国際化が全体的に度上げされ、外国人の受け入れ体制や県民の意識が強化されている。	国際交流課		
39				交流イベントや異文化理解講座の開催(高知県国際交流協会)	期間限定で県民が国際的なものに触れる場や小学校高学年生を対象に国際色豊かな人材を育てるための講座を開設し、県民が異文化に触れるため、外国人に直接その国の事情や情報を聞ける講座を開催し、県民の国際化に努めている。	国際的な立場の人に講演してもらい、世界の状況や国際的な取り組みなどを県民に伝えてもらう。また小学校4～6年生を対象に講座を開催し、国際色豊かな若者の育成に努めた。さらに、県の国際交流員や留学生、その他在住の外国人に講師になってもらい、県民の国際化のための異文化理解講座を開催した。	今まで継続してやっていた事業について改善を行い、県民に継続して国際化を促していく。	事業については現状維持しながら、より多くの県民の異文化理解が進むよう、高知市以外での講座等の開催を引き続き行う。 ○改善できる部分があれば随時改善していく。								現在取り組んでいる事業量を減らさず、更なる国際化のための講座などを開設する。	現在の事業をさらにPR・また事業開催地を幅広くすることで、県民の異文化理解を促進。また改善できる部分は実用的に改善し、県民の国際化に努める。	国際交流課	

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室				
															目標事業量		目指すべき姿			
40	1 意識を変える	(2)さまざまな場での意識を変える	①家庭における男女共同参画の推進	◆家庭における固定的な男女の役割分担意識を改めるよう促し、子どものころからの男女共同参画の理解を促進します。 ◆さまざまな学習機会の提供や男性を対象にした広報や意識啓発により、男性の家事・育児・介護の分担を促します。	男性の家事・育児・介護の分担に向けた啓発	H26年度実施の「県民意識調査」で理想的な「男女の役割分担」実現のために必要なのは男性の家事等への参加との回答が58.3%。		H28年度中に啓発冊子を作成し、県内市町村を通じ配布。 こうち男女共同参画センターでも男性講座を充実を検討	冊子作成・配布	冊子作成・配布	男性対象講座の充実					家庭における夫婦の役割分担の現実を理想に近づける。	県民生活・男女共同参画課			
41					こうち男女共同参画センター「ソーレ」における広報・啓発	・家庭生活での男女の不平等意識 ・固定的役割分担意識	広報誌(ソーレ・スコープ、メルマガ)、各種講演会・研修会の開催	広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。									男女共同参画関連講座への男性参加者数 400人	家庭における夫婦の役割分担の現実を理想に近づける。	ソーレ	
42					介護の基礎講座の開催	・介護の基礎講座の開催	・介護の基礎講座の開催	県民介護講座事業の周知を図るとともに、講座開催等により介護に対する県民の意識啓発を図る。	・介護の基礎講座の開催									介護に関する知識を持った方が増える	介護に対する県民の意識啓発が図られる	地域福祉政策課
43					父親の育児参加のための啓発	「こうちプレマnet」での情報発信(イベント情報等への掲載)アクセス数 99,180件 月平均アクセス数 8,265件(H29.3月末現在)	○プレマnet 父親の育児参加へのアドバイス等をメルマガで配信 ○子育て応援広報紙「大きくなあれ」 父親の育児参加をテーマにした特集記事の掲載 ○子育て出前講座 3回実施(7/30、11/14、12/17) 25名参加(男性4名含む) ○子育て等を応援する機運の醸成 ・高知家「出会い・結婚・子育て応援」フォーラムの開催 ・好事例企業表彰	■各種広報手段を活用し男性の育児参加を促す情報の提供など ・出産・子育て応援サイト「こうちプレマnet」 ・子育て応援情報紙「大きくなあれ」 ■子育て出前講座 ■高知県版父子手帳の作成及び配布 母子手帳発行時に各市町村から配布 ■子育て等を応援する機運の醸成 ・少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワークライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○プレマnet 子育て支援のための情報を随時発信 市町村による取組情報も反映 ○「大きくなあれ」 年間4回 4万部発行 H29年度まで廃止 ○子育て出前講座 企業・団体の職員に対し、子育てに関する講座を随時開催 ○子育て等を応援する機運の醸成 少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワークライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等) ○父子手帳の配布 母子手帳発行時に配布 ・高知県版父子手帳の作成・配布	プレマnet月平均アクセス数 3,000件(R2.5修正) 子育て出前講座年間4ヶ所以上で開催(R2.5修正) 子育て支援やワークライフ・バランスの推進に取り組む企業や団体の増加(高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数の増加 H31 770団体)(H29.3修正)	子育て中の父親に子育てに関する情報が届き、育児に活かされている	児童家庭課 少子対策課								
44	介護支援情報の提供・広報・啓発	・介護の基礎講座の開催	・介護の基礎講座の開催	県民介護講座事業の周知を図るとともに、講座開催等により介護に対する県民の意識啓発を図る。	・介護の基礎講座の開催									介護に関する知識を持った方が増える	介護に対する県民の意識啓発が図られる	地域福祉政策課				

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
														目標事業量	目指すべき姿	
45			① 家庭における男女共同参画の推進		介護支援情報の提供・広報・啓発	・介護サービス事業者や高齢者施設に関する情報を、課のホームページで公表している。 ・高齢者に関するさまざまな心配ごとに対し、高齢者総合相談センターを設置し相談に応じている。 ・認知症コールセンターを設置し、認知症の方やその家族の相談に応じている。	・介護サービスの公表制度による介護サービス事業者に関する情報の提供 ・高齢者総合相談窓口及び認知症コールセンターについて、住民への周知及び相談体制の更なる充実(29.5修正)	・介護サービスの公表制度による介護サービス事業者に関する情報の提供 ・高齢者総合相談窓口及び認知症コールセンターについて、住民への周知及び相談体制の更なる充実(29.5修正)							目指すべき姿 ・介護サービス事業者に関する情報や相談窓口の利用により、家庭における介護負担が軽減されている。	目標事業量 高年齢福祉課
46	(1) さまざまな場での意識を変える		① 家庭における男女共同参画の推進	◆家庭における固定的な男女の役割分担意識を改めるよう促し、子どものころからの男女共同参画の理解を促進します。 ◆さまざまな学習機会の提供や男性を対象にした広報や意識啓発により、男性の家事・育児・介護の分担を促します。	県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報	平成26年度からは人権映画のテレビ放映に替わって、人権の取組を紹介する人権ミニ番組を制作してテレビ放映を行っている。また、29年度からは大型映画施設で上映前に放映するスポットコマーシャルを制作放映している。今後も媒体の特徴を活かした、より効果的な提供を行っていく必要がある。 これまでもホームページの充実等に努めてきたことから、H29年度のアクセス数はH25年度の2.2倍となった。また、平成29年度から季刊誌「こころんだより」を発行している。個別の人権課題に合った「コラム」等の執筆者を選定する等紙面づくりに工夫が必要である。	テレビ・ラジオによるスポットコマーシャルや新聞広告、啓発冊子等による啓発を実施。 【人権啓発研修事業 マスメディア等活用啓発事業】 引き続き県民啓発に取り組むとともに、より効果的な啓発を検討・実施していく。 【人権啓発研修事業一人権啓発センター情報発信事業】 引き続き、季刊誌やHP、新聞広告等、さまざまな媒体を利用し、県民の人権意識の普及高揚を図る。人権啓発シリーズ新聞掲載事業】	マスメディア(テレビ、新聞等)を通じた啓発						5年間で2回以上は「女性」をテーマにマスメディアを通じた啓発を行う。 「こころんだより」で5年間に各人権課題を1回以上特集する。 ホームページのアクセス数を124,000件(平成29年度実績の約1.2倍)以上にする。 (高知県人権施策基本方針第2次改定版一でのR5の目標)	(県民の)「女性の権利問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	人権課
47			② 学びの場での男女共同参画教育の推進	◆子どものころから男女の平等意識を育んでいくため、学校などでの男女平等を基本とした教育を充実させます。	男女平等や女性の権利に関する教育の充実	道徳の授業公開率(H27年度) 小学校 100% 中学校 99.1%	・道徳教育研究協議会4会場 ・道徳教育重点推進校10校 ・道徳推進リーダー14名	道徳科研究指定校を核として地域を巻き込んでの道徳教育を推進する。 道徳教育の専門性を備えたリーダー教員を育成を育成する(15名)	道徳科研究指定校を核として地域を巻き込んでの道徳教育を推進する。 道徳教育の専門性を備えたリーダー教員を育成を育成する(12名)。					・「特別の教科道徳」の趣旨の周知及び指導方法の研究等を行う協議会を実施する。 ・「特別の教科道徳」の指導方法や評価の研究等を行う小・中学校を指定し、実践研究の成果を普及する。 ・市町村が主体となって道徳教育を推進し、「家庭で取り組む高知の道徳」改訂版の活用や道徳授業の公開を積極的に行うことにより、学校・家庭・地域ぐるみの道徳教育を活性化させ、児童生徒の道徳性を高める。	各学校で道徳教育が一層充実し、小中学生の自尊感情や異性尊重の意識が高まる。	小中学校課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室			
														目標事業量	目指すべき姿				
48	1 意識を変える	(一)さまざまな場での意識を変える	②学びの場での男女共同参画教育の推進	◆子どものころから男女の平等意識を育んでいくため、学校などでの男女平等を基本とした教育を充実させます。												高等学校課 人権教育課			
49					男女平等や女性の人権に関する教育の充実	学校の人権教育では、県民に身近な人権課題の1つとして「女性の人権」を取り扱っており、年間指導計画に位置付けて取り組んでいる。	県民に身近な人権課題について、人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会等で指導してきた。	新たに追加された人権課題を含む県民に身近な人権課題について、各学校の人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会や校内研修等の場で働きかける。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例や資料の紹介を行う。	小中学校及び県立人権教育主任連絡協議会や研修会を開催し、女性の人権を含めた人権教育をすべての学校で充実させていくために、年間指導計画の確認と指導を行う。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例や資料の紹介を行う。							公立小・中・高・特別支援学校の人権教育年間指導計画の整備率が100%となる。「犯罪被害者等」の人権課題を除く県民に身近な人権課題の位置付けを100%とする。	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権意識が向上する。	特別支援教育課	
50																			人権教育・児童生徒課
51					男女平等や女性の人権に関する小中学生向け教材の作成	学校の人権教育では、県民に身近な10の人権課題の1つとして「女性の人権」を取り扱っているが、新たな教材や実践事例の開発ができていない現状がある。	県民に身近な10の人権課題について、人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会等で指導してきた。	新たに追加された3つの人権課題を含む県民に身近な10の人権課題について、各学校の人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会や校内研修等の場で働きかける。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例の紹介や資料の紹介を行う。	本年度から2年間をかけて、「Let's feel じんけん」の改訂作業を行うこととしており、そのなかで、男女共同参画の視点での小中学校で活用できる実践事例を作成し、具体的な活用について周知を図る。									男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権感覚が向上する。	小中学校課
52																			
53	男女平等や女性の人権に関する小・中・高校生向け教材の作成	学校の人権教育では、県民に身近な人権課題の1つとして「女性の人権」を取り扱っているが、新たな教材や実践事例の開発ができていない現状がある。	県民に身近な人権課題について、人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会等で指導してきた。	新たに追加された3つの人権課題を含む県民に身近な人権課題について、各学校の人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会や校内研修等の場で働きかける。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例や資料の紹介を行う。	本年度から2年間をかけて、「Let's feel じんけん」の改訂作業を行うこととしており、そのなかで、男女共同参画の視点での小中学校で活用できる実践事例を作成し、具体的な活用について周知を図る。	「Let's feel じんけん」平成30年改訂版」を配付し、そのなかで、男女共同参画の視点での高等学校で活用できる実践事例を作成し、具体的な活用について周知を図る。	「Let's feel じんけん」令和3年改訂版」の改訂作業に向けて、男女共同参画の視点での小中学校で活用できる実践事例を作成する。							男女共同参画の視点での各学校種で活用できる実践事例を作成し、学習内容の充実を図る。	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権男女共同参画や女性の人権に対する人権意識が向上する。が向上する。	人権教育・児童生徒課			

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
														目標事業量	目指すべき姿	
54	1 意識を変える	(1)さまざまなか場での意識を変える	②学びの場での男女共同参画教育の推進	◆子どものころから男女の平等意識を育んでいくため、学校などでの男女平等を基本とした教育を充実させます。	公立学校における男女混合名簿導入の推進	公立学校における男女混合名簿(出席簿)実施率 小学校 61.2% 中学校 54.7% 高等学校 77.8% 特別支援学校 100%	人権教育主任連絡協議会や指導事務担当者委員会を通じて、男女混合名簿の意義や実施率について周知を図った。	公立学校における男女混合名簿の実施状況調査を3年ごとに行い、結果を公表する。 実施していない市町村に、混合名簿の意義を伝え、今後の実施に向けて支援を行う。						公立学校における男女混合名簿の実施率を100%にする。	男女混合名簿の意義を理解し、男女混合名簿を実施することによって、男女平等意識が向上する。	小中学校課
55																高等学校課 人権教育課
56																特別支援教育課
57																人権教育・児童生徒課
58																職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実
59	職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	○生徒が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けることができるような進路指導体制の充実を図る。 ○卒業時に進路が決まっていない生徒、アルバイトやパートなど非正規雇用が付く生徒がいる。	○できる限り早い段階から将来について意識させるため、また生徒に必要な情報収集ができる取組を行う。 ○大学や企業への見学会、オープンキャンパスやインターンシップなどへの積極的な参加を促す。	○生徒が主体的に進路実現ができるよう、キャリア教育の一層の充実 ○支援が必要な生徒に対し、関係機関との連携などきめ細かな進路指導の充実	キャリア教育の充実	○生徒の進路意識を高めるための取組強化 ○すべての生徒の進路実現	○生徒の進路意識の向上 ○卒業時進路が決定していない生徒5.5%(H30年度卒)→3%以下	高等学校課								

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
															目標事業量	
60				職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	<p>特別支援学校の生徒の障害の多様化により、進路希望も多様化してきている。個々の進路希望に沿った支援の充実を図る必要がある。</p> <p>【H27年度卒業生の状況】 ・特別支援学校卒業生(専攻科除く)の就職率27.7%</p> <p>一般事業所 22.6% 就労継続支援A型 5.1% 就労継続支援B型・就労移行等 67.9% 進学 4.4%</p> <p>・県立特別支援学校の就職希望者の就職率 81.6%</p> <p>・県立知的障害特別支援学校の就職率32.8%(平成26年卒業生全国平均31.1%)</p>	<p>・平成23年度から、就職先や職場実習先の開拓のため、就職アドバイザー2名を配置。現在、県立特別支援学校7校(知的障害5校、視覚障害1校、病弱1校)で活用し、進路指導主事と連携して職場開拓を行うなど、進路指導の充実を図ってきた。</p> <p>・障害保健福祉課との連携により、「職業能力開発情報交換会」を実施し、福祉関係機関や労働機関等と特別支援学校との連携の強化を図ってきた。</p> <p>・平成28年から、特別支援学校技能検定に取り組んでいる。 H28・・・受検者28名 H29・・・受検者50名 H30・・・受検者50名</p>	<p>・就職アドバイザーを各県立特別支援学校の生徒のニーズや状況に合わせて活用できるように、障害種に応じた職場開拓を進める。</p> <p>・外部専門家を活用し、特別支援学校のキャリア教育の充実を図る。</p> <p>・特別支援学校技能検定と障害者雇用促進セミナー(高知労働局主催)の同時開催や企業への技能検定リーフレットの配布等により、特別支援学校生徒への理解を深める。</p>	<p>就職アドバイザーの活用については、学校の希望に合わせて実施。</p> <p>キャリア教育充実事業を活用し、外部専門家と連携を図る。</p> <p>職業能力開発情報交換会等を活用する。</p>	<p>・特別支援学校の就職希望者の就職率100%</p> <p>・知的障害特別支援学校における就職率を全国水準以上に維持する。</p>	特別支援学校高等部卒業生の希望する進路が保障されている。	特別支援教育課					
61			◆教職員等に対する男女共同参画の意識啓発を進めます。	教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施(再掲)	<p>学校の人権教育では、県民に身近な人権課題の1つとして「女性の権利」を取り扱っている。</p>	<p>引き続き、人権教育セミナーにおいて、「女性の権利」をテーマとした研修を実施する。</p> <p>また、人権教育主任連絡協議会等を通じて、各学校における「女性の権利」をテーマとした研修を実施するよう働きかける。</p>	<p>人権教育セミナーにおいて、女性の権利をテーマとした研修会を開催する。</p> <p>教職員研修等において、男女共同参画や女性の権利をテーマにした内容を組み込んでもらえるよう、人権教育主任連絡協議会等を通じて働きかける。</p>	<p>教育センターとの連携により人権教育セミナーにおいて、女性の権利をテーマとした研修会を開催する。</p> <p>教職員研修等において、男女共同参画や女性の権利をテーマにした内容を組み込んでもらえるよう、人権教育主任連絡協議会等を通じて働きかける。</p>				<p>個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合を100%とする。(R2年度より)</p>	教職員等の男女共同参画や女性の権利に対する人権意識が向上する。	人権教育・児童生徒課		
62		1 意識を変えよう	② 学びの場での男女共同参画教育の推進	子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施	<p>・27年度十代の人工妊娠中絶実施率:7.6(女子千対)人工妊娠中絶実施件数:120件</p>	<p>・高校等で性に関する講話を実施</p> <p>・思春期ハンドブック配布</p> <p>・性に関する専門講師派遣事業</p>	<p>健全な心と体を維持するための教育を行う。</p> <p>・思春期ハンドブック配布</p> <p>・性に関する専門講師派遣事業</p>	<p>・性に関する専門講師派遣事業</p> <p>・性の出前講話実施</p> <p>・思春期ハンドブック配布・活用</p>	<p>移転周知</p> <p>来所者への情報提供・相談の強化</p>				<p>・10代の人工妊娠中絶件数・実施率:減少</p>	・児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることにより、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶件数が減少する。	健康対策課	

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28~32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
															目標事業量	
63				◆性に対する正しい知識と異性に対する研修の実施(再掲)	子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施【再掲】	児童生徒の身体的、生理的発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化している。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階に応じた性教育の実施。 性教育用教材の作成 <ul style="list-style-type: none"> ○指導者用資料「いきいき心と体の性教育」(改訂版)を作成し、県内の公立学校へ1冊ずつ配付 ○「みんなで取り組もう!『性に関する教育』と題した指導啓発用リーフレットを全教職員及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師に配付 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育を実施する。 学校の教育活動全体で組織的・効果的に性に関する教育を実施できるよう取組を推進する。 児童生徒の意識・行動変容につながる「性に関する教育」の普及を図る。 人間関係づくりを基盤とした性に関する教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> WYSH教育全国研修会(性教育に関する指導者研修会)に現場の教員を派遣(H29.9変) 					<ul style="list-style-type: none"> 学校における「性に関する教育」の実施率の向上 「性に関する指導の年間計画」(学校保健計画への位置付けも含む)の作成率の向上 地域の課題に応じた「性に関する指導の推進計画」の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の発育・発達や健康について基礎的な知識を確実に身に付けた子ども、また性感染症等の予防などに関する基礎的な知識を確実に身に付けた子ども、生命の尊厳や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり望ましい人間関係を構築することができる子ども、自分の将来の夢を実現するための自己選択ができる子どもを育成する。 	保健体育課
64			② 学びの場での男女共同参画教育の推進	◆性に対する正しい知識と異性に対する研修の実施(再掲)	高知県思春期相談センター「PRINK」における性に関する相談・啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度十代の人工妊娠中絶実施率:7.6(女子対) 人工妊娠中絶実施件数:120件 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、面接、メール相談実施 ・思春期相談センター広報用カードの配布 ・思春期相談センターPRINKの相談事業・移転の周知、また、来所者(面接相談含む)への機会を捉えた性の情報の提供・相談、館内関係団体との連携強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、面接、メール相談実施(メール相談はH30.5まで) ・思春期相談センター・広報用カードの配布 ・ホームページでの情報発信(H28.9追記) 					<ul style="list-style-type: none"> ・10代の人工妊娠中絶件数・実施率:減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることにより、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶件数が減少する。 	健康対策課	
65			② 1 意識を変える	◆学校行事やPTA活動などにおいて男女がともに子どもにかかわれる取り組みを進めます。	PTA活動への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> 高知県小中・高等学校PTA連合会の役員に占める女性の割合 H27年度 8.3%(36人中3人) 高知県PTA研究大会の開催 ・PTA・教育行政研修会で家庭でのルールづくりの促進 	<ul style="list-style-type: none"> 男女ともに研修会、学校行事等のPTA活動へ積極的に参加するよう働きかける。(H28.9月追加) 	<ul style="list-style-type: none"> PTA活動など男女がともに子どもに関わる取組を進めます。 ・高知県PTA研究大会の実施 ・PTA・教育行政研修会の実施 					<ul style="list-style-type: none"> 高知県小中・高等学校PTA連合会役員に占める男女比5:5 高知県小中・高等学校PTA連合会の役員に占める女性の割合 H29年度 16.2%(37人中6人) 高知県小中・高等学校PTA連合会の役員に占める女性の割合 H30年度 25%(36人中9人) 高知県小中・高等学校PTA連合会の役員に占める女性の割合 R元年度 14%(36人中5人) 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの教育課題の解決のために、PTA活動等に男女が積極的に参画し、主体的なPTA活動が推進されている。 	生涯学習課	
66			③ 職場での意識	◆民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、官民共同による職場風土の醸成を進めます。	民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進(高知家の出会い・結婚・子育て応援団の創設・取り組み支援)	<ul style="list-style-type: none"> 高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数 256団体(H29.3.31) 	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化対策推進県民会議を中心とした官民協働の県民運動へと展開 ■少子化対策推進県民会議を中心とした官民協働の県民運動へと展開 ○「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」を創設し、官民協働でライフステージに応じた取組を推進 ・定期的な取組依頼で応援団の取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化対策推進県民会議を中心とした官民協働の県民運動へと展開 ○「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の推進 官民協働でライフステージに応じた取組を推進 					<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進に取り込む企業や団体の増加(高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数の増加 R2 1,100団体) 育児休暇・育児休業取得促進直言費同数の増加 795団体) 	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進企業をはじめ、社会全体で子育てにやさしい環境づくりが進む 	少子対策課	

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室					
															目標事業量		目指すべき姿				
67	1 意識を変える	(2) 意識を変える	③ 職場での意識啓発	◆ハラスメントのない、男女ともに働きやすい職場づくりに向けた意識啓発を行います。	経済団体等と連携した女性の登用・継続就業の促進(女性登用等促進事業)	・セミナー等の実施により、女性の活躍に関する意識の醸成は進みつつある。 ・中小企業での意識が遅れ気味、管理職や働く女性双方の意識が不十分。	・経済団体、大学等とのタイアップによるセミナー等の開催。	・経営層、管理職層など、幅広い層への啓発 ・女性が働きやすい職場づくりに向けたニーズ調査 ・ワークライフバランスの働きかけ	→							・女性がライフステージや希望に応じて働き続けられている。	県民生活・男女共同参画課				
68					民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発や表彰制度の実施	・中小企業での意識が遅れ気味。	・経済団体、大学等とのタイアップによるセミナー等の開催。	・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発リーフレットの作成、配布 ・女性活躍推進法に定める事業主行動計画の策定に向けたアプローチ(H30.5修正)	→									・民間主導による女性の活躍推進の動きが醸成されている。 ・女性が働きやすい職場づくりが進んでいる。	県民生活・男女共同参画課		
69					民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発や表彰制度の実施	高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数 256団体(H29.3.31)	■子育て等を応援する機運の醸成 ・期間、ターゲットを絞ったキャンペーンの実施 ・少子化対策県民運動推進フォーラムの開催 ・各種広報手段を活用した広報・啓発の充実 ・少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介や表彰等)	○子育て等を応援する機運の醸成 キャンペーンの実施、フォーラムの開催、各種広報手段を活用した広報・啓発	→										ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業や団体の増加(高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数の増加 R2 1,100団体 育児休暇・育児休業取得促進宣言同数の増加 795団体)	民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進企業をはじめ、社会全体で子育てにやさしい環境づくりが進む	少子対策課
70					イクボスの県内普及による意識啓発	・中小企業での意識が遅れ気味。 ・経済団体、大学等とのタイアップによるセミナー等の開催。	・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発リーフレットの作成、配布	→												・民間企業等での女性の登用やワークライフバランスの推進の機運が醸成されている。	県民生活・男女共同参画課
71				次世代育成支援企業認証制度の広報・普及促進	・一般事業主行動計画策定届出件数:427件(平成28年3月末) 高知県次世代育成支援企業148社(平成27年3月末)	・2,142件以上、企業を訪問し、次世代育成支援企業認証制度の広報を実施(一般事業主行動計画を含む)	・認証制度の普及 ・関係法令の改正に対する企業への周知	・訪問企業の拡充に伴う認証企業の増加 名称を「高知県ワークライフ・バランス推進企業認証制度」に変更 ・「高知家」健康経営宣言企業や育児休業・育児休業取得促進宣言企業を中心に訪問・認証更新の事務手続きの簡素化	→							認証企業数:400社	・認証制度の普及 ・訪問企業の拡充に伴う認証企業の増加	雇用労働政策課			

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
72					商工会議所・商工会、農業共同組合、漁業共同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	商工会議所・商工会においては、商工会女性部・商工会議所女性部として組織が別れており、基本的に本体会議所・商工会議所の役員への女性の参加は、女性部の会長他若干名となっている。	商工会議所・商工会の各女性部の活動がより活性化するように支援してきた。	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援							商工会・商工会議所の組織運営に積極的に参画	経営支援課	
73					商工会議所・商工会、農業協同組合漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	15農協の役員総数321人のうち女性役員総数31人 15農協の正組合員数61,439人のうち女性正組合員数18,571人	JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取組について、支援した。	JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取組について、支援を継続する。							①総合的な監督指針における目標値 ・平成32年度までに女性役員の登用を0にする ・役員に占める女性の割合を早期に10% ・令和2年度までに15% ②JA大会で定められた目標値 ・正組合員に占める女性の割合が35%以上	農業経営において大きな役割を担っている女性が積極的に農業経営に参画することにより、より組合員の生活と営農に資する農協となることを目指す。 農協において、中核的な組合員組織である女性部への加入促進を図り、活動を活性化させることで、農協の事業・組織基盤強化へとつなげていく。	協同組合指導課
74	1 意識を変える	(2) さまざまな場での意識を変える	③ 職場での意識啓発	◆民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、官民協働による職場風土の醸成を進めます。 ◆男女平等の視点に立った研修等により、職場からの意識啓発を促します。 ◆ハラスメントのない、男女ともに働きやすい職場づくりに向けた意識啓発を行います。	商工会議所・商工会、農業協同組合漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	・漁業協同組合(沿海地区出資)の正組合員に占める女性の割合(10.6%)	・漁協女性部の育成と活動支援	女性組合員の加入の啓発に取り組む。							・運営方針決定過程での女性の参画の拡大	・女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり	水産政策課
75																	
76					企業等への外部講師派遣事業の実施(出前講座事業等)	平成29年度実績としては、のべ271回実施中、「女性」に関する研修は9回であった。 今後は、「女性」に関する研修の内容を更に充実させていく必要がある。	企業・民間団体研修や一般県民が対象となる研修に登録講師や外部講師の派遣を実施。	【講師派遣事業】 今後も幅広い人権に関する研修需要に対応できるよう講師を予め確保・登録し、必要に応じて派遣を行っていく必要がある。	人権啓発センター講師による人権研修の実施					参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を85%以上にする。 (高知県人権施策基本方針一第2次改定版一でのR5の目標)	(県民の)「女性の人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	人権課	
77					企業等への外部講師派遣事業の実施(出前講座事業等)	・働く場での男女間格差やハラスメントの発生	「出前講座」各種団体等の依頼に応じ、サポーター講師やソレ職員等が講師として、ハラスメント等に関する講座を実施	「出前講座」の実施						出前講座の実施数の確保	ニーズに応じた講座の内容の充実	ソーレ	
78					企業等への外部講師派遣事業の実施(出前講座事業等)	・働く人に占める女性割合46.7% ・6歳未満の子がいる子育て世帯の割合 55.5% ・女性の働きやすさに関する意識働きやすさと思っていないが過半数 55%	○子育て出前講座 3回実施(7/30 11/14 12/17) 25名参加(男性4名含む)	■子育て出前講座	○子育て出前講座 企業・団体の職員に対し、子育てに関する講座を随時実施					子育て出前講座年間4ヶ所以上で開催(R2.5修正)	社会全体で子育てにやさしい環境づくり	児童家庭課	

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
														目標事業量	目指すべき姿	
79	1 意識を変える	(2)さまざまな場での意識を変える	③働く場での意識啓発	◆民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、官民共同による職場風土の醸成を進めます。 ◆男女平等の視点に立った研修等により、職場からの意識啓発を促します。 ◆ハラスメントのない、男女ともに働きやすい職場づくりに向けた意識啓発を行います。	県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	アンケート調査において、ハラスメントの実態があるという意見があった。	管理職向け及び一般職員向け研修の実施。	研修の継続 ぎょうかん通信等を通じた職員への情報発信	ハラスメント対策研修の実施	→				ハラスメントの防止を図るとともに、職員が相談しやすい環境づくりを進める。	職員へのハラスメントに関する知識や意識が向上すること。	行政管理課
80					県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	児童生徒の生命に係る、いじめや虐待への対応等に重点を置いたものとなり、人権について広くとらえた研修となっている。	教頭研修において、セクシャル・ハラスメントを含むハラスメント防止についての研修を実施	教頭研修において、人権教育研修(人権が大切にされる学校づくり)として実施	教頭研修において、人権教育研修(人権が大切にされる学校づくり)として研修を実施	→				ハラスメントの防止を図るとともに、職員が相談しやすい環境づくりを進める。	学校を、すべての教職員が組織の一員として尊重されつつ協働していく組織(チーム学校)とし、たうえて、人権感覚を醸成、子どもたちの教育にあたる。	教育センター
81					県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	ハラスメント相談員の指定 ・「女性警察職員活躍等の推進のための行動計画」における取組として、ハラスメントに対する意識啓発の実施	ハラスメント防止対策関係文書の発出 ・ハラスメント相談員を指定し、部外講師を招いて研修会を開催 ・警察学校において、新採・入校生に対する教養の実施	ハラスメント相談員に対する研修会 ・警察学校における、新採・入校生に対する教養 ・ハラスメントのない働きやすい職場環境づくり ・ハラスメント等の相談に対応するサポートメール制度の活用	ハラスメント相談員に対する研修会 ・警察学校における、新採・入校生に対する教養 ・ハラスメントのない働きやすい職場環境づくり ・ハラスメント等の相談に対応するサポートメール制度の活用	→				ハラスメント教養等の実施により、ハラスメントを防止するとともに、サポートメール制度等を活用した相談体制の確立	ハラスメントに対する意識啓発及びハラスメントのない働きやすい職場づくり	警務課
82	1 意識を変える	(2)さまざまな場での意識を変える	③働く場での意識啓発	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	男女間の賃金格差(きまって支給する現金給与額:男性を100とした場合の賃金の割合) 74.7%	募集・採用における均等な取扱いについての事業主に対する啓発 ・男女雇用均等法をふまえた女性の職域拡大に対する事業主への啓発 ・労働相談の充実 ・男女の均等な処遇に向けた企業の取り組みの奨励・支援 ・企業への男女雇用機会均等法周知を目的とするセミナー開催 ・国等の助成金制度を企業へ広報	ワーク・ライフ・バランス推進セミナー、啓発パンフレットの配布や課のホームページなどを通じた啓発	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	→				雇用労働政策課
83					仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	○女性の理想的な働き方実現に必要なこと(H26 県民意識調査) ・家庭や地域では男性の家事・育児等への参加が第1位 ・職場では仕事と家庭の両立への職場の理解が第1位 ○核家族化の進行や働き方の多様化による子育てへの不安感・負担感の増大 ○高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数 256団体(H29.3.31)	○プレマnet 父親の育児参加へのアドバイス等をメルマガで配信 ○子育て応援広報紙「大きなあれ」父親の育児参加をテーマにした特集記事の掲載 ○子育て出前講座 3回実施(7/30 11/14 12/17) 25名参加(男性4名含む) ○子育て等を応援する機運の醸成 ・高知家「出会い・結婚・子育て応援」フォーラムの開催 ・好事例企業表彰	■各種広報手段を活用し男性の育児参加を促す情報の提供など ・出産・子育て応援サイト「こちプレマnet」 「子育て応援情報紙」 ■子育て出前講座 ○子育て等を応援する機運の醸成 ・少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○プレマnet 子育て支援のための情報を随時発信 市町村による取組情報も反映 ○「大きなあれ」 年間4回 4万部発行H29年度末で廃止 ○子育て出前講座 企業・団体の職員に対し、子育てに関する講座を随時開催 ○子育て等を応援する機運の醸成 少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○プレマnet 子育て応援情報紙の充実 ○子育て出前講座 ○子育て等を応援する機運の醸成 ○子育て等を応援する機運の醸成 少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○プレマnet 子育て応援情報紙の充実 ○子育て出前講座 ○子育て等を応援する機運の醸成 ○子育て等を応援する機運の醸成 少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○プレマnet 子育て応援情報紙の充実 ○子育て出前講座 ○子育て等を応援する機運の醸成 ○子育て等を応援する機運の醸成 少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○プレマnet 子育て応援情報紙の充実 ○子育て出前講座 ○子育て等を応援する機運の醸成 ○子育て等を応援する機運の醸成 少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○プレマnet 子育て応援情報紙の充実 ○子育て出前講座 ○子育て等を応援する機運の醸成 ○子育て等を応援する機運の醸成 少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○プレマnet 子育て応援情報紙の充実 ○子育て出前講座 ○子育て等を応援する機運の醸成 ○子育て等を応援する機運の醸成 少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業や団体の増加(高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数の増加 H31 770団体)(H29.3修正)

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室			
														目標事業量	目指すべき姿				
84	1 意識を変える	(2) なまざまな場での意識啓発	③ 働く場での意識啓発	◆民間企業等におけるワークライフ・バランスを推進するため、官民共同による職場風土の醸成を進めます。	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	・中小企業での意識が遅れ気味。	・経済団体、大学等とのタイアップによるセミナー等の開催。	・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発リーフレットの作成、配布							女性活躍推進法に規定する事業主行動計画策定企業数(10人以上300人以下)：50社	・民間企業等での女性の登用やワークライフバランスの推進の機運が醸成されている。	県民生活・男女共同参画課		
85				◆男女平等の視点に立った研修等により、職場からの意識啓発を促します。	労働関係法令等の広報・啓発・周知		企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的にセミナーを実施	企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的にセミナーを実施	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。						雇用労働政策課	
86				◆ハラスメントのない、男女ともに働きやすい職場づくりに向けた意識啓発を行います。	労働関係法令等の広報・啓発・周知		【高知県社会貢献活動支援推進計画の取組の推進】(高知県ボランティア・NPOセンター)	学習機会の提供 内容：NPO基礎講座、NPO経営塾、NPO経営研究会、NPO実務講座、NPO実務相談、NPOフォーラム、ボランティアガイダンス、地域づくり仕掛け人市、NPO会議室貸出	(高知県ボランティア・NPOセンター) 講座等の学習機会の提供	(高知県ボランティア・NPOセンター) 講座等の学習機会の提供	(高知県ボランティア・NPOセンター) 講座等の学習機会の提供				第4次計画策定			NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成	県民生活・男女共同参画課
87				◆男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進めます。	NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	・福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催 ・地域連携による福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業の実施 ・ボランティアコーディネーション機能強化モデル事業の実施 ・ボランティアNPO通信「手をつなごう」の発行(4,000部)	・福祉教育推進事業 ・養成研修事業 ・広報啓発事業	地域のボランティア活動の活性化に大きな役割を果たす市町村社協のボランティアセンター機能強化を目指す。	・市町村社協のボランティアセンターの機能強化を図る。 ・地域でボランティア学習の推進役となる人材を育成。								ボランティア活動に参加する者の増 新たなボランティア層の活動の促進	学校と地域が連携した学習プログラムを展開し、ボランティアに対する興味や人々とのつながりの大切さを実感できる。地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制整備、環境整備を図る。	地域福祉政策課
88	◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域の男女共同参画社会づくりの中核を担うリーダーや、男女共同参画の視点を持った人材の育成を図ります。	NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	・成人のスポーツ実施率において女性は男性より低く、特に20～40代が他の年代に比べて低い。 ・地域の課題やニーズに応じたスポーツ機会の提供	・各スポーツ団体等がそれぞれで大会や教室を開催している。 ・地域のニーズや課題に基づいた、身近な教室や気軽に参加できるスポーツイベントなど、スポーツ実施のきっかけづくりとなる取組の実施する。 ・各種イベントを行う際に、女性に焦点を当てた情報発信を行う。(R02.5追加)	・地域のスポーツ大会や特色あるスポーツ大会や教室の開催への支援を行う。(R01.5追加)	・検討委員会の開催(※国の中間評価により平成28年度で事業中止)	・検討委員会委員長からの報告書提出 ・スポーツ教室、大会の開催への支援								特色あるスポーツ大会や教室などの取組が増加する	女性のスポーツ活動が活性化	スポーツ課		
89			④ 地域での意識啓発	男女共同参画に関する県民への研修の実施(出前講座事業、公民館活動等)	・地域活動における男女共同参画の遅れ	「出前講座」各種団体等の依頼に応じ、サポーター講師やソーレ職員等が講師として、男女共同参画に関する講座を実施	「出前講座」の実施								出前講座の実施数の確保	ニーズに応じた講座の内容の充実	ソーレ		

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28~32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室				
														目標事業量	目指すべき姿					
90	1 意識を変える (2) なまざまな場での意識を変える ④ 地域での意識啓発			◆男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進めます。 ◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域の男女共同参画社会づくりの中核を担うリーダーや、男女共同参画の視点を持った人材の育成を図ります。	男女共同参画に関する県民への研修の実施(出前講座事業、公民館活動等)	各市町村の公民館等で各種講座・行事を実施	公民館活動の情報収集を行い、研究大会等で実践を発表 ・高知県公民館研究大会	講習会等による意識の啓発と各種事業の実施による地域活動の推進	・公民館等地域での活動の情報収集と発信 ・高知県公民館研究大会等研修会の開催	第29回全国公民館研究会高知県大会兼第40回中四国地区公民館研究会高知大会	平成30年度高知県公民館研究大会(中央地区大会)	令和元年度高知県公民館研究大会(香美・香南地区大会)		全ての市町村において各種講座・行事を実施	男女ともに地域住民として地域の活動に積極的に参加する。	生涯学習課				
91					男女共同参画に関する情報の提供(情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報)	・地域活動における男女共同参画の遅れ	広報誌(ソーレ・スコープ、メルマガ)、各種講演会、研修会の開催	広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。									広報事業量の確保	男女共同参画平等意識の向上	ソーレ	
92					市町村が行う男女共同参画への意識啓発に対する支援		事例に応じ随時対応	事例に応じ随時対応	随時対応										女性の人権が尊重された表現での意識啓発	県民生活・男女共同参画課
93							市町村人権啓発担当者研修の実施(再掲)	人権課、県人権啓発センター、県教委人権教育課の3者で市町村担当者への研修会を年度当初に実施している。現状は、行政説明が中心だが、今後は、市町村担当者のスキルアップにつながる内容にしていける必要がある。	市町村人権啓発担当者を対象とした、啓発手法の修得、啓発企画力の向上、担当者間のネットワークの形成を図るため県内3ブロックで研修会を実施。	【市町村人権啓発担当者連絡協議会開催事業】市町村担当者全員の出席となっていない。ネットワーク作りなど連携を図るためにも、全市町村の参加を促す。業務の参考となるよう、県内外から先進的な取組を行っている事例を選定する。								市町村の担当者が、人権施策を推進していくための知識とスキルを身に付けている。	人権課	
94							企業等への外部講師派遣事業の実施(出前講座事業等)(再掲)	「人権教育・啓発に関する基本計画」では、企業においては、個々の実情や方針に応じて、自主的な啓発活動が行われているとされており、(公財)高知県人権啓発センターにおいて、様々な場面に講師を派遣している。	企業・民間団体研修や一般県民が対象となる研修に登録講師や外部講師の派遣を実施。	【講師派遣事業】今後も幅広い人権に関する研修需要に対応できるよう講師を予め確保・登録し、必要に応じて派遣を行っていく必要がある。								参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80.85%以上に上げる。(高知県人権施策基本方針-第2次改定版-でのR5の目標)	(県民の)「女性の権利問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	人権課
95							企業等への外部講師派遣事業の実施(出前講座事業等)	・働く場での男女間格差やハラスメントの発生	「出前講座」各種団体等の依頼に応じ、サポーター講師やソーレ職員等が講師として、ハラスメント等に関する講座を実施	「出前講座」の実施								出前講座の実施数の確保	ニーズに応じた講座の内容の充実	ソーレ
96			企業等への外部講師派遣事業の実施(出前講座事業等)	・働く人に占める女性割合 46.7% ・6歳未満の子がいる子育て世帯の割合 55.5% ・女性の働きやすさに関する意識動きやすさと思っていないが過半数 55%	○子育て出前講座 3回実施(7/30、11/14、12/17) 25名参加(男性4名含む)	■子育て出前講座	○子育て出前講座 企業・団体の職員に対し、子育てに関する講座を随時開催							子育て出前講座年間4ヶ所以上で開催(R2.5修正)	社会全体で子育てにやさしい環境づくり	児童家庭課				

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
														目標事業量	目指すべき姿	
97	1 意識を変える	(2)さまざまな場での意識を変える	(4)地域での意識啓発	◆男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進めます。 ◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域の男女共同参画社会づくりの中核を担うリーダーや、男女共同参画の視点を持った人材の育成を図ります。	人権(女性)に対する講座・研修会開催支援	平成30年度現在、34市町村(100%)に事業委託を行っており、今後も継続して県内全ての市町村で人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	人権尊重思想の普及啓発を図り、基本的人権の擁護に資するため、住民を対象とする講演会や研修会などの啓発活動を市町村に委託した。	【人権啓発活動市町村委託事業】引き続き実行していく。	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施					—	事業実施により、人権尊重の社会づくりや、自主的な人権意識の向上がみられる。	人権課
98					人権(女性)に対する講座・研修会開催支援	市町村における社会教育・人権啓発では、「子どもの人権」や「高齢者の人権」についてのニーズが多く、「女性の人権」について学習する機会が少ない。	市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会で、法務局人権擁護委員より、デートDVIに関する情報提供を行った。	市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の人権」の重要性についても周知を図る。	人権教育推進講座支援事業を活用し、効果的な研修方法や研修内容の設定の仕方などについての支援を行うことで、参加者の理解を上げ、指導者の育成を図る。	人権教育推進講座支援事業は終了したが、市町村からの研修依頼には、講師として対応する。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の回答の割合を80%以上にする。(R2年度より)		各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。	人権教育・児童生徒課		
99					女性のチャレンジ・エンパワメント支援	・地域活動における男女共同参画の遅れ	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	人材育成プログラム策定	人材育成プログラム実施	キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため、講座や研修を実施する。	女性リーダーの増加による男女共同参画社会の実現	ソーレ
100					女性リーダーの育成(再掲)	・男女の不平等意識 ・固定的役割分担意識	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	人材育成プログラム策定	人材育成プログラム実施	キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため、講座や研修を実施する。	女性リーダーの増加による男女共同参画社会の実現	ソーレ
101	2 場をひろげる	(1)政策・方針決定過程への女性の参画をひろげる	①行政への女性の参画の促進	◆県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。	県の審議会等の委員への女性の参画推進	県の審議会等の委員の男女構成 32.3%(H27.5.1)	・女性人材リストの各課室への情報提供 ・高知県男女共同参画推進本部会などでの協力要請	・女性人材リストの各課室への情報提供 ・高知県男女共同参画推進本部会などでの協力要請	・女性人材リストの各課室への情報提供 ・高知県男女共同参画推進本部会などでの協力要請	女性人材リストの各課室への情報提供や各種働きかけにより女性0名の審議会をゼロに。				県の審議会等の委員の男女構成を均衡にすることにより、女性の視点を活かした政策の実現	県民生活・男女共同参画課ほか審議会等設置所属	
102					人材リストの整備と活用促進	県の審議会等の委員の男女構成 34.5%(H26.5.1)	・女性人材リストの各課室への情報提供	・女性人材リストの各課室への情報提供	・女性人材リストの各課室への情報提供	・女性人材リストの各課室への情報提供	女性人材リストの各課室への情報提供	女性人材リストの各課室への情報提供	女性人材リストの各課室への情報提供	女性人材リストの各課室への情報提供や各種働きかけにより女性0名の審議会をゼロに。	県の審議会等の委員の男女構成を均衡にすることにより、女性の視点を活かした政策の実現	県民生活・男女共同参画課

【様式2】【うち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室			
															目標事業量		目指すべき姿		
103	2	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	① 行政への女性の参画の促進	◆県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。	女性リーダーの育成(再掲)	・男女の不平等意識 ・固定的役割分担意識	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施		人材育成プログラム策定	人材育成プログラム実施				キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため、講座や研修を実施する。	女性リーダーの増加による男女共同参画社会の実現	ノーレ		
104					女性県職員の登用、活躍の推進	・県職員に占める女性の割合 女性職員数1,131人 ／職員数3,390人 ＝33.4% 県職員(知事部局)の管理職員に占める女性の割合 女性管理職員数 31人 ／管理職員数 283人 ＝11.0% (R2.4.1)	・女性県職員の登用、活用 の推進	県職員の採用や管理職員への登用について各人の能力や実績に応じ、均等な機会を提供する。	「高知県における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に掲げる取組の推進									人事課	
105					女性県職員の登用、活躍の推進	県職員(教育委員会事務局(派遣職員を含む))に占める女性の割合 女性職員数117人 ／職員数 261人 ＝44.8% 県職員(教育委員会事務局)の管理職員に占める女性の割合 女性管理職員数10人 ／管理職員数 33人 ＝30.3% (R2.4.1)	県職員の採用や管理職員への登用について各人の能力や実績に応じ、均等な機会を提供する。	県職員の採用や管理職員への登用について各人の能力や実績に応じ、均等な機会を提供する。	「高知県における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に掲げる取組の推進										教育政策課
106					女性県職員の登用、活躍の推進	○幹部への公正な登用を実施 ○意欲ある女性警察官の専門分野への積極的配置	女性の職域を拡大するとともに、公正な昇任試験制度により男女の別なく幹部に登用	○女性に適正があると認められるポストへの配置に努め、公正な昇任試験制度により男女の別なく幹部に登用 ○「高知県警察における女性警察職員活躍等の推進のための行動計画」を見直し、H29.7月一部改正(H29.9追加)	引き続き女性に適性があると認められるポストへの配置に努め、公正な昇任試験制度により男女の別なく幹部に登用	高知県警察における女性警察職員活躍等の推進のための行動計画に基づき推進(H28.3策定、H30.7一部改正)								「女性警察職員活躍等の推進のための行動計画」に基づく女性警察官の採用の拡大や登用の拡大	女性の視点を一層反映した警察運営
107				◆女性県職員や教職員の能力開発を支援するとともに登用や活躍、並びに職域の拡大を一層進めます。	学校現場における女性教職員の登用促進	管理職に占める女性教職員の割合 一教員は、年々わずかではあるが増加傾向が続いており、H22年からH27年の5年間で2.2%増となっている。 一学校事務職員は、平成22年度から平成27年度の5年間で16.7%増となっている。	校長登用については、平成27年度実施より公募制を廃止し、受審資格のある者(意思確認のうえ希望しない者を除く)全員を任用候補者とする事で、女性の任用候補者の拡大につなげている。	校長登用については、現状の選考方法で女性の登用を促進する。教頭登用については、女性を含め優秀な人材が登用できるような制度の検討を行う。	教頭登用について、優秀な人材が確保できるような制度の検討を行う。	教頭等任用候補者選考審査制度の改正を行い、新たな制度のもとで、女性管理職の増加につなげる。				管理職に占める女性教員の割合22%を目指す。 学校事務職員については、均衡状態を保つ。	意欲のある女性教職員の教頭受審を積極的に促すことで管理職に占める女性教職員の割合が増加する。	教職員・福利課			

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
														目標事業量	目指すべき姿	
108	2	(一)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 場をひろげる	①行政への女性の参画の促進	◆女性県職員や教職員の能力開発を支援するとともに登用や活躍、並びに職域の拡大を一層進めます。	<p>女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定</p>	<p>【知事部局】 ・管理職における女性職員の割合 11.6% (H31.4.1) ・チーフ・班長職以上における女性職員の割合 23.9% (H31.4.1) ・新規採用職員に占める女性割合 40.8% (H31年度) ・男性職員の育児休業取得率 9.3% (H30年度) ・配偶者が産前産後休暇中に育児を行う男性職員に係る休暇取得率 61.3% (H30年度)</p> <p>【公営企業局】 ・管理職における女性職員の割合 23.8% (H31.4.1) ・チーフ・班長職以上における女性職員の割合 52.0% (H31.4.1) ・新規採用職員に占める女性割合 39.6% (H31年度) ・男性職員の育児休業取得率 9.1% (H30年度)</p>	<p>「高知県における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の策定・公表</p>	<p>・女性が活躍できる職場であることの広報活動 ・女性職員の管理職登用にに向けた、様々な職への配置、ポスト職への積極的な登用 ・女性職員を対象としたキャリア形成支援講座の実施 ・出産を控えている全ての男女職員に対する管理職員による面談の実施や、管理職員を対象とした意識改革・職場マネジメントに関する研修など、仕事と家庭の両立支援</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">「高知県における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に掲げる取組の推進</div> 					<p>目指すべき姿 【知事部局】 ・管理職における女性職員の割合 10%以上 ・チーフ・班長職以上における女性職員の割合 25%以上 ・新規採用職員に占める女性割合 男女の均衡を保つ ・男性職員の育児休業取得率 希望する職員全員の取得 ・配偶者が産前産後休暇中に育児を行う男性職員に係る休暇取得率 100%</p> <p>【公営企業局】 ・管理職における女性職員の割合 25%以上 ・チーフ・班長職以上における女性職員の割合 45%以上 ・新規採用職員に占める女性割合 男女の均衡を保つ ・男性職員の育児休業等のいずれかの制度利用率 100%</p>	人事課	
					<p>女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定</p>	<p>・教職員は、従前から女性の採用割合が高い傾向にある。 ・平成28年度において、女性教職員が育児休業を全員取得しているのに対して、男性教職員の育児休業取得率は2.9%と低い状況である。また、男性教職員の配偶者の出産休暇及び育児のための休暇についても取得率が低い。</p>	<p>県立学校の教職員については、教職員子育てサポートプランにより子育て支援制度の活用を促進してきた。</p>	<p>・男性教職員の育児休業や子どもが産まれた時の配偶者の出産休暇等の取得率が低いのは、制度の認知度が低いことも、要因の一つではないかと思われるため、制度の周知を行います。 ・本人又は配偶者が出産を控えている全ての教職員に対し、管理職による面談を行い活躍促進やキャリアプランに関する助言を行います。 ・女性管理職の登用を積極的に進めていきます。</p>						<p>・管理職に占める女性の割合(教員)→22%以上にする。(学校事務職員)→均衡状態を保つ。 ・女性教職員に占める採用の割合→均衡状態を保つ。 ・男性教職員の配偶者の出産休暇及び育児のための休暇取得率→(H27～R元のプラン)1日以上休暇を取得(取得率100%) (R2～R6のプラン)あわせて5日以上取得(取得率100%)</p>	教職員・福利課	

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28~32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室							
														目標事業量	目指すべき姿								
108	①行政への女性の参画の促進 2 場をひろげる	(一)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	◆女性県職員や教職員の能力開発を支援するとともに登用や活躍、並びに職域の拡大を一層進めます。	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定	「女性警察職員活躍等の推進のための行動計画」に設定した数値目標の達成に向けて、女性警察職員の採用・登用拡大、全職員の意識改革を図っている。	○女性警察官に期待する仕事を紹介する採用募集活動 ○人材育成のための教養機会の拡大 ○長期入校を伴う教養の負担を軽減する通学教養 ○女性の意見を反映させた施設の整備	○女性警察職員の採用・登用の拡大 ○超過勤務の縮減 ○年次有給休暇の取得促進 ○男性職員の配偶者出産休暇等の取得促進 ○ハラスメントの防止 ○仕事や子育て、介護を両立して活躍できるための環境整備 ○「高知県警察における女性警察職員活躍等の推進のための行動計画」を見直し、H29.7月一部改正(H29.9追加)	○女性警察職員の採用・登用の拡大 ○超過勤務の縮減 ○年次有給休暇の取得促進 ○男性職員の配偶者出産休暇等の取得促進 ○ハラスメントの防止 ○仕事や子育て、介護を両立して活躍できるための環境整備							○警察官採用者に占める女性の割合20%以上 ○女性警察官に占める巡査部長以上の割合35%以上(H29.7変更) ○一般職員に占める女性の補佐級以上の割合40%以上 ○県警察学校における専科教養等の入校生等に占める女性警察職員の割合15%以上 ○年間の年次有給休暇取得日数12日以上 ○男性警察職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率100%・取得日各2日以上	女性警察職員が生き生きと安心して働ける職場環境の構築	警務課						
109									男女共同参画に関する情報の提供(情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報)	・地域活動における男女共同参画の遅れ	広報誌(ソーレ・スコープ、メルマガ)、各種講演会・研修会の開催	広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。								広報事業量の確保	男女共同参画平等意識の向上	ソーレ	
110									◆市町村における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう支援します。	市町村人権啓発・人権教育担当者研修の実施(再掲)	人権課、県人権啓発センター、県教委人権教育課の3者で市町村担当者への研修会を年度当初に実施している。現状は、行政説明が中心だが、今後は、市町村担当者のスキルアップにつながる内容にしていく必要がある。	市町村人権啓発担当者を対象とした、啓発手法の修得、啓発企画力の向上、担当者間のネットワークの形成を図るため県内3ブロックで研修会を実施。	【市町村人権啓発担当者連絡協議会開催事業】市町村担当者全員の出席となっていない、ネットワーク作りなど連携を図るためにも、全市町村の参加を促す。業務の参考となるよう、県内外から先進的な取組を行っている事例を選定する。								市町村人権啓発担当者研修会の実施	市町村の担当者が、人権施策を推進していくための知識とスキルを身に付けている。	人権課
111									市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会の実施(再掲)	市町村における社会教育・人権啓発では、「子どもの人権」や「高齢者の人権」についてのニーズが多く、「女性の人権」について学習する機会が少ない。	市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会で、法務局人権擁護委員より、テートDVIに関する情報提供を行った。	市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の人権」の重要性についても周知を図る。	各市町村の人権教育・啓発に関する取組において、男女共同参画や女性の人権をテーマにした内容を組み込んでもらえるよう、市町村担当者会等を通して働きかける。									各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。	人権教育・児童生徒課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室				
														目標事業量	目指すべき姿					
112	2 場をひろげる	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	① 行政への女性の参画の促進	◆市町村における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう支援します。	市町村職員の女性管理職への登用促進	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の審議会等の委員の男女構成 25.1% 市町村議会に占める女性議員の割合 12.1% 市町村職員に占める女性の割合 36.0% 市町村職員の管理職に占める女性の割合 14.8% 	<ul style="list-style-type: none"> 「こうち人づくり広域連合」における男女共同参画関係の研修の実施【H23～27実績】 ①セクシャルハラスメント研修(階層別基本研修、新採用職員研修の中で実施)のべ5,436名 ②男女共同参画セミナーのべ261名 ③職場内講師育成研修のべ12名 受講者計 5,709名 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を全市町村で策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する研修により多くの市町村職員が参加できるよう今後も協力していく。 女性活躍推進法に基づく情報公表等について、毎年度各市町村に対し情報提供・助言等していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 「こうち人づくり広域連合」で実施される男女共同参画関係の研修等に協力していく。(参考) H27研修受講実績 ①セクシャルハラスメント研修(階層別基本研修、新採用職員研修の中で実施) 1,014名 ②男女共同参画セミナー 42名 特定事業主行動計画のフォローアップや、女性の職業選択に資する情報の公表を各市町村に依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 「こうち人づくり広域連合」で実施される男女共同参画関係の研修等に協力していく。(参考) H28研修受講実績 ①セクシャルハラスメント研修(階層別基本研修、新採用職員研修の中で実施) 1,224名 ②男女共同参画セミナー 77名 特定事業主行動計画のフォローアップや、女性の職業選択に資する情報の公表を各市町村に依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 「こうち人づくり広域連合」で実施される男女共同参画関係の研修等に協力していく。(参考) H29研修受講実績 ①セクシャルハラスメント研修(階層別基本研修の中で実施) 828名 ②男女共同参画セミナー 47名 特定事業主行動計画のフォローアップや、女性の職業選択に資する情報の公表を各市町村に依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「こうち人づくり広域連合」で実施される男女共同参画関係の研修等に協力していく。(参考) H30研修受講実績 ①セクシャルハラスメント研修(階層別基本研修の中で実施) 997名 ②男女共同参画セミナー 55名 引き続き、特定事業主行動計画のフォローアップや、女性の職業選択に資する情報の公表を各市町村に依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「こうち人づくり広域連合」で実施される男女共同参画関係の研修等に協力していく。(参考) H32研修受講実績 ①セクシャルハラスメント研修(階層別基本研修の中で実施) 1,056名 ②男女共同参画セミナー 55名 引き続き、特定事業主行動計画のフォローアップや、女性の職業選択に資する情報の公表を各市町村に依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての市町村職員が、研修等を通して男女共同参画に関する正しい知識を持ち、自ら考え行動することができる。 各市町村において、特定事業主行動計画に基づく情報公表等が毎年度確実に実施していく。 	市町村振興課					
113					114	② 団体・組織への女性の参画の拡大	◆経済団体と連携し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める事業主行動計画策定の働きかけなどにより、企業等における女性の登用等を促進します。 ◆民間企業等において、女性の活躍を進めることが業績拡大につながるということへの理解を深め、女性がその能力を十分発揮できるような職場づくりを促します。	市町村の審議会等委員への女性の参画促進	市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合 25.4%	市町村の審議会等委員への女性の参画促進のために指導、周知を行う。	市町村の審議会等委員への女性の参画促進のために指導、周知を行う。	市町村の審議会等委員への女性の参画促進のために指導、周知を行う。							市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合の向上	県民生活・男女共同参画課
114								<ul style="list-style-type: none"> 経済団体等と連携した女性の登用・継続就業の促進(女性登用等促進事業)(再掲) 中小企業での意識が遅れ気味、管理職や働く女性双方の意識が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> セミナー等の実施により、女性の活躍に関する意識の醸成は進みつつある。 女性が働きやすい職場づくりに向けたニーズ調査 ワークライフバランスの働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 経営層、管理職層など、幅広い層への啓発 女性が働きやすい職場づくりに向けたニーズ調査 ワークライフバランスの働きかけ 									女性がライフステージや希望に応じて働き続けられている。	県民生活・男女共同参画課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室		
														目標事業量	目指すべき姿			
115	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2 場をひろげる		② 団体・組織への女性の参画の促進		民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発や表彰制度の実施(再掲)		・経済団体、大学等とのタイアップによるセミナー等の開催。 ・中小企業での意識が遅れ気味。	・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発リーフレットの作成、配布 ・女性活躍推進法に定める事業主行動計画の策定支援(H29.5追加)	→						・民間主導による女性の活躍推進の動きが醸成されている。 ・女性が働きやすい職場づくりが進んでいる。	県民生活・男女共同参画課		
116				◆経済団体と連携し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める事業主行動計画策定の働きかけなどにより、企業等における女性の登用等を促進します。 ◆民間企業等において、女性の活躍を進めることが業績拡大につながるということへの理解を深め、女性がその能力を十分発揮できるような職場づくりを促します。	民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発や表彰制度の実施	高知家の出合い・結婚・子育て応援団の登録数 256団体(H29.3.31)	■子育て等を応援する機運の醸成 ・期間、ターゲットを絞ったキャンペーンの実施 ・少子化対策県民運動推進フォーラムの開催 ・各種広報手段を活用した広報・啓発の充実 ・少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介や表彰等)	■子育て等を応援する機運の醸成 ・少子化対策県民運動推進フォーラムの開催 ・各種広報手段を活用した広報・啓発の充実 ・少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	→						ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業や団体の増加(高知家の出合い・結婚・子育て応援団の登録数の増加 R2 1,100団体 育児休暇・育児休業取得促進宣言賛同数の増加 795団体)	民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進企業をはじめ、社会全体で子育てにやさしい環境づくりが進む	少子対策課	
117				◆各種の団体、組織への、女性の一層の参画、登用を促します。	商工会議所女性会、商工会女性部の育成と活動支援	商工会議所・商工会においては、商工会女性部・商工会議所女性部として組織が別立てとなっており、基本的に本体商工会・商工会議所の役員への女性の参加は、女性部の会長他若干名となっている。	商工会議所・商工会の各女性部の活動がより活性化するように支援してきた。	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援	→							商工会・商工会議所の組織運営に積極的に参画	経営支援課
118				農協同組合女性部の育成と活動支援	15農協の役員総数321人のうち女性役員総数31人 15農協の正組合員数61,439人のうち女性正組合員数18,571人	JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取組について、支援した。	JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取組について、支援を継続する。	JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取組について、支援を継続していく。	JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取組について、支援を継続していく。	→				JA大会(H30年度)で決議された取り組み(女性組織とJAの連携、目的別組織の設置、次代の女性活動を担う層との関係作りに向けた講座やイベントの開催、ニーズの把握)について、ヒアリング等を通じて取組状況を把握し、指導を行う。	→		①総合的な監督指針における目標値 ・令和2年度までに女性役員の登用されていない組織を0にする ・役員に占める女性の割合を早期に10% ・令和2年度までに15% ②JA大会で定められた目標値 ・正組合員に占める女性の割合が35%以上	農業経営において大きな役割を担っている女性が積極的に農協経営に参画することにより、より組合員の生活と営農に資する農協となることを目指す。農協において、中核的な組合員組織である女性部への加入促進を図り、活動を活性化させることで、農協の事業・組織基盤強化へとつなげていく。

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室			
														目標事業量	目指すべき姿				
119	(一)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	2 場をひろげる	②団体・組織への女性の参画の促進	◆各種の団体、組織への、女性の一層の参画、登用を促します。	漁業共同組合女性部の育成と活動支援											水産政策課			
120					各組織に対する広報啓発、情報提供	女性部が様々な活動を行っているが、その取組がJA内外で正しい評価を受けていないという現状が見られる。	JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取組について、支援した。	JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取組について、支援を継続する。	JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取組について、支援を継続していく。					JA大会(H30年度)で決議された取り組み(女性組織とJAの連携、目的別組織の設置、次代の女性活動を担う層との関係作りに向けた講座やイベントの開催、ニーズの把握)について、ヒアリング等を通じて取組状況を把握し、指導を行う。		*JA女性部の活動を通じた地域農業の維持・発展をJAが積極的に支援していくための意思反映が強化される。	農業経営において大きな役割を担っている女性が積極的に農協経営に参画することにより、より組合員の生活と営農に資する農協となることを目指す。 農協において、中核的な組合員組織である女性部への加入促進を図り、活動を活性化させることで、農協の事業・組織基盤強化へとつなげていく。	協同組合指導課	
121					各組織に対する広報啓発、情報提供														水産政策課
122					女性による地域防災活動の育成と支援	消防団員に占める女性の割合 3.5% (平成29年4月1日現在)	消防団員定数確保対策(女性消防団員の入団促進) ・消防団を充実強化し、地域の安全確保という消防団の役割を果たし地域の総合的防災力の向上を図るため地域に密着して生活し、地域コミュニティの結びつきを持っている女性消防団員の増加を図った。	女性消防団員の入団促進 ・各消防団に対する女性消防団員の入団促進の取り組み。	女性消防団員の入団促進 ・消防団員定数確保対策の中で、女性消防団員の活動事例などを紹介し、女性の入団促進を図る。	・地域防災フェスティバル(室戸市)に出店し、来場者に対し、女性消防団員のPRを実施。 (H30.5追加)	・地域防災フェスティバル(高知市)に出店し、来場者に対し、女性消防団員のPRを実施。 (R2.5追加)						女性消防団員の入団促進 ・各消防団で女性消防団員の役割の認識が確認され、ほとんどの消防団に女性が入団する ・女性消防団員数の増加	各消防団で男性消防団と共に女性消防団が活動することで、消防団の定数を確保し地域防災力の向上を図る。	消防政策課
123					女性リーダーの育成	・男女の不平等意識 ・固定的役割分担意識	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施										キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため、講座や研修を実施する。	女性リーダーの増加による男女共同参画社会の実現
124	大学生に向けたキャリア形成支援事業(男女共同参画に関する講演・講座)	・女性の参画が低い組織・団体や分野	平成26年度から大学と連携して男女共同参画講座やキャリア形成支援のための講座を実施	大学と連携して男女共同参画講座やキャリア形成支援のための講座を実施										大学との連携の強化・拡大	若い世代からの男女共同参画意識の醸成	ソーレ			

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室				
															目標事業量		目指すべき姿			
125	2 場をひろげる	(2) 働く場をひろげる	① 職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	◆多様な就業形態や休業制度の拡充等を促すことで、職域拡大を促し、働くことを希望する者の雇用の場を広げます。 ◆女性の活躍を進めることが業績拡大につながるということへの理解を深め、女性がその能力を十分発揮できるような職場づくりを促します。 ◆男女の平等な待遇を促します。	経済団体等と連携した女性の登用・継続就業の促進(女性登用等促進事業)(再掲)	・セミナー等の実施により、女性の活躍に関する意識の醸成は進みつつある。 ・中小企業での意識が遅れ気味、管理職や働く女性双方の意識が不十分。	・経済団体、大学等とのタイアップによるセミナー等の開催。	・経営層、管理職層など、幅広い層への啓発 ・女性が働きやすい職場づくりに向けたニーズ調査 ・ワークライフバランスの働きかけ	→							・女性がライフステージや希望に応じて働き続けられている。	県民生活・男女共同参画課			
126					民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発や表彰制度の実施(再掲)	・中小企業での意識が遅れ気味。	・経済団体、大学等とのタイアップによるセミナー等の開催。	・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発リーフレットの作成、配布 ・女性活躍推進法に定める事業主行動計画の策定支援(H29.5追加)	→								・民間主導による女性の活躍推進の動きが醸成されている。 ・女性が働きやすい職場づくりが進んでいる。	県民生活・男女共同参画課		
127					民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発や表彰制度の実施	高知家の出合い・結婚・子育て応援団の登録数 256団体(H29.3.31)	■子育て等を応援する機運の醸成 ・期間、ターゲットを絞ったキャンペーンの実施 ・少子化対策県民運動推進フォーラムの開催 ・各種広報手段を活用した広報・啓発の充実 ・少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介や表彰等)	■子育て等を応援する機運の醸成 ・少子化対策県民運動推進フォーラムの開催 ・各種広報手段を活用した広報・啓発の充実 ・少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○子育て等を応援する機運の醸成 フォーラムの開催、各種広報手段を活用した広報・啓発	→								ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業や団体の増加(高知家の出合い・結婚・子育て応援団の登録数の増加 R2 1,100団体 育児休暇・育児休業取得促進宣言賛同数の増加 795団体)	民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進企業をはじめ、社会全体で子育てにやさしい環境づくりが進む	少子対策課
128				仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	○女性の理想的な働き方実現に必要なこと(H26 県民意識調査) ・家庭や地域では男性の家事・育児等への参加が第1位 ・職場では仕事と家庭の両立への職場の理解が第1位 ○核家族化の進行や働き方の多様化による子育てへの不安感・負担感の増大 ○高知家の出合い・結婚・子育て応援団の登録数 256団体(H29.3.31)	○プレマnet 父親の育児参加へのアドバイス等をメルマガで配信 ○子育て応援広報紙「大きなあれ」父親の育児参加をテーマにした特集記事の掲載 ○子育て出前講座 3回実施(7/30、11/14、12/17) 25名参加(男性4名含む) ○子育て等を応援する機運の醸成 ・高知家「出合い・結婚・子育て応援」フォーラムの開催 ・好事例企業表彰	■各種広報手段を活用し男性の育児参加を促す情報の提供など ・出産・子育て応援サイト 「こちプレマnet」 ・子育て応援情報紙「大きなあれ」 ■子育て出前講座 ■子育て等を応援する機運の醸成少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○プレマnet 子育て支援のための情報を随時発信 市町村による取組情報も反映 ○「大きなあれ」年刊発行 H29年度未定 ○子育て出前講座 企業・団体の職員に対し、子育てに関する講座講座を随時開催 ○子育て等を応援する機運の醸成 少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業や団体の増加(高知家の出合い・結婚・子育て応援団の登録数の増加 H31 770団体)(H29.3修正)	働きながら子育てしやすい環境づくり	児童家庭課 少子対策課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室			
															目標事業量		目指すべき姿		
129	2 場をひろげる (2)働く場をひろげる	①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	◆多様な就業形態や休業制度の拡充等を促すことで、職域拡大を促し、働くことを希望する者の雇用の場を広げます。 ◆女性の活躍を進めることが業績拡大につながるということへの理解を深め、女性がその能力を十分発揮できるような職場づくりを促します。 ◆男女の平等な待遇を促します。	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の理想的な働き方実現に必要なこと(H26 県民意識調査) ・家庭や地域では男性の家事・育児等への参加が第1位 ・職場では仕事と家庭の両立への職場の理解が第1位 ○核家族化の進行や働き方の多様化による子育てへの不安感・負担感の増大 ○高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数 256団体(H29.3.31) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ブレマnet 父親の育児参加へのアドバイス等をメルマガで配信 ○子育て応援広報紙「大きなあれ」 父親の育児参加をテーマにした特集記事の掲載 ○子育て出前講座 3回実施(7/30 11/14 12/17) 25名参加(男性4名含む) ○子育て等を応援する機運の醸成 ・高知家「出会い・結婚・子育て応援」フォーラムの開催 ・好事例企業表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ■各種広報手段を活用し男性の育児参加を促す情報の提供など ・出産・子育て応援サイト 「こうちブレマnet」 ・子育て応援情報紙「大きなあれ」 ■子育て出前講座 ○子育て等を応援する機運の醸成 ・高知家「出会い・結婚・子育て応援」フォーラムの開催 ・好事例企業表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ○ブレマnet 子育て支援のための情報を随時発信 市町村による取組情報も反映 ○「大きなあれ」年間4回 4万部発行 ○子育て出前講座 企業・団体の職員に対し、子育てに関する講座を随時開催 ○子育て等を応援する機運の醸成 少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等) 						ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業や団体の増加(高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数の増加 H31 770団体)(H29.3修正)	働きながら子育てしやすい環境づくり	児童家庭課 少子対策課			
130				仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進(再掲)	・中小企業での意識が遅れ気味。	・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発リーフレットの作成、配布											女性活躍推進法に規定する事業主行動計画策定企業数(101人以上300人以下):50社	・民間企業等での女性の登用やワーク・ライフ・バランスの推進の機運が醸成されている。	県民生活・男女共同参画課
131				労働関係法令等の広報・啓発・周知(再掲)	企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的にセミナーを実施	企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的に、労働局と連携し、セミナーを継続実施	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。												雇用労働政策課
132				人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施(再掲)	平成29年度は、人権の視点を持って企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間2回開催しており、参加者の満足度は、平均88.7%であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	企業・民間団体研修や一般県民が対象となる研修に登録講師や外部講師の派遣を実施。	【人権啓発研修企業リーダー養成講座】開催事業、所属する企業、団体内外での人権啓発活動を通じて、人権尊重の社会づくりに寄与する人材を今後も引き続き養成する。										参加者の「個別の人権課題(女性)への理解が深まった」の割合:90%以上 受講者の「会社での啓発実践に取り組みたい」の割合:90%以上 (高知県人権施策基本方針-第2次改定版一でのR5の目標)	研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	人権課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室				
															目標事業量		目指すべき姿			
133	2 場をひろげる	(2)働く場をひろげる	①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策								雇用労働政策課				
134			◆若年者(女性・男性)の就労を支援します。 ◆県内企業との連携協力を推進し地域産業の担い手となる人材の育成を支援します。	人材の育成(地域産業の担い手)	平成28年度 ・研修コース数:41科目実施 ・受講者数:延べ3,006人が受講	平成28年度 ・産業人材育成プログラムに基づいた研修・土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐MBA)を実施 ・イントロダクションセミナー&ガイダンス:1科目 ・入門編:11科目 ・基礎編:13科目 ・応用編:2科目 ・実践編:5科目 ・エグゼクティブコース:1科目 ・専門知識・技術:8科目	・土佐MBAを継続実施。 ・県内企業の課題とニーズに対応したカリキュラムのバージョンアップ ・地域での学びの場の充実	土佐MBA事業の実施								土佐MBAの実受講者数 1,000人/年	各産業分野で働く方々が研修に多数参加し、学んだことを自身の事業に活用できるようになる。	ココブラ		
135				人材の育成(地域産業の担い手)	(H28.3月末) ・実施校 16校 ・参加生徒数 851人 ・高校生の県内就職率 63.9%	事業廃止	(H28.3月末) ・実施校 16校 ・参加生徒数 851人 ・高校生の県内就職率 97.9%	・専門科目を有する高校を対象に、企業実習や技術指導などを行う								高等学校課 (雇用労働政策課)				

【様式2】【こち男女共同参画プラン事業計画線表】(28~32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室		
															目標事業量		目指すべき姿	
136			②多様なニーズに応じた就労支援	◆高知家の女性仕事応援室において、一人ひとりの適性や経歴に応じたキャリア・コンサルティングや、職業訓練などスキルアップの機会への誘導、多様なニーズに応じたマッチングなど、相談から就職まで、ワンストップできる細かな支援を行います。	高知家の女性しごと応援室によるきめ細かな就労支援(女性就労支援事業)	H28.9月末時点 新規相談者数:253人(累計933人) 新規相談件数:672(累計2,542件) 就職人数:88人(累計272人)	①キャリアコンサルティング・相談 ②情報提供 ③職業紹介 ④主催研修の実施 ⑤広報による潜在的な求職者の掘り起こし	・きめ細やかな就労支援 ・求人情報の充実 ・バージョンアップに向けた検討 ・子育て支援センター等へのPRや再就職支援イベントの開催による求職者の掘り起こし ・東部、西部地域への出張相談による相談窓口の拡大 ・働きやすい職場づくりに向けた企業へのアドバイスの実施 ・長く働き続けてもらうためのアフターフォロー、キャリア形成支援(H30.5追加)						高知家の女性しごと応援室における就職率(3か月以内の就職希望):60%	・いったん子育てで専念した女性もこれまでのキャリアを活かして再就職できる ・より多くの女性を多様なニーズに応じて確実に就労に結びつける	県民生活・男女共同参画課		
137				福祉人材センター運営事業、福祉研修センター事業	福祉人材センター運営事業、福祉研修センター事業	○福祉人材センター ・平成28年度就職者数350名 ○福祉研修センター ・平成28年度受講者数6,550名	○福祉人材センター ・民間人材の活用によるマッチング力の強化 ○福祉研修センター ・体系的・計画的な研修の実施	○福祉人材センター ・きめ細かな支援差による多様な人材の参入を促進 ○福祉研修センター ・キャリアアップや人材の確保定着につながる研修体制の充実							求職者の掘り起こし・ふくし就職フェア等でのマッチング支援 研修内容の見直し・研修内容の充実・強化	ふくし就職フェアを複数回開催 体系的な研修の実施	求職者と事業所間のマッチングが進んでいる 研修によりスキルアップが図られている。	地域福祉政策課
138				介護福祉士等修学資金貸付事業	介護福祉士等修学資金貸付事業	○平成28年度介護福祉士等修学資金貸付者 161名	○教育委員会開催の進路指導主事会での修学資金貸付制度の周知と協力依頼を実施	○貸付メニューの活用による資格取得支援を促進							重点実施期 円滑な貸付	制度要件を満たし必要とする方に資金貸付	介護分野を目指す方が円滑に制度を利用している	地域福祉政策課
139	2	働く場をひろげる		◆女性の就業割合の多い福祉・介護職場への就労を支援します。	福祉・介護職場体験事業	○平成28年度職場体験者数45名	○県内高校生や県外大学生、求職者への職場体験を周知	○県外大学生に対する職場体験参加へのアプローチ強化(旅費支援の活用)							職場体験・職場見学の実施	学生・一般の希望者に職場体験を実施	福祉介護分野への理解が進んでいる	地域福祉政策課
140					潜在的有資格者等再就職支援事業	○再就職応援フェアへの参加者 117名	○福祉人材センターや福祉研修センターでの復職希望者向け研修の実施	○介護福祉士の離職時届出制度等による掘り起こしや、ふくし就職フェア等でのマッチング							介護福祉士の離職時届出制度等を活用した復職支援 復職希望者の再就業支援 既存事業(ふくし就職フェア)に統合	介護福祉士の離職時届出者の増加	介護職に復職を希望する方が円滑に復職できている	地域福祉政策課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
141					中山間地域等ホームヘルパー養成事業	○平成28年度10市町村で開催 64名受講	○多くの市町村で実施可能となるよう補助要件を緩和することで、中山間地域での人材確保を進める	○市町村の行う研修の補助対象に生活援助従事者研修を加え人材確保を支援する。	中山間地域での人材確保					中山間地域等の研修希望市町村の研修実施支援	中山間地域等での介護に関する資格取得者が増加している	地域福祉政策課	
142					職業能力開発訓練の充実	○委託訓練全体の就職率は下記のとおりであり、80%以上で推移している。 [近年の就職率] ・H27 → 81% ・H28 → 82% ・H29 → 82% ・H30 → 84% ・R1 → 80%	離転職者等が再就職に必要な技能及び知識を習得するために、地域の実情に応じた職業訓練を実施。	引き続き、離転職者等が再就職に必要な技能及び知識を習得するために、地域の実情に応じた職業訓練を実施。	介護福祉士養成コースを含む雇用吸収率の高い介護系訓練や企業実習を併用した、より実践的な訓練などの実施。	就職率80%					就職率80%		雇用労働政策課
143	2	(2)	②多様なニーズに応じた就労支援	働く場をひろげる	◆女性の職業能力を高め、ひろげるようスキルアップの機会を充実するとともに、出産や育児で離職した女性を積極的に雇用する企業を支援します。	平成28年度 ・研修コース数: 41科目実施手 ・受講者数: 延べ3,006人が受講	平成28年度 ・産業人材育成プログラムに基づいた研修・土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐MBA)を実施 ・イントロダクションセミナー&ガイダンス: 1科目 ・入門編: 11科目 ・基礎編: 13科目 ・応用編: 2科目 ・実践編: 5科目 ・エグゼクティブコース: 1科目 ・専門知識・技術: 8科目	・土佐MBAを継続実施。 ・県内企業の課題とニーズに対応したカリキュラムのバージョンアップ ・地域での学びの場の充実	土佐MBA事業の実施					土佐MBAの実受講者数 1,000人/年	各産業分野で働く方々が研修に多数参加し、学んだことを自身の事業に活用できるようになる。	ココブラ	
144					人材の育成(地域産業の担い手)(再掲)	(H28.3月末) ・実施校 16校 ・参加生徒数 851人 ・高校生の県内就職率 97.9%	・専門科目を有する高校を対象に、企業実習や技術指導などを行う										高等学校課 (雇用労働政策課)
145					公共職業訓練(委託訓練事業)	・R1母子家庭の母等優先枠使用者数 6名 ・R1託児サービス利用者数 7名(児童数 8名) ・託児サービス利用者就職率 100%	・母子家庭の母等優先枠の設定。定員 20名 ・県が直接民間託児サービス提供事業者と契約締結し、託児サービスが利用できる環境を整備。	・関係機関(職業安定所等)との連携 ・民間託児サービス提供事業者の確保	・関係機関(職業安定所等)との連携 ・民間託児サービス提供事業者の確保	サービス利用者就職率: 80%					サービス利用者就職率: 80%	サービス利用者が就業に結びついている。	雇用労働政策課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
146					出産後の女性再就職促進事業	H25県民世論調査 ○女性が働くにあたっての課題 →第2位: 出産等で退職した女性の再就職希望への支援制度がない(30.1%) ○女性が生き生きと働くため行政が取組んだら良いこと →第2位: 出産等で退職した女性が再就職する企業への支援(助成金等) (36.8%)	平成26年度より、出産後の女性再就職促進事業費補助金を創設	出産を機に退職した女性を正規職員として雇用した企業等に対して補助金を交付し、出産後の女性の再就職の促進を図る(平成28年度まで)(H28.9追加)	制度の周知・広報を行う	⇒	(終了・廃止)						雇用労働政策課 (子育て女性～事業はH30から県民生活・男女共同参画課)
147					◆女性の職業能力を高め、ひろげるようスキルアップの機会を充実するとともに、出産や育児で離職した女性を積極的に雇用する企業を支援します。	子育て中の女性の就労促進のため、ハローワークマザーズコーナーや高知家の女性しごと応援室では、きめ細かいマッチング体制等、手厚いサポート体制が取られており、来所者の就職率も極めて高い。 ・一方で、就職したいという気持ちはありながらも、具体的に求職活動をするまでには至っていない子育て中の女性層も一定存在すると考えられる。		就職したいという気持ちはありながらも、具体的に求職活動をするまでには至っていない子育て中の女性層をターゲットに「働く」ことに一歩踏み出してもらうためのイベントを開催する。(H29.5追加)		⇒	就職したいという気持ちはありながらも、具体的に求職活動をするまでには至っていない子育て中の女性層をターゲットに「働く」ことに一歩踏み出してもらうためのイベントを開催する。					雇用労働政策課 (子育て女性～事業はH30から県民生活・男女共同参画課)	
148	2	(2)働く場をひろげる	②多様なニーズに応じた就労支援		ひとり親家庭等自立支援事業	(H27年度末) ○ひとり親家庭自立支援センターにおいて自立に向けた支援 ・相談件数 1111件 ・就職決定者 60人 ・移動相談実施数 21回 ・求人登録件数 545件 ・プログラム策定就職者数 2人 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ・給付人数 10件	○ひとり親家庭自立支援センターの体制強化を行い、就業実績の向上 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭自立支援センターにおいて自立に向けた支援 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業の創設 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭自立支援センターにおいて自立に向けた支援 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業の創設 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	⇒				・就職率 60.0% ・移動相談回数 25回 ・求人登録件数 600件 ・プログラム策定による就職者数 15人	ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくりが進んでいる	児童家庭課	

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室				
														目標事業量	目指すべき姿					
149					母子父子寡婦福祉資金貸付事業	(H27年度末) ○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ・貸付件数 66件 ・貸付金額 37,698,860円 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○要件を満たす貸付申請者(母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦)から提出された申請書の審査、適正な貸付の実施 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布 ○周知方法の拡大(H29.4追加)							制度の周知度の向上	ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくりが進んでいる	児童家庭課			
150	2	(2)働く場をひろげる	②多様なニーズに応じた就労支援	◆保育士や看護師等有資格者の復職を支援するとともに、企業なども含めた多様な働き方ができる就業の場をひろげます。	保育士等人材確保事業	(H27実績) ①求人件数 986件②求職件数834件③紹介件数10件④就職件数15件	H27年度より国の補助制度を活用し、実施。	全ての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を構築するため、国補助制度を活用し、保育士人材確保の増加に努めていく。	就職件数20件							必要な保育士の確保、人材育成、就業継続支援、再就職支援等の取組を実施する。	就職件数30件/年	慢性的な保育士不足の解消が見込まれ、全ての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境が構築される。	幼保支援課	
保育士修学資金貸付事業					①貸付:継続15人 新規35人予定②保育補助者雇上費貸付:未③未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付:未④潜在保育士の再就職支援事業:未⑤未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ※②～④:H28新規 ※⑤:H29新規	H27年度より国の補助制度を活用し、実施。	全ての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を構築するため、国補助制度を活用し、保育士人材確保の増加に努めていく。	①貸付:継続15人 新規35人②保育補助者雇上費貸付14か所③未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付5人④潜在保育士の再就職支援事業19人/年⑤未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付5人/年									必要な保育士の確保、人材育成、就業継続支援、再就職支援等の取組を実施する。	①貸付:継続30人 新規30人②保育補助者雇上費貸付5か所/年③未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付5人/年④潜在保育士の再就職支援事業19人/年⑤未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付5人/年	慢性的な保育士不足の解消が見込まれ、全ての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境が構築される。	幼保支援課
看護師の心普及・ナースセンター強化事業					高知県看護協会に委託し、看護職員を目指す者に対して、進学説明会やふれあい看護体験を通して看護職員に興味を持ってもらう取組みの計画策定、看護師等免許保持者の届出制度が努力義務化されたことからエリアごとに普及啓発を進める。	・看護フェア:5月7日開催・ふれあい看護体験を開催予定(県内29の高等学校380名が参加) ・ナースバンク運営事業:エリア(西部、中部、東部)ごとに病院を訪問し精度の説明等普及啓発を進める。	・高校生の夏休みを活用して、医療機関にて看護の現場の見学や患者と看護師の関わりについて学ぶ機会を設ける。 ・医療機関にパンフレット等を配布し、退職時には届出が必要なことについて、看護師長に働きかける。将来は、離職者を減らし、就労を継続できる環境整備に努める。													高校生及び学校の進路担当者等の看護業務についての知識や理解が深まっている。 看護師等有資格者が働きやすい環境が整っている。
153					女性医師復職支援事業費	医師国家試験の合格者に占める女性の割合は約3分の1となっており、特に産婦人科・小児科については20代の女性医師の割合が半数を上回っている現状もあるため、出産や育児といったライフステージに応じた就労を支援するための取組が課題となっている。	出産、育児などによって診療の場から離れている女性医師が復職するための相談窓口を設置し、再就業医療機関の情報収集及び情報提供を行うと共に、復帰に向けた研修の受入調整、研修支援を行う。 また、女性医師の勤務環境を整備するため、病後児保育を実施する医療機関の支援を行う。	女性医師復職支援事業を引き続き実施し、女性医師の復職支援や勤務環境の整備を進める。							女性医師復職支援事業の実施		復職を希望する女性医師が勤務しやすい環境が整っている。	医療政策課		

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室				
														目標事業量	目指すべき姿					
154					女性の働き方の理想と現実のギャップ	女性の働き方の理想と現実のギャップ	女性のための起業入門セミナーの実施	女性のための起業入門セミナーの実施			他の団体の類似事業との整理のため廃止	-	-	-	-	ソーレ				
155	2 場をひろげる (2) 働く場をひろげる		③ 農林水産業・商工業、自営業における男女共同参画の推進	◆家族労働における就業条件や環境を整えます。 ◆女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。	女性農力向上支援事業	・農村女性リーダーの活動支援及び新たなリーダー候補者の育成 ・女性農業者の経営・栽培技術力向上を目的に「はちきん農業大学」を開催 ・農村漁村における男女共同参画推進に関する施策や県内の取組状況等について情報提供	・農村女性リーダーの活動支援及び新たなリーダー候補者の育成 ・女性農業者の経営・栽培技術力向上を目的に「はちきん農業大学」を開催 ・農村漁村における男女共同参画推進に関する施策や県内の取組状況等について情報提供	・資質向上や男女共同参画の意識醸成を目的とした県内外先進事例視察研修、農業委員会と連携した研修会や交流会の開催 ・農村女性リーダー通信の発行 ・農村女性リーダーと関係機関の意見交換会	・経営目標作成支援 ・各種研修会、先進事例調査等の実施 研修内容、開催方法の検証、見直し						・経営目標を達成した女性農業者の割合：100%	農業経営の発展や農家生活の向上に向け、地域での活動に意欲を持ち取り組んでいける女性農業者の育成	環境農業推進課			
156					商工団体等(商工会議所・商工会、農業共同組合、漁業協同組合)の女性組織の育成と経営への参加促進	商工会議所・商工会においては、商工会女性部・商工会議所女性部として組織が別立ってとなっており、基本的に本体会議所・商工会議所の役員への女性の参加は、女性部の会長他若干名となっている。	商工会議所・商工会の各女性部の活動がより活性化するように支援してきた。	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援									商工会・商工会議所の組織運営に積極的に参画	経営支援課	
157					商工団体等(商工会議所・商工会、農業共同組合、漁業協同組合)の女性組織の育成と経営への参加促進	15農協の役員総数321人のうち女性役員総数31人 15農協の正組合員数61,439人のうち女性正組合員数18,571人	JA大会で定められた目標値である「女性理事の割合を1農協あたり最低限2名」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導した。	JA大会で定められた目標値である「女性理事の割合を1農協あたり最低限2名」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導を継続していく。	JA大会で定められた目標値である「女性理事の割合を1農協あたり最低限2名」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導を継続していく。	JA大会で定められた目標値である「女性理事の割合を1農協あたり最低限2名」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導を継続していく。	JA大会で定められた目標値である「女性理事の割合を1農協あたり最低限2名」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導を継続していく。							①総合的な監督指針における目標値 ・令和2年度までに女性役員の登用されていない組織を0にする ・役員に占める女性の割合を早期に10% ・令和2年度までに15% ②JA大会で定められた目標値 ・正組合員に占める女性の割合が35%以上	農業経営において大きな役割を担っている女性が積極的に農協経営に参画することにより、より組合員の生活と営農に資する農協となることを目指す。 農協において、中核的な組合員組織である女性部への加入促進を図り、活動を活性化させることで、農協の事業・組織基盤強化へとつなげていく。	協同組合指導課
158					商工団体等(商工会議所・商工会、農業共同組合、漁業協同組合)の女性組織の育成と経営への参加促進	・漁業協同組合(沿海地区出身)の正組合員に占める女性の割合(9.1%)	・漁協女性部の育成と活動支援	女性組合員の加入の啓発に取り組む。	女性組合員の加入の啓発に取り組む。									・運営方針決定過程での女性の参画の拡大	・女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり	水産政策課
159					創業のための融資制度	中小企業制度金融貸付事業費(H28.3月末で創業等支援融資を廃止し、H28.4月より創業者等応援融資を創設)	制度の周知に努めてきた。	創業の資金面からの支援(高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する)	創業の資金面からの支援(高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する)											経営支援課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室						
														目標事業量	目指すべき姿							
160	2 場をひろげる	(2) 働く場をひろげる	③ 農林水産業・商工業、自営業における男女共同参画の推進	◆家族労働における就業条件や環境を整えます。 ◆女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。	女性のための起業支援講座(再掲)	女性の働き方の理想と現実のギャップ	女性のための起業入門セミナーの実施	女性のための起業入門セミナーの実施							-	-	ソーレ					
161					農業女性グループ、林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援	地域食材を活かした料理や郷土料理の伝承、地産地消、食育の推進に係る活動等に積極的に取り組むとともに、地域の女性で組織したグループによる農家レストラン、農産加工活動など、地域活性化の取り組みを行っている。	郷土料理伝承講座などにより、郷土料理の技術や、地域の食文化を伝えることを通じて、次の担い手育成に取り組んでいる。さらに6次産業化セミナー等により、農産加工や直接販売、農家レストランなどに取り組む人材も増えてきた。	郷土料理伝承講座や、県農漁村女性グループ研究会活動を通じて、郷土料理の伝承や食育活動、地産地消活動に引き続き取り組み、食文化の継承ができるよう支援する。中でも特徴あるすし文化を県外・海外の人たちにアピールする機会を増やす。さらに、これらの取り組みを活かし、地域活性化や、農家の所得向上につながるよう活動を支援する。(H28.9追加)									農家レストランなどの活動や農産加工による販売活動に取り組むグループや人材の増加	地域における郷土料理伝承活動の活性化等による農村女性の社会参画の向上	地域農業推進課			
162					農業女性グループ、林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援	・地域の各種イベントに参加し、林産物などを販売し地域と交流	・イベントに参加し地域と交流 ・先進地視察研修	・現状維持	・地域イベントで、地域の食材を提供する。											活動維持	森づくり推進課	
163					農業女性グループ、林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援	水産物の加工販売に取り組む漁村女性グループに、経営的な感覚が乏しく、女性が経済的に自立できるだけの取り組みには発展していない。また、グループ構成員の高齢化や固定化がさらに進んでいる。	漁村女性グループ、林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援	漁村の雇用場を確保するため、地域加工グループの活動の継続を支援し、女性の活躍の場づくりを目指します。	○各地域加工グループのフォローアップと新たな事業者の掘り起こし ・現状の把握と課題の抽出 ・催事や商談会等への参加 ・新商品の開発 ・食育授業の実施											活動している地域加工グループ:9グループ	・経営感覚を伴った持続的な取組の定着 ・地域ぐるみの協力的体制による活動の継続 ・漁獲物の付加価値向上と、漁村女性の地位向上に資する取組に成長	漁業振興課
164					女性のチャレンジ・エンパワーメント支援	・地域活動における男女共同参画の遅れ	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施													キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため、講座や研修を実施する。	女性リーダーの増加による男女共同参画社会の実現

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
															目標事業量	
165		(2) 働く場をひろげる	③ 農林水産業・商工業、自営業・自営業画の推進 画の推進	◆家族労働における就業条件や環境を整えます。 ◆女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。	人材の育成(地域産業の担い手)(再掲)	平成28年度 ・研修コース数:41科目実施 ・受講者数:延べ3,006人が受講	・イントロダクションセミナー&ガイダンス:1科目 ・入門編:11科目 ・基礎編:13科目 ・応用編:2科目 ・実践編:5科目 ・エグゼクティブコース:1科目 ・専門知識・技術:8科目	・土佐MBAを継続実施。 ・県内企業の課題とニーズに対応したカリキュラムのバージョンアップ ・地域での学びの場の充実	土佐MBA事業の実施					土佐MBAの実受講者数 1,000人/年	各産業分野で働く方々が研修に多数参加し、学んだことを自身の事業に活用できるようになる。	コプラ
166	2	(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進	① 地域活動における男女共同参画の推進	市町村における男女共同参画状況の把握及び市町村との情報交換	・平成27年度末、34市町村中、19市町村において計画策定(55.8%)	市町村における男女共同参画計画状況の把握及び市町村との情報交換	市町村における男女共同参画計画状況の把握及び市町村との情報交換を行う。	・市町村における男女共同参画計画状況の把握 ・市町村との情報交換							計画策定市町村率 82.4% (28市町村/34)	県民生活・男女共同参画課
市町村が行う男女共同参画の取り組み支援				市町村によって、取組内容や推進に温度差がある。	市町村が主体的に行う男女共同参画に関する事業をサポート。	市町村が主体的に行う男女共同参画に関する事業をサポート。	随時対応	各市町村が、単独で男女共同参画に関する取組を実施	各市町村が、男女共同参画に関する取組を実施できる体制づくり	県民生活・男女共同参画課						
◆市町村が行う男女共同参画の取り組みやNPOとの協働を支援します。 ◆さまざまな地域活動やボランティア、NPO等の活動、地域おこしやまちづくりなどの場での男女共同参画課が進むよう、情報提供や意識啓発、人材育成の支援を行います。				NPOやボランティア活動に関する情報の提供(ビビネット/広報誌など)(再掲)	啓発リーフレット、ガイドブックの配布ほか、ビビネットや月に1度のメールで情報提供している。	NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発	NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発	NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発		NPO活動基盤整備、NPO相互交流の促進	県民生活・男女共同参画課					
◆こうち男女共同参画センター「ソレー」を中心に、女性団体やNPOなどの活動を支援するとともに、センター利用者等のネットワーク化を図ります。				NPOやボランティア活動に関する情報の提供(ビビネット/広報誌など)	・バーチャルボランティアセンター事業 平成27年度 登録団体数 646団体	・サーバー更新 ・HPのリニューアル(H2.1月) ・HPの管理運営 ・新規登録団体の開拓 ・広報グッズの作成	・広報グッズ活用等によるビビネットの周知 ・新規登録団体の開拓 ・アンケートの実施 ・利用者ニーズに対応した持続性のあるシステムの運営	・ビビネットの周知及び内容の充実	こうちボランティア・NPO連携「てをつなごう」等を通して、ビビネットをより多くの県民に活用していただくとともに、ユーザーのニーズに応じた情報提供の工夫に努める。 団体情報における情報発信の質の向上を行いながら、登録団体の拡充をめざす。	多くの県民に活用されている。また、ユーザーのニーズに応じた情報提供の工夫が進んでいる。	地域福祉政策課					
167																
168																
169																

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室		
														目標事業量	目指すべき姿			
170	2 場をひろげる	(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進	① 地域活動における男女共同参画の推進		NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	【高知県社会貢献活動支援推進計画の取組の推進】 (高知県ボランティア・NPOセンター) 学習機会の提供 内容:NPO基礎講座、NPO経営塾、NPO経営研究会、NPO実務講座、NPO実務相談、NPOフォーラム、ボランティアガイド、地域づくり仕掛け人市、NPO会議室貸出	(高知県ボランティア・NPOセンター) 講座等の学習機会の提供	(高知県ボランティア・NPOセンター) 講座等の学習機会の提供					第4次計画策定			NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成	県民生活・男女共同参画課	
171				◆市町村との連携のもと、自治会、まちづくり推進協議会など地域における多様な意思・方針決定過程への男女の参画状況の把握に努めるとともに、男女共同参画促進のための啓発を行います。 ◆市町村が行う男女共同参画の取り組みやNPOとの協働を支援します。	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援(再掲)	・福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催 ・地域連携による福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業の実施 ・ボランティアコーディネーション機能強化モデル事業の実施 ・ボランティアNPO通信「手をつなごう」の発行(4,000部)	・福祉教育推進事業 ・養成研修事業 ・広報啓発事業	地域のボランティア活動の活性化に大きな役割を果たす市町村社協のボランティアセンター機能強化を目指す。	・市町村社協のボランティアセンターの機能強化を図る。 ・地域でボランティア学習の推進役となる人材を育成。							ボランティア活動に参加する者の増 新たなボランティア層の活動の促進	学校と地域が連携した学習プログラムを展開し、ボランティアに対する興味や人と人とのつながりの大切さを実感できる。地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制整備、環境整備を図る。	地域福祉政策課
172				◆さまざまな地域活動やボランティア、NPO等の活動、地域おこしやまちづくりなどの場での男女共同参画課が進むよう、情報提供や意識啓発、人材育成の支援を行います。 ◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」を中心に、女性団体やNPOなどの活動を支援するとともに、センター利用者等のネットワーク化を図ります。	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援(再掲)	・成人のスポーツ実施率において女性は男性より低く、特に20～40代が他の年代に比べて低い。 ・学校卒業後にスポーツ・運動離れがみられる。	・各スポーツ団体等がそれぞれで大会や教室を開催している。 ・地域の課題やニーズに応じたスポーツ機会の提供	・地域のスポーツ大会や特色あるスポーツ大会や教室の開催への支援を行う。(R01.5追加) ・地域スポーツハブ展開事業 ・地域のニーズや課題に基づいた、身近な教室や気軽に参加できるスポーツイベントなど、スポーツ実施のきっかけづくりとなる取組の実施する。 ・各種イベントを行う際に、女性に焦点を当てた情報発信を行う。(R02.5追加)	・検討委員会の開催(※国の中間評価により平成28年度で事業中止) ・検討委員会委員長からの報告書提出 ・スポーツ教室、大会の開催への支援								特色あるスポーツ大会や教室などの取組が増加する	女性のスポーツ活動が活性化する
173				企業等への外部講師派遣事業の実施(出前講座事業等)(再掲)	・働く場での男女間格差やハラスメントの発生	「出前講座」各種団体等の依頼に応じ、サポーター講師やソール職員等が講師として、ハラスメント等に関する講座を実施	「出前講座」の実施							出前講座の実施数の確保	ニーズに応じた講座の内容の充実	ソーレ		

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
															目標事業量	
174		(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進	① 地域活動における男女共同参画の推進	◆市町村との連携のもと、自治会、まちづくり推進協議会など地域における多様な意思・方針決定過程への男女の参画状況の把握に努めるとともに、男女共同参画促進のための啓発を行います。	人材の育成(地域産業の担い手)(再掲)	平成28年度 ・研修コース数: 41科目実施 ・受講者数: 延べ3,006人が受講	・イントロダクションセミナー&ガイダンス: 1科目 ・入門編: 11科目 ・基礎編: 13科目 ・応用編: 2科目 ・実践編: 5科目 ・エグゼクティブコース: 1科目 ・専門知識・技術: 8科目	・土佐MBAを継続実施。 ・県内企業の課題とニーズに対応したカリキュラムのバージョンアップ ・地域での学びの場の充実	土佐MBA事業の実施					土佐MBAの実受講者数 1,000人/年	各産業分野で働く方々が研修に多数参加し、学んだことを自身の事業に活用できるようにする。	ココブラ
175		2 場をひろげる		◆市町村が行う男女共同参画の取り組みやNPOとの協働を支援します。 ◆さまざまな地域活動やボランティア、NPO等の活動、地域おこしやまちづくりなどの場での男女共同参画課が進むよう、情報提供や意識啓発、人材育成の支援を行います。 ◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」を中心に、女性団体やNPOなどの活動を支援するとともに、センター利用者等のネットワーク化を図ります。	団体等の自主活動支援及び相互交流の促進(ソーレいど事業等)	地域にける男女共同参画の遅れ	「ソーレいど事業」の実施	「ソーレいど事業」の実施						男女共同参画の推進に資する事業を実施する団体等を支援する。	男女共同参画の推進に資する事業を実施する団体等の拡大	ソーレ
176					観光ガイド育成事業による人材育成	高知県観光ガイド連絡協議会加盟団体: 30団体	県内各地域の観光ボランティアガイド団体の連携や、質の高いガイド研修の習得を目的とする研修会の開催等 委託先: 高知県観光ガイド連絡協議会	引き続き研修会を開催するとともに、市町村など関係機関とガイド団体との連携強化や連絡協議会加盟団体の増加に向けて取り組む (委託先: 高知県観光ガイド連絡協議会)とともに、地域との連携強化や外国人観光客の受入態勢整備などを旨とする観光ガイド団体にアドバイザーを派遣し、地域事業者と連携したガイドコースの設定などに取り組む(H30.5追加)	観光ボランティアガイド団体の連携や、質の高いガイド研修の習得を目的とする研修会の開催や市町村など関係機関との連携強化や加盟団体の増加	観光ボランティアガイド団体の連携や、質の高いガイド研修の習得を目的とする研修会の開催や市町村など関係機関との連携強化や加盟団体の増加	観光ボランティアガイド団体の連携や、質の高いガイド技術の習得を目的とする研修会の開催や市町村など関係機関との連携強化や加盟団体の増加に向けて取り組む(委託先: 高知県観光ガイド連絡協議会)とともに、アドバイザーを派遣し、地域事業者と連携したガイドコースの設定などに取り組む。		観光ボランティアガイド団体の連携や、質の高いガイド技術の習得を目的とする研修会の開催や市町村など関係機関との連携強化や加盟団体の増加に向けて取り組む(委託先: 高知県観光ガイド連絡協議会)	県内全観光ボランティアガイド団体を連絡協議会加盟団体とする。	観光ボランティアガイド団体と市町村などの関係機関との連携体制が整っている。 観光ボランティアガイドのレベルアップが図られる。 連絡協議会の加盟団体が増加し、連絡協議会の体制が強化されている。	おもてなし課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
177	2	(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進	② 防災分野での男女共同参画の拡大	◆防災対策に女性の視点を反映させ、地域防災の取組を進めます。 ◆地域防災への女性のかかわりを促進します。 ◆災害発生時において支援が必要な方々への適切な支援対策を進めます。 ◆NPOや災害ボランティア等への女性の参画の促進のための情報提供を行います。	高知県防災会議等への女性の参画(H28.9変更)	高知県防災会議委員女性委員数 6名(H28.9変更)	高知県防災会議条例の改正(平成22年12月)により、女性を最とする指定地方公共機関を追加	避難生活等に女性の視点が必要なことから、庁内から女性職員を委員として指名する。(H28.9変更)	・庁内から女性職員を委員に指名する。 ・新たに機関を指定し定数を増やした場合には、できるがぎり、女性の委員就任を依頼する。(H28.9変更)	・庁内から女性職員を委員に指名する。 ・新たに機関を指定し定数を増やした場合には、できるがぎり、女性の委員就任を依頼する。(H30.5追加)	・庁内から女性職員を委員に指名する。 ・新たに機関を指定し定数を増やした場合には、できるがぎり、女性の委員就任を依頼する。(H30.5追加)	・庁内から女性職員を委員に指名する。 ・新たに機関を指定し定数を増やした場合には、できるがぎり、女性の委員就任を依頼する。				・防災に関する意思決定の場(防災会議)に女性の意見を反映できる体制を整える。	危機管理・防災課
					女性防火クラブなど女性による地域防災活動への支援	女性防火クラブとして、相互の連絡連携を密にし、クラブの健全な発展を図るとともに、より安全で、よりよい地域社会の実現に資することを目的とし、各地域で火災予防思想の普及等に努めている。	女性による地域防災活動支援 ・女性防火クラブのリーダーの育成、資質の向上。 ・女性防火クラブ間の連携の強化 ・各女性防火クラブの活動の活性化のための支援。	女性による地域防災活動支援 ・高知県女性防火クラブ連絡協議会の行う研修事業等への助成。 ・女性防火クラブの設立、消火、防災訓練、研修等への助成。	女性による地域防災活動支援 ・高知県女性防火クラブ連絡協議会の行う研修事業等への助成。 ・女性防火クラブの設立、消火、防災訓練、研修等への助成。(H30.5追加)	女性による地域防災活動支援 ・高知県女性防火クラブ連絡協議会の行う研修事業等への助成。 ・女性防火クラブの設立、消火、防災訓練、研修等への助成。(R2.5追加)			・女性防火クラブ、クラブ員数の増加	・各女性防火クラブでの訓練や研修を活性化し、消防団や自主防災組織との連携を深め、地域防災力の向上を図る。	消防政策課		
					NPOやボランティア活動に関する情報の提供(ビビネット/広報誌など)(再掲)	啓発リーフレット、ガイドブックの配布ほか、ビビネットや月に1度のメールで情報提供している。	NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発	NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発	NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発								

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室		
														目標事業量	目指すべき姿			
180	2 場をひろげる	(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進	② 防災分野での男女共同参画の拡大	◆防災対策に女性の視点を反映させ、地域防災の取組を進めます。 ◆地域防災への女性のかかわりを促進します。 ◆災害発生時において援護が必要な方々への適切な支援対策を進めます。 ◆NPOや災害ボランティア等への女性の参画の促進のための情報提供を行います。	NPOやボランティア活動に関する情報の提供(ピッピネット/広報誌など)(再掲)		・サーバー更新 ・HPのリニューアル(H28.1月) ・HPの管理運営 ・新規登録団体の開拓 ・広報グッズの作成	・広報グッズ活用等によるピッピネットの周知 ・新規登録団体の開拓 ・アンケートの実施 ・利用者ニーズに対応した持続性のあるシステムの運営	・ピッピネットの周知及び内容の充実						こちらボランティア・NPO通信「てをつなごう」等を通して、ピッピネットをより多くの県民に活用していただくとともに、ユーザーのニーズに応じた情報提供の工夫に努める。 団体情報における情報発信の質の向上を行いながら、登録団体の拡充をめざす。	多くの県民に活用されている。また、ユーザーのニーズに応じた情報提供の工夫が進んでいる。	地域福祉政策課	
181						◆高知県社会貢献活動支援推進計画の取組の推進(高知県ボランティア・NPOセンター) 学習機会の提供 内容:NPO基礎講座、NPO経営塾、NPO経営研究会、NPO実務講座、NPO実務相談、NPOフォーラム、ボランティアガイダンス、地域づくり仕掛け人市、NPO会議室貸出	(高知県ボランティア・NPOセンター) 講座等の学習機会の提供	(高知県ボランティア・NPOセンター) 講座等の学習機会の提供	(高知県ボランティア・NPOセンター) 講座等の学習機会の提供					第4次計画策定			NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成	県民生活・男女共同参画課
182						・福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催 ・地域連携による福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業の実施 ・ボランティアコーディネーション機能強化モデル事業の実施 ・ボランティアNPO通信「手をつなごう」の発行(4,000部)	・福祉教育推進事業 ・養成研修事業 ・広報啓発事業	地域のボランティア活動の活性化に大きな役割を果たす市町村社協のボランティアセンター機能強化を目指す。	・市町村社協のボランティアセンターの機能強化を図る。 ・地域でボランティア学習の推進役となる人材を育成。								ボランティア活動に参加する者の増 新たなボランティア層の活動の促進	学校と地域が連携した学習プログラムを展開し、ボランティアに対する興味や人と人とのつながりの大切さを実感できる。地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制整備、環境整備を図る。

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室				
															目標事業量		目指すべき姿			
183	3	(一)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	①男女がともに働きやすい職場づくり	◆働きやすい職場づくりを進めるため、経済団体との連携等官民協働により、仕事と家庭生活を両立できる職場風土の醸成を進めます。	民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進(高知家の出会い・結婚・子育て応援団の創設・取組み支援)	高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数 256団体 (H29.3.31)	○少子化対策推進県民会議を中心とした官民協働の県民運動へと展開 ■高知家「出会い・結婚・子育て応援」フォーラム開催 ○高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設し、官民協働でライフステージに応じた取組みを推進 ・毎月の取組依頼で応援団の取組を推進	■少子化対策推進県民会議を中心とした官民協働の県民運動へと展開 ■「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」を創設し、官民協働でライフステージに応じた取組みを推進 ・定期的な取組依頼で応援団の取組を推進	○少子化対策推進県民会議を中心とした官民協働の県民運動へと展開 少子化対策推進県民会議(総会・4部会)の開催						ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業や団体の増加(高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数の増加 R2 1,100団体 育児休暇・育児休業取得促進宣言賛同数の増加 795団体)	民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進企業をはじめ、社会全体で子育てにやさしい環境づくりが進む	少子対策課			
184					経済団体等と連携した女性の登用・継続就業の促進(女性登用等促進事業)(再掲)	・セミナー等の実施により、女性の活躍に関する意識の醸成は進みつつある。 ・中小企業での意識が遅れ気味、管理職や働く女性双方の意識が不十分。	・経済団体、大学等とのタイアップによるセミナー等の開催。	・経営層、管理職層など、幅広い層への啓発 ・女性が働きやすい職場づくりに向けたニーズ調査 ・ワークライフバランスの働きかけ									・女性がライフステージや希望に応じて働き続けられている。	県民生活・男女共同参画課		
185					環境を整える	民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発や表彰制度の実施(再掲)	・中小企業での意識が遅れ気味。	・経済団体、大学等とのタイアップによるセミナー等の開催。	・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発リーフレットの作成、配布 ・女性活躍推進法に定める事業主行動計画の策定支援(H29.5追加)										・民間主導による女性の活躍推進の動きが醸成されている。 ・女性が働きやすい職場づくりが進んでいる。	県民生活・男女共同参画課
186					民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発や表彰制度の実施	高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数 256団体 (H29.3.31)	■子育て等を応援する機運の醸成 ・期間、ターゲットを絞ったキャンペーンの実施 ・少子化対策県民運動推進フォーラムの開催 ・各種広報手段を活用した広報・啓発の充実 ・少子化対策推進県民会議と連携した取組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介や表彰等)	■子育て等を応援する機運の醸成 ・少子化対策県民運動推進フォーラムの開催 ・各種広報手段を活用した広報・啓発の充実 ・少子化対策推進県民会議と連携した取組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○子育て等を応援する機運の醸成 フォーラムの開催、各種広報手段を活用した広報・啓発								ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業や団体の増加(高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数の増加 R2 1,100団体 育児休暇・育児休業取得促進宣言賛同数の増加 795団体)	民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進企業をはじめ、社会全体で子育てにやさしい環境づくりが進む	少子対策課	
187		イクボスの県内普及による意識啓発(再掲)	・中小企業での意識が遅れ気味。	・経済団体、大学等とのタイアップによるセミナー等の開催。	・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発リーフレットの作成、配布										・民間企業等での女性の登用やワークライフバランスの推進の機運が醸成されている。	県民生活・男女共同参画課				

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室		
														目標事業量	目指すべき姿			
188	3 環境を整える	(一)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	①男女がともに働きやすい職場づくり	◆子育てしやすい環境づくりに積極的に取り組み企業を認証し、広く紹介することにより企業の自主的な取り組みを促します。	ワークライフバランス推進企業認証制度(次世代育成支援企業認証制度をH29.6.1改正)の広報・普及促進(再掲)	・一般事業主行動計画策定届出件数:427件(平成28年3月末) 高知県次世代育成支援企業148社(平成27年3月末)	・2,142件以上、企業を訪問し、次世代育成支援企業認証制度の広報を実施(一般事業主行動計画を含む)	・認証制度の普及 ・関係法令の改正に対する企業への周知	・訪問企業の拡充に伴う認証企業の増加	名称を「高知県ワークライフバランス推進企業認証制度」に変更	「次世代育成支援部門」「女性の活躍推進部門」など5部門を設ける。	・「高知家」健康経営宣言企業や育児休業取得促進宣言企業を中心に訪問 ・認証更新の事務手続きの簡素化	→	認証企業数:400社(H31年3月末)	・認証制度の普及 ・訪問企業の拡充に伴う認証企業の増加	雇用労働政策課		
189					労働関係法令等の広報・啓発・周知(再掲)	企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的に、労働局と連携し、セミナーを実施	企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的に、労働局と連携し、セミナーを継続実施	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	→							雇用労働政策課
190					高知県中小企業等融資制度の周知	中小企業制度金融貸付事業費(H23.4月より産業活性化融資として一本化)	制度の周知に努めてきた。	「高知県次世代育成支援企業(H29年6月より高知県ワークライフバランス推進企業)」認証企業の取組の資金面からの支援(高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する)	「高知県次世代育成支援企業(H29年6月より高知県ワークライフバランス推進企業)」認証企業の取組の資金面からの支援(高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する)	→								
191				◆子育て・介護による休業など働きやすい職場づくりに向けた制度を広く周知します。	知事部局 育児休業取得率 女性 男性 H22 100% 6.8% H23 100% 4.6% H24 100% 9.4% H25 100% 9.8% H26 100% 6.2% H27 100% 10.3% H28 100% 11.1% H29 100% 16.9% H30 100% 9.1% R元 100% 18.0%	○県職員の育児休業等の取得促進 平成17年3月に策定した「次世代育成支援行動計画」に基づき、次により制度等の周知を図っている。 ・イントラネット上において、育児休業制度、育児休業体験等を掲載(H25.2) ・特に男性職員に対して、所属長から制度を直接説明 ・庁内メールで定期的に制度等を案内(H24.9～) ・意見交換会を開催し、職員の見聞き取り	男性職員の育児休業制度等に対する認識を高めるため、さらに周知に努める。	○県職員の育児休業等の取得促進 「高知県職員子育てサポートプラン」に基づき、次のとおり制度等の周知を図っている。 ・イントラネット上において、育児休業制度、育児休業体験等を掲載(H25.2～) ・特に男性職員に対して、所属長から制度を直接説明 ・庁内メールで定期的に制度等を案内(H24.9～) ・意見交換会を開催し、職員の見聞き取り ・結婚や子育てに関する意識についてアンケート調査を行う。	→					育児と家庭生活を両立できる職場環境づくりに努める。	高知県職員であると同時に父親や母親という立場にもある職員が、しっかりと大切な子どもたちを育てることができ	行政管理課		

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28~32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室		
														目標事業量	目指すべき姿			
192						<p>○県職員の育児休業等の取得促進 平成17年3月に策定した「次世代育成支援行動計画」に基づき、次により制度等の周知を図っている。</p> <p>女性 男性 H22 100% 0% H23 100% 0% H24 50% 0% H25 100% 0% H26 100% 0% H27 1% 0% H28 100% 0% H29 100% 33.3% H30 100% 25.0% R元 集計中(R2.7月公表)</p>	<p>○県職員の育児休業等の取得促進 「高知県職員子育てサポートプラン」に基づき、次により制度等の周知を図っている。</p> <p>男性職員の育児休業制度等に対する認識を高めるため、さらに周知に努める。</p>	<p>○県職員の育児休業等の取得促進 「高知県職員子育てサポートプラン」に基づき、次により制度等の周知を図っている。</p> <p>・インターネット上において、育児休業制度、育児休業体験等を掲載(H25.2) ・特に男性職員に対して、所屬長から制度を直接説明 ・27年9月に「子育て休暇・休業のしおり」を改正し、職員へ周知。 ・28年2月に知事部局が開催する「高知県職員サポートプラン」に基づく意見交換会を案内(H28.2~)</p>								<p>育児と家庭生活を両立できる職場環境づくりに務める。</p>	<p>高知県職員であると同時に父親や母親という立場にもある職員が、しっかりと大切な子どもたちを育てることができること。</p>	教育政策課
193	3	環境を整える	①男女がともに働きやすい職場づくり		<p>◆子育て・介護による休業など働きやすい職場づくりに向けた制度を広く周知します。</p>	<p>・女性教職員が育児休業を全員取得している一方で、男性教職員の育児休業取得者は少数ですが、取得期間は2か月~1年程度と比較的長期間取得しています。 ・男性教職員の育児のための休暇(※)(付与日数:5日)も取得率が低く、平均取得日数も付与日数の半数をやや上回る程度です。</p>	<p>・教職員子育てサポートプランを県立学校及び市町村教委へも通知。 ・取組状況や実績値(育児休業取得者数等)を把握し、HP上で公表</p>	<p>・新規採用者研修において制度の周知を行います。 ・HPに育児休業や育児短時間勤務を利用した男性教職員の体験談等を掲載し、男性教職員の育児参加の促進に努めます。</p>	<p>・H29.4月発行「活力ある学校づくり(改訂版)」を活用した制度の周知を行います。</p>	<p>・H30.3月発行「育児・介護のための両立支援ハンドブック」を活用した制度の周知を行います。</p>			<p>○育児休業及び育児短時間勤務(H27~R元のプラン) 希望する全員(R2~R6のプラン) 育児休業取得率 男性: R4年度末までに30%、R6年度末までに50% 女性: 100%(R6年度末時点) ○配偶者の出産休暇及び男性職員の育児参加休暇 子どもの生まれた男性教職員全員が(H27~R元のプラン) 1日以上休暇を取得(取得率100%)(R2~R6のプラン) あわせて5日以上取得(取得率100%)</p>	<p>教職員であると同時に父親や母親という立場にもある教職員が、公務に精励しつつ、仕事と生活の調和を図りながら、次代を担う大切な子どもたちを健やかに産み育てることができ環境づくりに目指します。</p>	教職員・福利課			
194					<p>「女性警察職員活躍等の推進のための行動計画」の策定により、男性警察職員の家庭生活への参加を促すため、各種休暇の取得促進を図っている。</p>	<p>○子育てに関する休暇制度等について周知させるため、「子育て休暇・休業のしおり」を作成、配布 ○幹部職員及び男性職員に対し、ワークライフバランスに関するアンケート調査を実施</p>	<p>○育児をする職員に対する職場の理解を深める施策の推進 ○各種休暇制度の奨励 ○育児休業からの職場復帰支援制度の利用促進を図る。(H29.5追加) ○「高知県警察における女性警察職員活躍等の推進のための行動計画」を見直し、H29.7月一部改正(H29.9追加)</p>	<p>○育児をする職員に対する職場の理解を深める施策の推進 ○各種休暇制度の奨励 ○育児休業からの職場復帰支援制度の利用促進を図る。(H29.5追加)</p>	<p>○育児をする職員に対する職場の理解を深める施策の推進 ○各種休暇制度の奨励 ○育児休業からの職場復帰支援制度の利用促進を図る。(H29.5追加)</p>			<p>高知県警察における女性警察職員活躍等の推進のための行動計画に基づき推進(H28.3策定、H30.7一部改正)</p>	<p>○配偶者出産休暇取得率100% 取得日2日以上 ○育児参加休暇取得率100% 取得日2日以上</p>	<p>・育児休業等の制度について、希望する職員が遠慮することなく、利用できる職場環境の構築 ・男性職員の育児休業取得の促進を図る。(R2.05追加)</p>	警務課			

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室				
														目標事業量	目指すべき姿					
195	3 環境を整える	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	①男女がともに働きやすい職場づくり	◆子育て・介護による休業など働きやすい職場づくりに向けた制度を広く周知します。	知事部局 介護休暇取得数 女性 男性 H22 1名 1名 H23 1名 0名 H24 1名 1名 H25 1名 0名 H26 3名 1名 H27 1名 1名 H28 2名 1名 H29 0名 0名		・インターネット上において介護休暇制度の周知	・インターネットによる周知							介護休暇を取得できる職場環境づくりに努める。		行政管理課			
196					県職員への介護休業制度の周知	県職員(教育委員会事務局(派遣職員を含む)) 女性 男性 H22 0名 0名 H23 0名 0名 H24 0名 0名 H25 0名 0名 H26 0名 0名 H27 0名 0名 H28 0名 0名 H29 0名 0名 H30 1名 1名 H31 0名 2名		・インターネット上において介護休暇制度の周知	・インターネットによる周知	・インターネットによる周知							介護休暇を取得できる職場環境づくりに努める。		教育政策課	
197					県職員への介護休業制度の周知	制度の理解は一定進んでおり、介護休業の取得が必要な教職員はその都度、取得できていると思われる。 ・教職員・福利課ホームページに次世代育成支援に関する制度について掲載 ・管理職からの職員への制度説明、声掛け。	・管理職や校務分掌の長の仕事の分掌についての配慮と、同僚が育児休業等の取得について十分理解し、協力する職場環境の醸成。	・再度の制度周知と制度利用者への理解と協力を進める。	・H29.4月発行「活力ある学校づくり(改訂版)」を活用した制度の周知を行います。 ・H30.3月発行「育児・介護のための両立支援ハンドブック」を活用した制度の周知を行います。								希望する教職員全員が取得できる。	全ての教職員にとって、仕事と家庭生活(家事・子育て・介護等)を両立しやすい職場環境づくりを目指します。		教職員・福利課
198					県職員への介護休業制度の周知	「女性警察職員活躍等の推進のための行動計画」の策定により、介護休業等の制度を利用する職員への理解を深め、互いに協力し合える職場環境づくりに努めている。 ○幹部職員及び男性職員に対し、ワークライフバランスに関するアンケート調査を実施	○全職員に対し、介護休暇制度に関する警務課レターの配布を行うなど、制度を利用する職員への理解を深め、互いに協力し合える職場環境づくりに取り組む。 ○「高知県警察における女性警察職員活躍等の推進のための行動計画」を見直し、H29.7月一部改正(H29.9追加)	全職員に対し、介護休暇制度に関する警務課レターの配布を行うなど、制度を利用する職員への理解を深め、互いに協力し合える職場環境づくりに取り組む。	高知県警察における女性警察職員活躍等の推進のための行動計画に基づき推進(H28.3策定、H30.7一部改正)								・介護面談シートの導入により、職員から介護休業等について申し入れがあれば、所属の体制について見直しを実施し必要な期間取得させる。(R2.5追加)	・介護休業等の制度について、希望する職員が遠慮することなく、利用できる職場環境の構築		警務課
199	福祉介護就労環境改善事業	○福祉機器の導入支援平成28年度34事業所	○福祉機器の導入支援を行うとともに、活用方法についての研修を実施	○福祉機器の導入支援及び活用方法の研修を引き続き実施 ○介護ロボットやICTの導入支援と活用方法の検証を行う	福祉機器等の導入による離職防止									福祉機器等の導入増加	就労環境が改善し、離職率が低下する。		地域福祉政策課			

【様式2】【こち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室			
														目標事業量	目指すべき姿				
200			働①き男 づや女 くすが いと 職も 場に	◆子育て・介護による休業など働きやすい職場づくりに向けた制度を広く周知します。	人材定着・離職防止支援事業	○平成27年度離職率15.8%	・職員の定着と他職種への人材流出防止のため、新任職員合入職式やフォローアップ研修等を実施	・福祉・介護事業所認証評価制度を通じた魅力ある職場作りの推進	職場環境の改善による離職率の低下					参加事業所及び認証事業所の増加	働きやすい職場が増え、離職率の低下、新たな人材の参入が進む。	地域福祉政策課			
				◆生産性を向上させる設備投資の支援をすることで、子育て・介護による休業など働きやすい職場づくりに向けた制度を広く周知します。	高知県中小企業設備資金利子補給制度の周知	平成30年度より高知県中小企業設備資金利子補給制度を創設		「高知県次世代育成支援企業(H29年6月より高知県ワークライフバランス推進企業)」認証企業の取組の資金面からの支援(高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する)		「高知県ワークライフバランス推進企業」認証企業の取組を資金面から支援(設備投資に係る利子の一部を補給する)									経営支援課
				◆子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員登録し、会員間で子育ての助け合いを行う、地域の支え合いによる子育て支援であるファミリー・サポート・センターについて、県内全域での普及を進めます。	地域の支え合いによる子育て支援の充実(ファミリー・サポート・センター事業)	県内に1市1町での実施	県内全域での普及が進んでいない状況	・高知版ファミリー・サポート・センター設置への支援 ・会員増に向けた県による制度のPR、提供会員になるための研修の実施	・高知版ファミリー・サポート・センター設置への支援 ・会員増に向けた県による制度のPR、提供会員になるための研修の実施										
202	3	環境を整える	②地域における子育て・介護支援の充実	保護者ニーズに柔軟に対応可能な多機能型保育事業を推進(H29.5修正)	少子化、核家族化等により就労形態や価値観の多様化など生活習慣が変化する中、人と人との結びつきや地域で子どもを育てていくという連帯意識が希薄になってきている。	(H28年度からの新規事業)	保育事業を中心に、地域の高齢者や子育て世代などの交流を図りながら、ともに支えあい、地域ぐるみでの子育て支援を充実させることが可能な多機能型の保育事業を推進する。(H28.9追加)(H29.5修正)	・小規模保育事業所等 2カ所	多機能型保育事業の推進(H29.5修正)					・小規模保育事業所等 10カ所 ・保育所等 30カ所	保育所等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世代が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など、様々な交流事業が展開される。	幼保支援課			
203			◆保育所、認定こども園等の整備を進めるとともに、延長保育や病児保育、また、保護者ニーズに柔軟に対応可能な家庭的保育事業など様々な保育サービスの充実に取り組みます。	延長保育、病児保育、一時預かり事業への支援の充実	・乳児保育実施市町村数 29市町村 ・延長保育実施か所数 141カ所 ・休日保育実施か所数 11カ所 ・病児保育実施か所数 10カ所 ・一時預かり実施か所数 21市町85カ所	・多様な保育ニーズへの対応継続	子ども・子育て支援新制度の施行に向けて市町村が実施した保育サービスのニーズ調査の結果に対応した保育サービスの提供ができるよう支援していく	・乳児保育実施市町村数 30市町村 ・延長保育実施か所数 142カ所 ・休日保育実施か所数 12カ所 ・病児保育実施か所数 11カ所 ・一時預かり実施か所数 23市町村87カ所	保育サービスの充実を支援 認定こども園への円滑な移行					・乳児保育実施市町村数 全市町村 ・延長保育実施か所数 149カ所 ・休日保育実施か所数 15カ所 ・病児保育実施か所数 17カ所 ・一時預かり実施か所数 34市町村 100カ所以上	子どもの健やかな育ちのために、県内どこにいても質の高い保育・教育を受けることができるようになっていく。	幼保支援課			

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
															目標事業量		目指すべき姿
204					院内保育所運営支援事業	医療従事者の離職防止、再就職の促進及び「病児等保育」の実施を図るため、医療法人が運営する院内保育所24か所及び公的病院が運営する3か所に対して補助を行っている。	病院に勤務する医療従事者及び事務職員等の児を預かる「病児等保育」の実施に対して補助を行う。	「病児等保育」の継続的な実施及び支援の継続	補助交付決定先: 医療法人運営 24か所 公的病院 3か所	補助交付決定先: 医療法人運営 23か所 公的病院 4か所	補助交付決定先: 医療法人運営 23か所 公的病院 4か所	補助交付決定先: 医療法人運営 22か所 公的病院 4か所	補助交付決定先: 医療法人運営 21か所 公的病院 3か所	→	病院に勤務する医療従事者が子育てする環境が整っている。	医療政策課	
205					放課後の子どもの居場所づくり及び学び場の充実(放課後子ども総合プラン推進事業)	・放課後子ども総合プラン実施校率(小学校) H27年度 93%	・放課後の子どもの居場所や学び場の充実	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援 (H28.9月追加)	・放課後子ども総合プラン実施校率(小学校) 93.8%	・放課後子ども総合プラン実施校率(小学校) 94.3%	・放課後子ども総合プラン実施校率(小学校) 95.8%			→	放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率(小学校) 95% 放課後児童支援員の育成 500人	学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができています。	生涯学習課
206		(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	② 地域における子育て・介護支援の充実		広報紙による啓発推進	・家庭における現実の夫婦の役割分担 夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する場合 18.9% ・家事労働時間 女性の平均 152分 男性の平均 23分	ソーレを中心に、ソーレ広報紙(ソーレ・スコープ、メルマガ)、各種講演研修会の開催、県の広報手段(広報紙、ラジオ)を活用しての周知	こうち男女共同参画センターを拠点として、広報紙作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。県広報紙などによる周知。	ソーレを拠点とした広報活動、県広報紙などによる広報活動			県民意識調査	→	対前年程度の広報事業量の確保	男女共同参画平等意識の向上	県民生活・男女共同参画課	
207	3 環境を整える				ひとり親家庭等自立支援事業(再掲)	◆子どもが安全で安心して過ごせる放課後の居場所づくりなど様々な子育て支援策を充実するとともに、ひとり親家庭など厳しい環境にある子ども・保護者への支援を強化します。 (H27年度末) ○ひとり親家庭自立支援センターにおいて自立に向けた支援 ・相談件数 1111件 ・就職決定者 60人 ・移動相談実施数 21回 ・求人登録件数 545件 ・プログラム策定就職者数 2人 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ・給付人数 10件	○ひとり親家庭自立支援センターにおいて自立に向けた支援 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭自立支援センターにおいて自立に向けた支援 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業の創設 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭自立支援センターにおいて自立に向けた支援 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ・高等職業訓練促進給付金の支給期間の上限の延長(24か月→36月)、対象資格の拡大(歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師を新たに追加) ○自立支援教育訓練給付金の支給割合を20%から60%に変更 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ・高等職業訓練促進給付金の対象資格拡大(栄養士、自動車整備士、臨床工学技士を新たに追加) ・自立支援教育訓練給付金が雇用保険法の一般教育訓練給付金との併用が可能に	→	・就職率 60.0% ・移動相談回数 25回 ・求人登録件数 600件 ・プログラム策定による就職者数 15人	ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくりが進んでいる	児童家庭課		

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28~32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
															目標事業量	
208					母子父子寡婦福祉資金貸付事業(再掲)	(H27年度末) ○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ・貸付件数 66件 ・貸付金額 37,698,860円 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○要件を満たす貸付申請者(母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦)から提出された申請書の審査、適正な貸付の実施 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布 ○周知方法の拡大(H29.4追加)						制度の周知度の向上	ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくりが進んでいる	児童家庭課
209		(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	(2)地域における子育て・介護支援の充実		子育て支援に係る広報・啓発等の推進	○子育て支援事業 (H28年度) 冊子の配布13000部 店頭ポスター配布4000部 ○プレマnet 父親の育児参加へのアプド/バイス等をメルマガで配信 月平均アクセス数 8,265件(H29.3月末現在) ・核家族化の進行や働き方の多様化による子育てへの不安感・負担感の増大 ○高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数 256団体(H29.3.31)	○子育て支援事業 (H28年度) 冊子の配布13000部 店頭ポスター配布4000部 ○プレマnet 父親の育児参加へのアプド/バイス等をメルマガで配信 ○子育て応援広報紙「大きなあれ」 父親の育児参加をテーマにした特集記事の掲載 ○子育て出前講座 H28年度 3回開催(7/30、11/14、12/17) ○子育て等を応援する機運の醸成 ・高知家「出会い・結婚・子育て」フォーラムの開催 ・好事例企業表彰	■子育て支援の店 ・事例集を活用した店舗開拓 ・HP改修:検索機能の充実 ■各種広報手段を活用し男性の育児参加を促す情報の提供など ・出産・子育て応援サイト 「こうちプレマnet」 ・子育て応援情報紙「大きなあれ」 ■子育て出前講座 ■子育て等を応援する機運の醸成 ・少子化対策県民運動推進フォーラムの開催 ・各種広報手段を活用した広報・啓発の充実 ・少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○子育て支援事業 取組の周知及び広報活動 冊子の見直し⇒配布 協賛店舗店頭ポスターの作成・配布・掲示促進 ニーズ調査 事例集作成 HP改修 店舗開拓 ○プレマnet 子育て支援のための情報を随時発信 市町村による取組情報も反映 ○「大きなあれ」 年間4回 4万部発行 H29年度末で廃止 ○子育て出前講座 企業・団体の職員に対し、子育てに関する講座を随時開催 ○子育て等を応援する機運の醸成 フォーラムの開催、各種広報手段を活用した広報・啓発					子育て支援の店登録数650店舗 プレマnet月平均アクセス数3,000件(R2.5修正) 子育て出前講座年間4ヶ所以上で開催(R2.5修正) 子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業や団体の増加(高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数の増加H31 770団体)(H29.3修正)	子育て家庭に子育て支援や相談窓口を利用するための情報が届いている 働きながら子育てしやすい環境づくり	児童家庭課 少子対策課
210	3	環境を整える		◆子どもが安全で安心して過ごせる放課後の居場所づくりなど様々な子育て支援策を充実するとともに、ひとり親家庭など厳しい環境にある子ども・保護者への支援を強化します。	子育て家庭応援事業の促進	協賛事業所521店舗登録(H27.3 末現在)	○応援の店冊子配布 15,000冊 ○事業のPR	■応援の店HP改修 検索機能の見直し ■協賛店舗店頭ポスターの配布と掲示促進 ■事業のPR ■協賛事業所登録の呼びかけ ■より活用しやすい仕組みの検討	・協賛事業所登録の呼びかけ ・冊子の見直し及び配布 →H30以降廃止 → 応援の店HP検索機能見直し ・より効果的な仕組みの検討				すべての市町村に協賛事業所が登録されている	どの市町村でも協賛店からのサービスが受けられる	児童家庭課	
211					地域における子育て支援の充実(男女共同参画に関する講演・講座、地域子育て支援拠点等運営事業等)	地域における子育て支援策の不足	・子育て世代対象講座の開催 子育て応援講座 防災教室	・子育て世代対象講座の開催 子育て応援講座 防災教室						子育て世代対象の講座を実施する。	安心して出産・子育てができる社会の実現	ソーレ
212					地域における子育て支援の充実(男女共同参画に関する講演・講座、地域子育て支援拠点等運営事業等)	地域子育て支援センターの設置状況 23市町村 45施設	○高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーにおける支援センター機能のバックアップ H28年度 子育て支援センターへの出張相談件数 31ヶ所139件	■高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー機能を活かした地域子育て支援センター機能のバックアップ	○高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー 地域の子育て支援拠点等に出向き、子育て支援の取組を支援・強化					応援コーナーにおける妊娠出産子育てに関する相談件数年間200件以上	すべての子育て支援センター等の拠点において、子育てに関する相談に対応できる体制が整っている。	児童家庭課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
															目標事業量	
213					子育て短期支援事業	(H27年度) 8市町村が高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子ども子育て支援交付金(国)を利用して実施	(H26年度) 8市町村が高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子ども子育て支援交付金(国)を利用して実施	補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る	補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る						子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援を行うことができる	児童家庭課
214					乳児家庭全戸訪問事業	(H27年度) 19市町村が高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子ども子育て支援交付金(国)を利用して実施	(H26年度) 18市町村が高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子ども子育て支援交付金(国)を利用して実施	補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る	補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る						子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援を行うことができる	児童家庭課
215					養育支援訪問事業	(H27年度) 14市町村が高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子ども子育て支援交付金(国)を利用して実施	(H26年度) 14市町村が高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子ども子育て支援交付金(国)を利用して実施	補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る	補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る						子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援を行うことができる	児童家庭課
216	3	環境を整える	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) ②地域における子育て・介護支援の充実		子育て講座(地域子育て支援事業) 地域子育て支援センターの設置状況 23市町村 45施設 子育てサークル(県登録)数 47団体	○4団体に委託45ヶ所で実施(H28年度) 1)トミック、絵本の読み聞かせ、おもちゃ遊び、幼児体育などをテーマに、身近な地域で親支援の機会を確保	■子育て講座 地域の子育て支援の拠点等には向いて子育てに必要な知識を学ぶ機会を提供	○子育て講座 子育て支援センターや子育てサークルで実施 ●講座のテーマを6テーマに見直し、地域の実情に応じた講師派遣を実施 ●家庭教育と愛着形成の大きく2つのテーマの中で現場の要望にあった講師を派遣する形に見直す。						子育て講座 年間30ヶ所以上で実施(H31.4見直し)(高知市と認定こども園を対象外とため変更) アンケート実施が難しい状況となりH29からアンケート廃止	すべての子育て支援センター等の拠点において、子育てに必要な知識を得ることができる機会が確保されている	児童家庭課
217					地域包括ケアシステムの構築(介護サービスの充実・確保)	・半数以上の県民が介護が必要となっても住み慣れた自宅や地域での生活を希望 ・中山間地域では、訪問等の効率が悪い、必要な介護サービスが十分提供されていない。	【在宅で要介護者も家族も安心して暮らせるしくみづくり】 ・中山間の介護サービス確保対策 ・市町村が実施する住宅等改造補助事業への助成と、適切な改造に向けた専門知識を持ったアドバイザーの派遣	【在宅で要介護者も家族も安心して暮らせるしくみづくり】 ・中山間の介護サービス確保対策 ・市町村が実施する住宅等改造補助事業への助成と、適切な改造に向けた専門知識を持ったアドバイザーの派遣	・介護保険事業支援計画・高齢者保健福祉計画の実施(29.9修正)						・地域の実情に応じて必要な介護サービスを受けられる	高齢者福祉課
218					相談体制の充実	・高齢者総合相談センターにおいて相談に応じている。	・高齢者に関するさまざまな相談に対し高齢者総合相談センターを開設し、相談に応じている。 ・認知症コールセンターを設置し、認知症の方やその家族の相談に応じている。	・高齢者総合相談センター及び認知症コールセンターについて、住民への周知及び相談体制の更なる充実	・高齢者総合相談窓口及び認知症コールセンターについて、住民への周知及び相談体制の更なる充実(29.9修正)						・地域住民への周知により相談窓口の認知度が高まり、相談件数が増加する	高齢者福祉課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室				
														目標事業量	目指すべき姿					
219	3 環境を整える	(一)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	②地域における子育て・介護支援の充実	◆介護における男女の共同参画を促すとともに、介護負担の軽減に向けた支援策を充実させます。	介護支援情報の提供・広報・啓発(再掲)	・介護サービス事業者や高齢者施設に関する情報を、課のホームページで公表している。 ・高齢者に関するさまざまな心配ごとに対し、高齢者総合相談センターを設置し相談に応じている。 ・認知症コールセンターを設置し、認知症の方やその家族の相談に応じている。	・高齢者総合相談窓口及び認知症コールセンターについて、住民への周知及び相談体制の更なる充実(29.5修正)	・介護サービスの公表制度による介護サービス事業者に関する情報の提供 ・高齢者総合相談窓口及び認知症コールセンターについて、住民への周知及び相談体制の更なる充実(29.5修正)								・介護サービス事業者に関する情報や相談窓口の利用により、家庭における介護負担が軽減されている。	高齢者福祉課			
220					介護支援情報の提供・広報・啓発(再掲)	・介護の基礎講座の開催	・介護の基礎講座の開催	県民介護講座事業の周知を図るとともに、講座開催等により介護に対する県民の意識啓発を図る。	・介護の基礎講座の開催								介護に関する知識を持った方が増える	介護に対する県民の意識啓発が図られる	地域福祉政策課	
221					独居老人等に対するNPOやボランティア活動の促進	・福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催 ・地域連携による福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業の実施 ・ボランティアコーディネーション機能強化モデル事業の実施 ・ボランティアNPO通信「手をつなごう」の発行(4,000部)	・福祉教育推進事業 ・養成研修事業 ・広報啓発事業	地域のボランティア活動の活性化に大きな役割を果たす市町村社協のボランティアセンター機能強化を目指す。	・市町村社協のボランティアセンターの機能強化を図る。 ・地域でボランティア学習の推進役となる人材を育成。									ボランティア活動に参加する者の増 新たなボランティア層の活動の促進	学校と地域が連携した学習プログラムを展開し、ボランティアに対する興味や人と人とのつながりの大切さを実感できる。 地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制整備、環境整備を図る。	地域福祉政策課
222					独居老人等に対するNPOやボランティア活動の促進	【高知県社会貢献活動支援推進計画の取組の推進】(高知県ボランティア・NPOセンター) 学習機会の提供 内容:NPO基礎講座、NPO経営塾、NPO経営研究会、NPO実務講座、NPO実務相談、NPOフォーラム、ボランティアガイダンス、地域づくり仕掛け人市、NPO会議室貸出	(高知県ボランティア・NPOセンター)講座等の学習機会の提供	(高知県ボランティア・NPOセンター)講座等の学習機会の提供	(高知県ボランティア・NPOセンター)講座等の学習機会の提供										NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成	県民生活・男女共同参画課
223				男性対象家事(料理)・介護の基礎講座の開催	・介護の基礎講座の開催	・介護の基礎講座の開催	県民介護講座事業の周知を図るとともに、講座開催等により介護に対する県民の意識啓発を図る。	・介護の基礎講座の開催							介護に関する知識を持った方が増える	介護に対する県民の意識啓発が図られる	地域福祉政策課			

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室		
														目標事業量	目指すべき姿			
224	3 環境を整える	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	③ 女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり	子育て・地域における支援の充実	◆介護における男女の共同参画を促すとともに、介護負担の軽減に向けた支援策を充実させます。	男性対象家事(料理)・介護、基礎講座の開催	・家庭での固定的役割分担	・男性講座の開催							家庭における夫婦の役割分担のための講座や研修を実施する。	家庭における夫婦の役割分担の現実を理想に近づける。	ソール	
225				労働関係法令等の広報、啓発、周知(再掲)	労働関係法令等の広報、啓発、周知(再掲)		企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的にセミナーを実施	企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的にセミナーを実施	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。						雇用労働政策課
226				仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進(再掲)	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進(再掲)	◆ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。 ◆家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。	・募集・採用における均等な取扱いについての事業主に対する啓発 ・男女雇用均等法をふまえた女性の職域拡大に対する事業主への啓発 ・労働相談の充実 ・男女の均等な処遇に向けた企業の取り組みの奨励・支援 ・企業への男女雇用機会均等法周知を目的とするセミナー開催 ・国等の助成金制度を企業へ広報	・ワーク・ライフ・バランス推進セミナー、啓発パンフレットの配布や課のホームページなどを通じた啓発	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。	セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。						
227				仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	○女性の理想的な働き方実現に必要なこと(H26 県民意識調査) ・家庭や地域では男性の家事・育児等への参加が第1位 ・職場では仕事と家庭の両立への職場の理解が第1位 ○核家族化の進行や働き方の多様化による子育てへの不安感・負担感の増大 ○高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数 256団体(H29.3.31)	○ブレマnet 父親の育児参加へのアドバイス等をメルマガで配信 ○子育て応援広報紙「大きくなあれ」父親の育児参加をテーマにした特集記事の掲載 ○子育て出前講座 H28年度 3回開催(7/30、11/14、12/17) ○子育て等を応援する機運の醸成 ○高知家「出会い・結婚・子育て応援」フォーラムの開催 ・好事例企業表彰	■各種広報手段を活用し男性の育児参加を促す情報の提供など ・出産・子育て応援サイト 「こうちブレマnet」 ・子育て応援情報紙「大きくなあれ」 ■子育て出前講座 ■子育て等を応援する機運の醸成 少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)	○ブレマnet 子育て支援のための情報を随時発信 市町村による取組情報も反映 ○「大きくなあれ」 年間4回 4万部発行 H29年度末で廃止 ○子育て出前講座 企業・団体の職員に対し、子育てに関する講座を随時開催 ○子育て等を応援する機運の醸成 少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実(子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などの好事例の取組紹介等)						ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業や団体の増加(高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数の増加 H31 770団体)(H29.3修正)	働きながら子育てしやすい環境づくり	児童家庭課 少子対策課		

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室				
														目標事業量	目指すべき姿					
228	3 環境を整える	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり	◆ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。 ◆家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	・中小企業での意識が遅れ気味。	・経済団体、大学等とのタイアップによるセミナー等の開催。	・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発リーフレットの作成、配布 ・ワークライフバランスの働きかけ							女性活躍推進法に規定する事業主行動計画策定企業数(101人以上300人以下):50社	・民間企業等での女性の登用やワークライフバランスの推進の機運が醸成されている。	県民生活・男女共同参画課			
229					女性のチャレンジ・エンパワメント支援	女性の働き方の理想と現実のギャップ	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施								キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため、講座や研修を実施する。	女性リーダーの増加による男女共同参画社会の実現	ソーレ		
230					団体等の自主活動支援及び相互交流の促進(ソーレいど事業等)	地域にける男女共同参画の遅れ	「ソーレいど事業」の実施	「ソーレいど事業」の実施										男女共同参画の推進に資する事業を実施する団体等を支援する。	男女共同参画の推進に資する事業を実施する団体等の拡大	ソーレ
231					NPOやボランティア活動に関する情報の提供(ビビネット/広報誌など)(再掲)	・バーチャルボランティアセンター事業 平成27年度 登録団体数 646団体	・サーバー更新 ・HPのリニューアル(H22.1月) ・HPの管理運営 ・新規登録団体の開拓 ・広報グッズの作成	・広報グッズ活用等によるビビネットの周知 ・新規登録団体の開拓 ・アンケートの実施 ・利用者ニーズに対応した持続性のあるシステムの運営	・ビビネットの周知及び内容の充実									こうちボランティア・NPO通信「てをつなごう」等を通して、ビビネットをより多くの県民に活用していただくとともに、ユーザーのニーズに応じた情報提供の工夫に努める。 団体情報における情報発信の質の向上を行いながら、登録団体の拡充をめざす。	多くの県民に活用されている。また、ユーザーのニーズに応じた情報提供の工夫が進んでいる。	地域福祉政策課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
														目標事業量	目指すべき姿	
232	3 環境を整える	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり	◆ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。 ◆家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。	NPOやボランティア活動に関する情報の提供(ピビネット/広報誌など)(再掲)	啓発リーフレット、ガイドブックの配布ほか、ピビネットや月に1度のメールで情報提供している。	NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発	NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発	NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発	→				NPO活動基盤整備、NPO相互交流の促進	県民生活・男女共同参画課	
233					NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援(再掲)	【高知県社会貢献活動支援推進計画の取組の推進】(高知県ボランティア・NPOセンター) 学習機会の提供 内容:NPO基礎講座、NPO経営塾、NPO経営研究会、NPO実務講座、NPO実務相談、NPOフォーラム、ボランティアガイダンス、地域づくり仕掛け人市、NPO会議室貸出	(高知県ボランティア・NPOセンター) 講座等の学習機会の提供	(高知県ボランティア・NPOセンター) 講座等の学習機会の提供	(高知県ボランティア・NPOセンター) 講座等の学習機会の提供	第4次計画策定	→	NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成	県民生活・男女共同参画課			
234					NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援(再掲)	・福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催 ・地域連携による福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業の実施 ・ボランティアコーディネーション機能強化モデル事業の実施 ・ボランティアNPO通信「手をつなごう」の発行(4,000部)	・福祉教育推進事業 ・養成研修事業 ・広報啓発事業	地域のボランティア活動の活性化に大きな役割を果たす市町村協会のボランティアセンター機能強化を目指す。	・市町村協会のボランティアセンターの機能強化を図る。 ・地域でボランティア学習の推進役となる人材を育成。	→	ボランティア活動に参加する者の増 新たなボランティア層の活動の促進	学校と地域が連携した学習プログラムを展開し、ボランティアに対する興味や人々とのつながりの大切さを実感できる。 地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制整備、環境整備を図る。	地域福祉政策課			
235	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援(再掲)	・成人のスポーツ実施率において女性は男性より低く、特に20～40代が他の年代に比べて低い。 ・学校卒業後にスポーツ・運動離れがみられる。	・各スポーツ団体等がそれぞれで大会や教室を開催している。 ・地域の課題やニーズに応じたスポーツ機会の提供	・地域のスポーツ大会や特色あるスポーツ大会や教室の開催への支援を行う。 地域スポーツハブ展開事業 ・地域のニーズや課題に基づいた、身近な教室や気軽に参加できるスポーツイベントなど、スポーツ実施のきっかけづくりとなる取組の実施する。 ・各種イベントを行う際に、女性に焦点を当てた情報発信を行う。(R02.5追加)	・検討委員会の開催(※国の中間評価により平成28年度で事業中止) ・検討委員会委員長からの報告書提出 ・女性に焦点を当てた取組や情報発信等	→	特色あるスポーツ大会や教室などの取組が増加する	女性のスポーツ活動が活性化する	スポーツ課							

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
236		(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備		介護予防と生きがいの推進 ・市町村が行う介護予防事業への支援 ・高知県社会福祉協議会が行う生きがいづくりへの支援 ・老人クラブが行う社会参加活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなサービスの担い手として高齢者の社会参加を促すことで、高齢者自身の介護予防につなげることが必要。 ・高齢者の価値観の多様化に見合う事業展開及び情報提供が必要。 ・老人クラブ組織数(H24年度→H27年度)加入率…17.6%→10.5% ・クラブ数…718→823 ・会員数…26,727→30,985 ※H27年度より、高知市及び大月町の県老人クラブ連合会への再加入したため、クラブ数・加入数は増加となっているが、加入率は減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【高齢者の生きがい・健康づくり】 ・従事者養成研修の実施 ・県社協が行う健康と生きがいづくりへの支援 ・高齢者の社会参加を促すことで、高齢者自身の介護予防につなげる ・事業の活性化、効率化 ・情報発信の強化 ・介護予防につなげ、地域の活性化、健康長寿を目指す。 【老人クラブの活動助成】 ・会員の拡大と事業の活性化 ・地域の介護予防・認知症対策につなげる ・県内最大の高齢者組織力を活かした事業の実施 ・高知県老人クラブ連合会活動への助成 	<ul style="list-style-type: none"> 【高齢者の生きがい・健康づくり】 ・従事者養成研修の実施(※H31からは、各保険者での取組となる) ・情報誌やHPによる情報提供による情報発信力の強化 ・シニアスポーツ交流大会等既存イベントや、退職準備支援における関係団体等への働きかけ ※H30からの事業見直しにより対象事業から削除した部分です 【老人クラブの活動助成】 ・若手高齢者や女性高齢者による自主企画イベントやリーダー育成による組織の強化と事業の活性化 ・健康づくりリーダー等による認知症対策 ・モデル事業による介護予防や地域支え合いの成果の共有・広報 								<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、それぞれの地域で活躍し、地域での見守りやボランティア活動などを通じた支え合う地域づくりに繋げていく ・介護予防事業の観点も踏まえた生きがいづくりの構築 ・高齢者が生きがいを持って暮らし、住み慣れた地域で活躍する社会の構築 	高齢者福祉課
237	3	環境を整える	環境を整える		<ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防と生きがいづくりの推進に取り組めます。 ◆地域包括ケアシステムの構築や認知症高齢者対策を進めることにより、家庭における家庭等の介護負担の軽減に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 【在宅で要介護者も家族も安心して暮らせるしくみづくり】 ・中山間の介護サービス確保対策 ・市町村が実施する住宅等改造補助事業への助成と、適切な改造に向けた専門知識を持ったアドバイザーの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 【在宅で要介護者も家族も安心して暮らせるしくみづくり】 ・中山間の介護サービス確保対策 ・市町村が実施する住宅等改造補助事業への助成と、適切な改造に向けた専門知識を持ったアドバイザーの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業支援計画・高齢者保健福祉計画の実施(29.9修正) 							<ul style="list-style-type: none"> ・在宅でも要介護者も家族も安心して暮らせるしくみづくりの構築 	高齢者福祉課	

【様式2】【うち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
														目標事業量	目指すべき姿	
238					認知症高齢者対策の推進 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発 ・介護者への支援と相談体制の確立	・市内の認知症高齢者 H27: 37,860人 H32: 42,375人 ※いずれも推計	【認知症に関する正しい知識の普及・啓発】 ・啓発パンフレットの作成、配布 ・認知症キャラバン・メイトの養成研修を福祉保健所単位で開催 ・キャラバンメイトフォローアップ研修会の開催 ・企業向け認知症サポーター養成講座を開催 ・アルツハイマーデー記念講演会の開催 ・アルツハイマーデー街頭活動【介護者への支援と相談体制の確立】 ・認知症コールセンターの開設 ・電話相談員に対する研修会の開催 ・専門家を交えた事例検討会	・講座の講師役であるキャラバンメイトの資質向上により、幅広い人材を活用した講座を展開 ・将来的には各市町村が主体となって講座を展開し、地域での支援体制につなげる。 ・県内企業への講座開催の働きかけ ・認知症コールセンターの住民への周知及び相談体制のさらなる充実							・認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動の充実・拡大 ・各市町村主体での認知症サポーター養成講座の展開 ・キャラバンメイトが地域支援の核となって活動できる体制づくり ・電話相談員の対応技術の強化 ・地域住民への周知によりコールセンターの認知度を高め、相談件数の増加につなげる。	高齢者福祉課
239				◆高齢者が交通事故や消費者被害などに合わないよう、地域での見守りを進めます。	交通安全、消費生活等に関する情報提供と意識啓発	・平成27年末の交通事故状況 件数2,391件(うち高齢者980件) 負傷者数2,732人(うち高齢者641人) 死者数30人(うち高齢者19人) 死者全体に占める高齢者の割合は6割を超える ・平成27年末の県内特殊詐欺被害 被害件数及び被害額 53件 127,578,438円 うち高齢者の被害 47件 100,205,762円 被害全体に占める高齢者の割合は約9割	○高齢者交通事故防止キャンペーン(9～12月)での啓発の実施 ・チラシの作成と配布 ・RKCラジオでの広報 ・啓発物の配布 ○安全安心まちづくりイベントの開催 ・防犯などに関する啓発活動の実施 ○高齢者及び高齢者周辺者対象の出前講座の実施	○高齢者交通事故防止キャンペーン(9～12月)での啓発の実施 ・チラシの作成と配布 ・RKCラジオでの広報 ・啓発物の配布 ○安全安心まちづくりイベントの開催 ・防犯などに関する啓発活動の実施 ○高齢者及び高齢者周辺者対象の出前講座の実施							高齢者の交通事故被害や特殊詐欺被害の撲滅	県民生活・男女共同参画課
					平成27年度 ・消費生活出前講座 52回実施 ・地域見守り情報 21回配信 ・くらしのサポーター養成講座 4回実施、フォローアップ研修 3回実施	・出前講座の実施 ・地域見守り情報の配信 ・くらしのサポーターの養成、フォローアップ研修の実施	・出前講座の実施 ・地域見守り情報の配信 ・くらしのサポーターの養成、フォローアップ研修の実施	出前講座の実施 地域見守り情報の発信 くらしのサポーターの養成 フォローアップ研修の実施							高齢者が消費者被害に遭わないよう、高齢者や高齢者を見守る方々に必要な情報が行きわたる。	県民生活・男女共同参画課

(2)
① 高

【様式2】【うち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
														目標事業量	目指すべき姿	
240	3	高齢者等が安心して暮らせる環境を整える	高齢者等が安心して暮らせる環境の整備		地域における相談支援体制の充実強化と社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等用駐車区画に利用の対象とならない人が駐車をしている。 ・駐車場管理者は、駐車している車両をただで見て適正な利用をしているかどうかを判断することは困難(注意できない) ・障害のある方や高齢の方など移動に配慮が必要な方等に必要駐車スペースを確保することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・こうちあったかパーキング(高知県障害者等用駐車場利用証交付制度)の導入 H23.2 利用制度開始、中国四国各県との相互利用協定締結 H27.11 要項改正(一部利用者の有効期限撤廃) R2.4～全国39府県1市との相互利用協定に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等の訪問を継続し、とくにプラスワン駐車場の拡充を図る。 ・広報紙やテレビ、ラジオなど、様々な広報手段を通じて、制度が県民に正しく認知され、障害者等用駐車場の適正利用が徹底されるよう、制度の普及啓発を図る。 ・テレビCMやラジオでの広報、各種イベントでの資料の配布など、様々な機会をとらえて今後も情報発信を行い、周知を図っていく。 						<ul style="list-style-type: none"> ・協力施設、対象駐車場、利用証交付者数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等用駐車場の適正な利用が図られる。 ・障害のある人もない人も安心して暮らせる「ひとにやさしいまちづくり」の実現 	障害福祉課
241			障害者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。		<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就業率は50.8%(598件/1,177件)と低迷。 ・施設利用から一般就労への移行促進(近年はほぼ横ばいで推移している) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用義務のある企業(539社)への訪問 ・働く障害者の離職防止と職場定着に向けた支援 ・即戦力になり得る職業訓練の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き障害者の雇用義務のある企業への全社訪問による啓発活動を行い、雇用の理解の促進に努めるとともに、働いている障害者に対する相談支援や地域との交流の場を確保し、孤立させないなどの職場定着に取り組む。 また、企業の雇用ニーズの高い清掃業務分野や介護補助分野への就職を促進するため、必要な職業訓練を行い雇用創が求める人材を育成する。 障害者等と労働力が不足している農業分野等と連携し、農福連携による身近な地域での就労を支援する。(H30.5追加) テレワークによる在宅就業を希望する障害者が、就職に必要なスキルを習得する場の確保や就職後の定着等を支援する。(H30.5追加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・求人ニーズの高い「清掃技術」をもった人材を育成する拠点を整備し、一般就労への移行機会を拡大する。 ・障害者職業訓練コーディネーターを配置した「仕事体験拠点施設」を設置し、在宅障害者等の一般就労に向けたステップアップを支援する。 ・実践的な職場実習を組み合わせた職業訓練を実施し、一般就労を加速化する。 					<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークを通じた就職者数(年間540人以上) ・福祉施設から一般就労へ移行する人(360人以上(H28～31年度累計)) 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の一般就労への移行が促進されている。 	障害保健支援課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
242				◆障害者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。	発達障害の早期発見・早期療育支援体制づくり	・早期発見・早期療育の体制整備は不十分 ・発達障害を診断できる専門医師不足	・H19～発達障害者支援開発事業 ・H22～発達障害者支援体制推進事業 ・H27～子育て支援における家族支援の推進	・早期発見・早期療育の支援体制づくり ・発達障害専門医師等の養成 ・地域の療育機関の整備促進 (H29、9追加)	・早期発見・早期療育に取り組む市町村への支援 ・早期発見に関する研修会の開催 ・ペアレント・トレーニング及びペアレント・プログラム(H29～)の推進 ・ペアレントメンター養成研修 ・発達障害に関する専門医の養成 ・地域療育機関への支援 ・療育に携わる専門職を対象とした研修会 ・発達障害者支援センターの地域支援機能の充実					すべての市町村で早期発見・早期療育の支援体制づくりができる ・発達障害専門医が増加する ・地域の療育機関が整備される	県内どこに住んでいても必要な時に必要な支援が提供できる体制の確立	障害福祉課	
243	3 環境を整える	(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備		外国人への日本語講座の開催(高知県国際交流協会)	日本語が不自由な外国人を対象に、日常生活に適應できるように基礎的な日本語講座を開設している。	初級Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの各コースと漢字読み書きコースを設け、年間計30回講座を開設した。	講座の継続及び質の高い講座の開催、また家庭や仕事の事情で夜の教室や土曜日の講座に参加できない外国人のための講座を平日昼間に開催する。これらの講座の存在を広くPRする。	○高知県外国人生活相談センター等と連携を図り、より多くの外国人が、必要最低限の日本語を学べる機会を得られるよう、講座の周知を図る。					講座の継続、PRにより講座の受講生を増やし、在住外国人が日本の日常生活に困らないよう努める。	継続した講座の開設やPRにより受講生を増やし、また多種多様な外国人の生活スタイルに対応できるようにし、日本での日常生活に困らないようにする。	国際交流課	
244					日本語ボランティア講師の養成(高知県国際交流協会)	日本語の不自由な県内在住外国人に日本語を教えるボランティア講師を養成するため講座を開設している。能力別にコースを設け、一定期間受講してもらっている。	初級コース、スキルアップコース、日本語ボランティア研修とそれぞれ受講し、ボランティア講師となる。登録者数:約210名	講座を継続し、引き続きボランティアの養成に努める。	ボランティアを養成するための講座を開催し、ボランティアの増加に向けたPRを行う。		○H31年2月より土佐市において日本語教室の運営を開始した。(週2回開催)	○R2年1月より須崎市において日本語教室の運営を開始した。(週3回開催)			○日本語ボランティア研修を多くの方に受講してもらい、ボランティア講師の質の確保に努める。 ○西部地域1カ所新たに日本語教室の立ち上げを支援する。	○日本語ボランティア講師の質の向上と認知度を高めることにより、県内在住の外国人が日本語を覚え、不自由なく暮らせる環境整備に努める。 ○高知市以外での日本語ボランティア養成	国際交流課
245						◆外国人と共に生きる地域づくりを進めます。	外国人が安心して相談できる体制の充実(国際交流協会)	県内在住の外国人や留学生などの人権・生活相談の窓口を開設している。	毎年度継続して窓口を開設してきた。	人権・生活相談窓口の継続、窓口のPR、多言語に対応できるようにする。	窓口の継続やPR、拡充に向け取り組みを進める。(H30まで)					高知県外国人生活相談センターを新たに開設(雇用労働政策課主管)し、月～土まで、多言語で外国人の生活相談等に対応、生活支援を行う。	○日本語が喋れない外国人も気軽に生活相談に来れるよう、多言語対応可能なことの周知 ○対応言語:英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語等

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28~32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
246	(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備		① 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備		ホームページやブログ、生活情報誌などによる情報提供(高知県国際交流協会)	国際交流協会の活動や県内の民間国際関係団体の紹介、海外在住の県出身者からの近況報告などを掲載した情報誌を年2回発行しているほか、外国人のための生活情報冊子を日本語と付きの英語版、中国語版を発行している。また、ホームページや携帯サイト、インターネットにより内外の国際交流情報などを広く県民や県内在住外国人に提供する。	国際交流協会の活動などを掲載した機関誌「WIND OW」を年2回、各2300部発行しているほか、3か月に1回、高知の文化や歴史、生活等に関する情報をルビ付きの日本語と英語版・中国語版を各1000部発行し、市町村や英会話教室、外国人の集まるレストランなどに配布している。また、ホームページや携帯サイトから協会の活動や民間国際交流活動の情報を提供した。	機関誌や生活情報冊子の発行やホームページ、携帯サイトからの情報提供の継続に加え、外国語ホームページの充実を図り、県内在住外国人や外国人観光客への情報提供の強化を図る。また、南海トラフ地震対策についてや緊急時などの生活に密着した情報や高知の文化などを生活情報冊子で紹介すると同時にブログでも英語で発信し、更なる情報発信の強化に努める。						機関誌発行部数: 2300部 発行頻度: 年2回以上 生活情報冊子発行部数: 各1000部 発行頻度: 半年に1回 ブログ更新: 週1回以上 ホームページ更新: 月1回以上 メルマガ配信: 月1回以上	機関誌や生活情報冊子、ホームページ、ブログによる情報提供の継続、拡充を行い、県民や県内在住外国人への情報発信を強化する。	国際交流課	
247				◆外国人と共に生きる地域づくりを進めます。	在住外国人への防災・災害情報提供(高知県国際交流協会)	防災・災害情報の提供については、日本人向けの情報に比べ、外国人向けの情報が少ないのが現状である。国際交流協会では災害時に活動する語学ボランティアの支援や在住外国人への防災情報の周知を行った。	南海トラフ地震対策パンフレット改訂版を英語、中国語、韓国語、インドネシア語、ベトナム語に翻訳したパンフレットを発行するとともに、各言語の災害用携帯カードの印刷、語学ボランティアのボランティア活動保険への加入、大学での南海トラフ地震対策講座への講師派遣などを実施した。	在住外国人を南海トラフ地震から守ると共に、外国人の自助・共助の取り組みを支援する仕組みを構築するための取り組みを実施する。	○引き続き、災害時語学サポーターのボランティア活動保険への加入促進や大学等での外国人向け南海トラフ地震対策講座への職員派遣、外国語のパンフレットや災害用携帯カードの活用の推進などを実施する。 ○在住外国人と語学ボランティア、地域住民が参加する防災交流会の開催						○多くの災害時語学サポーターの加入や在住外国人が防災情報に触れる機会を持てるよう努める。 ○新たに、在住外国人と語学ボランティア、地域住民が参加する防災交流会の開催	○災害時に在住外国人が不自由なく避難できるよう、災害時語学サポーターの活動環境を整備される。また、外国人に防災情報が周知される。 ○災害時に外国人が孤立しないよう、自助・共助の取組を支援。	国際交流課
248				3 環境を整える		② 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	語学ボランティアを対象とした通訳・翻訳講座の開催(高知県国際交流協会)	県内の語学ボランティアのスキルアップを図るための講座を開催している。登録者は280名。	語学ボランティア登録者を対象に、防災・観光・生活情報などを在住外国人が本県で生活する上で役に立つ情報を正確かつ誠実に翻訳するための講座を開催し、語学ボランティアのスキルアップを図った。受講者は33名。	講座を継続し、引き続き語学ボランティアのスキルアップに努める。	語学ボランティア登録者を対象に、スキルアップのための講座を開催する。						多くの語学ボランティアが講座を受講し、スキルアップできるように努める。
249			② 貧困など様々な生活上の困難に直面する	◆雇用・就業の安定に取り組みます。 ◆ひとり親の家庭が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。 ◆自立に向けた力を高めるよう支援します。	高知家の女性しごと応援室によるきめ細かな就労支援(女性就労支援事業)	H28.9月末時点 新規相談者数: 253人(累計933人) 新規相談件数: 672(累計2542件) 就職人数: 88人(累計272人)	①キャリアコンサルティング・相談 ②情報提供 ③職業紹介 ④主催研修の実施 ⑤広報による潜在的な求職者の掘り起こし	・きめ細やかな就労支援 ・求人情報の充実 ・バージョンアップに向けた検討 ・子育て支援センター等へのPRや再就職支援イベントの開催による求職者の掘り起こし ・東部、西部地域への出張相談による相談窓口の拡大 ・働きやすい職場づくりに向けた企業へのアドバイスの実施 ・長く働き続けてもらうためのアフターフォロー、キャリア形成支援(H30.5追加)						高知家の女性しごと応援室における就職率(3か月以内の就職希望): 65%	・いったん子育てに専念した女性もこれまでのキャリアを活かして再就職できる ・より多くの女性を多様なニーズに応じて確実に就労に結びつける	県民生活・男女共同参画課	

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
250			男女への支援		職業能力開発訓練の充実(再掲)	<p>○委託訓練全体の就職率は下記のとおりであり、80%以上で推移している。</p> <p>[近年の就職率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27 → 81% ・H28 → 82% ・H29 → 82% ・H30 → 84% ・R1 → 80% 	<p>離転職者等が再就職に必要な技能及び知識を習得するために、地域の実情に応じた職業訓練を実施。</p>	<p>引き続き、離転職者等が再就職に必要な技能及び知識を習得するために、地域の実情に応じた職業訓練を実施。</p>	<p>介護福祉士養成コースを含む雇用吸収率の高い介護系訓練や企業実習を併用した、より実践的な訓練などの実施。</p>						就職率80%		雇用労働政策課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
251	3 環境を整える	(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	② 貧困など様々な生活上の困難に直面する男女への支援 ◆雇用・就業の安定に取り組みます。 ◆ひとり親の家庭が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。 ◆自立に向けた力を高めるよう支援します。	就職支援相談センター(ジョブカフェ)事業(再掲)	・平成28年3月末高卒内定率97.9%、大卒内定率89.6% ・雇用環境は改善傾向にあるものの、求人が多い職種と求職者の希望職種とのミスマッチがある。	・キャリアコンサルタントによる就職困難者に対する専任制個別指導 ・しごと体験講習を受講しても就職に至らない女性の就職活動を支援するセミナーの開催	・オリジナルセミナーの充実 ・広報の強化 ・「かかりつけ相談」及び「オンライン相談」の実施 ・職場体験講習受講前の就労支援の充実を図り、ミスマッチのない就職と職場定着につなげていく。また、就職後もアフターフォローとして定着の確認や在職者相談等への案内を行う。「しごと体験講習」を「職場体験講習」に名称変更	・大学生や保護者を対象にした新セミナーの実施 ・フリーペーパーの発行回数及び部数の増 ・事業内容の詳細決定及び事業実施							・来所者の相談割合70% ・しごと体験講習(平成30年度から職場体験講習)の正規雇用率50% ・実地訓練生の採用率60%うち、正規雇用率75%(事業中止のため、平成28年度のみ)	雇用労働政策課	
252				生活・就労相談の実施	・平成27年度ジョブカフェ相談者6,391名中、仕事に関する悩み相談:791名(12.4%)	・キャリアコンサルタントによる就職困難者に対する専任制個別指導	・キャリアコンサルタントによるきめ細やかな相談対応	・国の人材育成事業を活用したキャリアコンサルタントの配置及び相談対応	・専任のキャリアコンサルタントを配置し、きめ細やかな相談対応を行う							・就労相談の充実により、男女共に安心して就職活動に臨める	雇用労働政策課
253				女性のチャレンジ・エンパワーメント支援	女性の働き方の理想と現実のギャップ	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・女性リーダー養成講座の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・女性リーダー養成講座の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	・女性リーダー養成講座の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	人材育成プログラム策定	人材育成プログラム実施	キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため、講座や研修を実施する。	女性リーダーの増加による男女共同参画社会の実現	ソーレ		
254				ひとり親家庭等自立支援事業(再掲)	(H27年度末) ○ひとり親家庭自立支援センターにおいて自立に向けた支援 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ・相談件数 1111件 ・就職決定者 60人 ・移動相談実施数 21回 ・求人登録件数 545件 ・プログラム策定就職者数 2人 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ・給付人数 10件	○ひとり親家庭自立支援センターにおいて自立に向けた支援 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭等就業・自立支援センターの体制強化を行い、就業実績の向上 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業の創設 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭自立支援センターにおいて自立に向けた支援 ○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講割合を20%から60%に変更 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講割合を20%から60%に変更 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講割合を20%から60%に変更 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講割合を20%から60%に変更 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講割合を20%から60%に変更 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講割合を20%から60%に変更 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○ひとり親家庭の親に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講割合を20%から60%に変更 ○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助 ○高等職業促進資金貸付事業 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	・就職率 60.0% ・移動相談回数 25回 ・求人登録件数 600件 ・プログラム策定による就職者数 15人	ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくりが進んでいる	児童家庭課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室		
															目標事業量		目指すべき姿	
255	3 環境を整える (2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	② 貧困など様々な生活上の困難に直面する男女への支援	◆雇用・就業の安定に取り組みます。 ◆ひとり親の家庭が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。 ◆自立に向けた力を高めるよう支援します。	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(再掲)	(H27年度末) ○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ・貸付件数 66件 ・貸付金額 37,698,860円 ○母子父子寡婦福祉のおしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○要件を満たす貸付申請者(母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦)から提出された申請書の審査、適正な貸付の実施 ○母子父子寡婦福祉のおしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ○母子父子寡婦福祉のおしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布 ○周知方法の拡大(H29.4追加)	○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ○母子父子寡婦福祉のおしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布						制度の周知度の向上	ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくりが進んでいる	児童家庭課		
256				子育て短期支援事業(再掲)	(H27年度) 9市町村が高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子ども子育て支援交付金(国)を利用して実施	(H26年度) 8市町村が高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子ども子育て支援交付金(国)を利用して実施	補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る	補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る								子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援を行うことができる	児童家庭課	
257				乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	(H27年度) 19市町村が高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子ども子育て支援交付金(国)を利用して実施	(H26年度) 18市町村が高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子ども子育て支援交付金(国)を利用して実施	補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る	補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る									子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援を行うことができる	児童家庭課
258				養育支援訪問事業(再掲)	(H27年度) 14市町村が高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子ども子育て支援交付金(国)を利用して実施	(H26年度) 14市町村が高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金及び子ども子育て支援交付金(国)を利用して実施	補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る	補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る									子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援を行うことができる	児童家庭課
259				生活困窮家庭などで非行歴や非行傾向のある子どもを対象とした見守りしごと体験講習	(H27年度) 見守りしごと体験講習受講実績:4名 見守り雇用主事業所への雇用実績:1名 見守り雇用主登録数:16市町村42社79店舗(H28.3.31現在)	・見守り雇用主登録制度要綱の制定 ・見守り雇用主認証企業制度の創設 ・見守り見直し制度及び見守り身元保証制度の創設 ・見守り雇用主の開拓 ・見守り雇用主制度の周知 ・見守り就労支援連絡会の開催	・見守り雇用主の登録拡大(市町村及び業種の拡大) ・見守りしごと体験講習の受講者増	・見守り雇用主の開拓 ・見守り雇用主制度の周知 ・見守り就労支援連絡会の開催	・進学を希望しない現役中学生へのしごと体験活用の検討	・モデル市における教育と福祉の情報連携の仕組みづくり	・生活困窮者自立相談支援機関(主に市町村社協)、若者サポートステーション等との連携による希望が丘学園退園児のアフターケアの強化	・若者サポートステーションと連携し、見守りしごと体験受講希望者が受講体験を最後までやりきれる力を身につけられるよう、希望者に応じた支援を実施(R01.5追加)				【子ども見守りプラン成果目標】 【予防対策】 ・不良行為による補導人数(前年比▲2%を目指す) → 2,950人以下 【入口対策】 ・入口型非行人数(H24(445)人の90%以下に抑制する) → 180人以下 【立直り対策】 ・再非行者数(前年比▲5%を目指す) → 100人	無職の非行少年等の自立と就労支援に向けた取組が進んでいる	児童家庭課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
															目標事業量		目指すべき姿
260					父子家庭の孤立、固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報、啓発(情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報)	貧困など困難な状況におかれた家庭の増加	広報誌(ソール・スコープ、メルマガ)、各種講演会・研修会の開催	広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。						→	広報事業量の確保	男女共同参画平等意識の向上	ソール
261	3	(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	② 貧困など様々な生活上の困難に直面する男女への支援	◆雇用・就業の安定に取り組みます。 ◆ひとり親の家庭が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。 ◆自立に向けた力を高めるよう支援します。	社会的自立に困難を抱える若者への支援 ・若者サポートステーションによる修学や就労に向けた支援	○若者サポートステーションの実績(H28年度) ・来所延べ人数: 8,636人 ・来所相談の件数: 7038件 ・登録者数: 195人 ・進路決定者数: 157人	○若者サポートステーションの実績(H19～H28累積) ・来所延べ人数: 62,139人 ・来所相談の件数: 38,877件 ・登録者数: 2,029人 ・進路決定者数: 1,155人 ・進路決定率: 56.9%	○若者サポートステーションの支援の実現(委託)(就労・修学支援等)(R2.5修正) ○関係機関との連携強化のための連絡会の開催(県連絡会 地区別連絡会 高校担当者会)(R2.5削除) ○アウトリーチ型の支援の充実(出張相談 訪問・送迎支援等) ○学校と連携した在校生への早期支援(個別相談 各種セミナー等) ○支援員の資質向上のための「若者はだけプログラム」活用研修会の開催(初級講座—指導者養成講座)(R2.5削除) ○支援体制の強化(拠点の増設2か所—3か所 2 サナライトの常設化) ○中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(H30.5追加)							若者サポートステーションの実績 ・新規登録者 380人/年 ・累積進路決定率 55%以上 ・単年度進路決定率 40%	○ニートや引きこもり等で社会的自立に困難を抱える若者を1人でも多く支援機関につなぐことにより、修学・就労などによる社期的自立が実現している。 ○学校と連携した早期支援により、高等学校在学中からの切れ目のない支援体制が構築されている。 ○若者支援関係者の資質向上により、各市町村における関係機関の若者支援の充実が図られている。	生涯学習課
262					民生委員・児童委員活動の充実	・活動しやすい環境づくり ・研修の実施 ・地域見守り協定の締結と活動のPR(10事業者と協定締結)	・活動費の助成 ・民生委員・児童委員の活動をサポートする仕組みづくり(市町村社協のスキルアップへの支援等) ・見守り協定の締結 ・地域の実情に合わせたブロック別研修の開催 ・活動ハンドブックの作成 ・活動ジャンパーの作成 ・県広報番組での活動紹介	・複雑化する地域ニーズに対応できるよう研修の充実を図る ・活動ハンドブックの活用 ・協定事業者の拡充 ・県広報等を活用した住民への活動の周知・理解の促進	・活動しやすい環境づくり ・必要な知識技術の取得					→	民生委員・児童委員と行政等関係機関との密な連携とともに、地域住民からの理解・周知が進み、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を実現する。また、研修等の充実により民生委員・児童委員に必要な知識、技術の習得を目指す。	民生委員・児童委員の活動の理解・周知が進み、地域の住民の協力も得られ、民生委員・児童委員が活動しやすくなっている。	地域福祉政策課
263					DV被害者の保護と自立支援	【女性相談支援センター(27年度実績)】 ・相談件数 1,209件 うち暴力485件(うちDV411件) ・一時保護(同伴児者含む) 42世帯73人(延べ879人日) うちDV31世帯60人 ・自立支援施設入所 2世帯3人	・一時保護した暴力被害女性の自立に向けた取組の実施 ・自立支援施設の運営 ・民間シェルターへの運営費補助の実施	・一時保護したDV被害者等の自立に向けた取組の実施(男性被害者やLGBTへの配慮) ・自立支援施設の運営 ・民間シェルターへの運営費補助のさらなる充実	・一時保護したDV被害者等の自立に向けた取組の実施(男性被害者やLGBTへの配慮) ・自立支援施設の運営 ・民間シェルターへの運営費補助の充実					→	DV被害者の安全が確保された上で、DV被害者の生活が再建され、自立して地域で生活出来ている。	県民生活・男女共同参画課(女性相談支援センター)	

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室				
														目標事業量	目指すべき姿					
264	3 環境を整える	(3)生涯を通じたところの健康支援	①自己決定の尊重	◆女性の身体・健康に関する自己決定が尊重される社会づくりを進めます。	子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施(再掲)	・26年度十代の人工妊娠中絶実施率:6.9(女子千対)人工妊娠中絶実施件数:118件	・高校等で性に関する講話を実施 ・思春期ハンドブック配布 ・性に関する専門講師派遣事業	健全な心と体を維持するための教育を行う。 ・思春期ハンドブック配布 ・性に関する専門講師派遣事業 ・思春期相談センターPRINKの相談事業平成30年度→県立塩見記念少年プラザ新館に移転予定。移転の周知、また、来所者(面接相談含む)への機会を捉えたの性情報の提供・相談、館内関係団体との連携強化を図る。	・性に関する専門講師派遣事業 ・性に関する専門講師派遣事業 ・性に関する専門講師派遣事業						・10代の人工妊娠中絶件数・実施率:減少	・児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることにより、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶件数が減少する。	健康対策課			
265					子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施(再掲)	児童生徒の身体的、生理的発達が進んでおり、性に関する意識や価値観が多様化するともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化している。	・性教育用教材の作成 ○指導者用資料「いきいき心と体の性教育」(改訂版)を作成し、県内の公立学校へ1冊ずつ配布 ○「みんなで取り組もう!!『性に関する教育』」と題した指導啓発用リーフレットを全教職員及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師に配付	各学校で、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育を実施する。 学校の教育活動全体で組織的・効果的に性に関する教育を実施できるような取組を推進する。 児童生徒の意識・行動変容につながる「性に関する教育」の普及を図る。 人間関係づくりを基盤とした性に関する教育を実施する。 (R01.5追加)	WVSH教育全国研修会(性教育に関する指導者研修会)に現場の教員を派遣(H29.9)	学校保健推進研修会の開催(養護教諭悉皆研修)						・学校における「性に関する教育」の実施率の向上 ・「性に関する指導の年間計画」(学校保健計画への位置付けも含む)の作成率の向上 ・地域の課題に応じた「性に関する指導の推進計画」の作成	心身の発育・発達や健康について基礎的な知識を確実に身に付けた子ども、また性感染症等の予防などに関する基礎的な知識を確実に身に付けた子ども、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり望ましい人間関係を構築することができる子ども、自分の将来の夢を実現するための自己選択ができる子どもを育成する。	保健体育課		
266					高知県思春期相談センター「PRINK」における性に関する相談・啓発の実施(再掲)	・27年度十代の人工妊娠中絶実施率:7.6(女子千対)人工妊娠中絶実施件数:120件	・電話、面接、メール相談実施 ・思春期相談センター広報用カードの配布 ・思春期相談センターPRINKの相談事業の周知、また、来所者(面接相談含む)への機会を捉えたの性情報の提供・相談、館内関係団体との連携強化を図る。	・電話、面接、メール相談実施(H30.5まで) ・思春期相談センター広報用カードの配布 ・ホームページでの情報発信(H28.9追記)										・10代の人工妊娠中絶件数・実施率:減少	・児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることにより、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶件数が減少する。	健康対策課
267					◆女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。	ところの相談、法律相談、男性相談等(女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業)	からだところとの健康の問題	・相談の実施 一般相談、法律相談、ところの相談、男性相談	・相談の実施 一般相談、法律相談、ところの相談、男性相談									相談員のスキルアップによる効果的な支援の実施	男女共同参画への理解の浸透と女性問題の解決	ソーシ
268	◆女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。	人権相談業務の実施	生活のさまざまな場面で人権に関わる問題が発生している現状に対応するため、人権全般にわたって相談を受け付けている。今後は、更に相談対応のスキルや関係機関との連携を密にしておく必要がある。	ホームページ等で広報し、電話や来所による相談に対し、関係機関との連携も図りながら対応を行っている。	今後もホームページ等で広報し、来所や電話等による人権相談に対し、関係機関との連携を図りながら対応していく必要がある。									-	県民から頼られ信頼される相談機関としての窓口となる。	人権課				

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室
															目標事業量	
269					人権相談業務の実施	生活のさまざまな場面で人権に関わる問題が発生している現状に対応するため、人権全般にわたって相談を受け付けている。今後は、更に相談対応のスキルや関係機関との連携を密にしていく必要がある。	ホームページ等で広報し、電話や来所による相談に対し、関係機関との連携も図りながら対応を行っている。	【人権相談事業】今後もホームページ等で広報し、来所や電話等による人権相談に対し、関係機関との連携を図りながら対応していく必要がある。	人権相談の実施					人権相談に対し、関係機関との連携を図り、助言等対応していく。	県民から頼られ信頼される相談機関としての窓口となる。	人権課
270					薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	全国的に覚醒剤や大麻などの乱用が高い水準で推移しており、本県でも乱用が憂慮される。(R01.5追加)	薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施等による薬物乱用防止対策の推進 ・大麻に関する正しい知識の普及・啓発の強化 (H30.5追加) ・薬物乱用防止教育に関する関係機関(県教育委員会、県警、県等)の連携による効果的な指導方法や内容、啓発の充実策の構築と実践(R01.5追加) ・イベント等の機会を捉えた啓発資料の配布(R02.5追加)	・若年層を中心に薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施等による薬物乱用防止対策の推進 ・大麻に関する正しい知識の普及・啓発の強化 (H30.5追加) ・薬物乱用防止教育に関する関係機関(県教育委員会、県警、県等)の連携による効果的な指導方法や内容、啓発の充実策の構築と実践(R01.5追加) ・イベント等の機会を捉えた啓発資料の配布(R02.5追加)	薬物乱用防止教室、キャンペーンの実施 薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施					県内すべての中学、高校で薬物乱用防止教室を実施する。	若者が薬物に対する正しい知識を修得し、薬物乱用のない地域社会 (R01.5追加)	医薬業務課
271	3 環境を整える	(3) 生涯を通じたこころの健康支援	② 生涯を通じた健康支援	◆女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。	薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	・危険ドラッグによる薬物乱用については、全国的に減少傾向にあるが、それに代わりインターネットの普及等による大麻や覚せい剤による事件の低年齢化 ・県内の学校における薬物乱用防止教室の開催率の低下	危険ドラッグだけでなく、薬物乱用への正しい理解を含め、薬物へのゲートウェイであるたばこやアルコールなども含めて、薬物乱用防止に向けた研修会の開催や広報・啓発に取り組んでいく。 (R01.5追加)	薬物乱用防止教育を進めるために、全ての学校における薬物乱用防止教室の開催と学校保健計画への薬物乱用防止教室の実施の位置づけを促していくとともに、各種研修会の開催や広報・啓発に取り組んでいく。 (R01.5追加)	①薬物乱用防止教育研修会の開催 ②体育・健康アドバイザーによる学校訪問における薬物乱用防止教室実施の啓発 ③薬物乱用防止教育の充実のための広報・啓発・実施状況調査(中間・最終) (H29.9追加)					全ての学校における薬物乱用防止教室の開催と学校保健計画への位置づけ	・各学校での薬物乱用防止教室開催100% ・関係課と連携した薬物乱用防止教室の広報・啓発及び推進 (R2.5追加)	保健体育課
272					薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	・危険ドラッグによる薬物乱用については、全国的に減少傾向にあるが、それに代わりインターネットの普及等による事件の低年齢化 ・県内の学校における薬物乱用防止教室の開催率の低下	危険ドラッグだけでなく、薬物乱用への正しい理解を含め、薬物へのゲートウェイであるたばこやアルコールなども含めて、薬物乱用防止に向けた研修会の開催や広報・啓発に取り組んでいく。 (R01.5追加)	薬物乱用防止教育を進めるために、全ての学校における薬物乱用防止教室の開催と学校保健計画への薬物乱用防止教室の実施の位置づけを促していくとともに、各種研修会の開催や広報・啓発に取り組んでいく。 (R01.5追加)	①薬物乱用防止教育研修会の開催 ②体育・健康アドバイザーによる学校訪問における薬物乱用防止教室実施の啓発 ③薬物乱用防止教育の充実のための広報・啓発・実施状況調査(中間・最終) (H29.9追加)					全ての学校における薬物乱用防止教室の開催と学校保健計画への位置づけ	・各学校での薬物乱用防止教室開催100% ・関係課と連携した薬物乱用防止教室の広報・啓発及び推進 (R2.5追加)	保健体育課
273					薬物乱用に関する相談・カウンセリングの充実	<相談件数> ・H28年度0件 ・H29年度(9月末)0件 ・H30年度25件 ・R元年度84件(R02.5追加)	相談専用電話を設置し、乱用者及び乱用に悩む家族に適切な指導を渡し、保健医療・福祉関係機関や自助グループと連携し、乱用者及び家族へのケアができる体制づくりを推進	・薬物乱用者及びその家族へのケアができる体制づくりの推進 ・継続的な相談業務の実施 (H29.9追加)	継続的な相談窓口の実施					(設定困難)	薬物乱用者及び乱用に悩む家族が存在しない地域社会	医薬業務課

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
274					薬物乱用に関する相談・カウンセリングの充実	精神保健福祉センターや福祉保健所での相談支援や、一般に向けた講演会・研修会の実施、関係機関との連携体制の強化に向けて研修会等を実施。	・アディクション・フォーラムの開催 ・面接相談、電話相談 ・家族会の開催 ・薬物問題指導者研修の開催	・薬物依存症についての普及・啓発 ・相談体制の充実、強化	・アディクション・フォーラムの開催 1回 ・面接相談、電話相談 ・家族会の開催 12回 ・薬物問題指導者研修の開催 1回						(設定困難)	・相談体制の構築、関係機関との連携により、薬物依存症の方が早期に治療につながる。	障害保健支援課
275					薬物乱用に関する相談・カウンセリングの充実	薬物相談電話(088-822-1074)を設置して24時間体制で相談受体制を確立	匿名、又は実名により相談を受け、助言指導、又は関係機関の紹介	薬物相談電話の周知を図るために広報活動を強化	薬物相談電話の周知を図るために広報活動を強化						事案に応じて漏れない的確な対応に努める。	相談者のニーズに応じた相談・カウンセリング体制の確立	組織犯罪対策課
276					妊産婦に対する禁煙、受動喫煙の害の啓発	・喫煙率 男性 (H23)32.1%→(H28)28.6% 女性 (H23)9.2%→(H28)7.4% (23.28年度県民健康栄養調査) ・妊婦の喫煙率 2.3% (27年度歯と口の健康づくり実態調査)	・赤ちゃん会等での禁煙相談及び受動喫煙防止普及啓発 ・妊産婦向けの禁煙、受動喫煙防止リーフレットの作成	・赤ちゃん会等イベントでの禁煙相談及び受動喫煙防止普及啓発 ・禁煙分煙実態調査を実施し、受動喫煙の実態把握 ・法規制の対象外である家庭内における喫煙・受動喫煙の実態調査の実施	高知県禁煙分煙実態調査による現状把握 調査結果より、県内市町村、学校、事業所、観光地等への受動喫煙防止対策の推進 リーフレット等を用いた禁煙・受動喫煙防止の普及啓発 赤ちゃん会等イベントでの禁煙相談及び受動喫煙防止普及啓発						喫煙率の改善	・妊産婦の喫煙率の改善 ・受動喫煙を受ける機会の減少	健康長寿政策課
277	3	(3)生涯を通じたからだとこころの健康支援	②生涯を通じた健康支援		禁煙治療につながる支援体制の充実	禁煙治療に保険が使える医療機関数:106機関(H29.3月末)	・とき禁煙サポーター等の禁煙をサポートする人材の養成	・禁煙支援・治療の指導者養成及びフォローアップ							禁煙治療に保険が使える医療機関数の増加	喫煙をやめたい人がやめられるよう禁煙治療につながる支援体制が強化される	健康対策課
278	環境を整える			◆女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。	学校におけるHIV(エイズ)、性感染症に関する教育の推進	・6月のHIV検査普及週間、12月の世界エイズデー等において、ポスターやパンフレット等を各高等学校、大学、専修学校等に配布。(平成28～令和元年度)	・1保健所が管内の小中学校で、小学6年生を対象に、HIV及び性感染症に関する出前講座を実施。 ・大学祭で、HIV予防啓発パンフレット・HIV検査周知チラシを配布。	HIV感染症等のまん延防止のための予防啓発 ・小学校への出前講座及び学校主体で実施する性教育の支援。 ・大学祭等でのエイズ予防キャンペーンの実施。							(設定困難)	HIV感染症等への感染及びまん延を防止することができる。	健康対策課
279					学校におけるHIV(エイズ)、性感染症に関する教育の推進	・学校におけるHIV(エイズ)、性感染症に関する教育も含め「性に関する指導」について指導計画の作成や検討委員会の設置は向上している。	保健体育科の授業及び、産婦人科医や助産師等の専門家等を学校に招聘し、研修会等を開催した。	引き続き、保健体育科の授業での学習に加え、産婦人科医や助産師等の専門家等を学校に招聘し、研修会等を開催するなど、学校におけるHIV(エイズ)、性感染症に関する教育の推進に取り組んでいく。	WYSH教育全国研修会(性教育に関する指導者研修会)に現場の教員を派遣(H29.9変更) 性に関する教育の実施状況調査の実施(H29.9変更)						中・高等学校におけるHIV(エイズ)、性感染症に関する教育の推進 ・学校における「性に関する教育」の実施率の向上 ・「性に関する指導の年間計画」(学校保健計画への位置付けも含む)の作成率の向上	中・高等学校におけるHIV(エイズ)、性感染症に関する教育の内容が充実する	保健体育課(スポーツ健康教育課)

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
280	3	(3)生涯を通じた健康支援 環境を整える	②生涯を通じた健康支援	取組の方向	HIV(エイズ)に関する相談、検査の実施	令和元年度 ・HIV相談件数:109件(内福祉保健所:62件) ・HIV検査:353件(内福祉保健所:51件)	・電話または面談による相談の実施 ・福祉保健所における検査の実施	HIV感染症等の早期発見・早期治療及び検査・相談体制の充実 ・電話または面談による相談の実施 ・福祉保健所における検査の実施	・電話または面談による相談の実施 ・福祉保健所における検査の実施	→				(設定困難)	・身近な福祉保健所において、HIVや性感染症等に関する相談への対応及び検査を実施することにより、不安軽減及びHIV感染症等の早期発見・早期治療ができる。	健康対策課	
281						取組の内容	県内の自殺者数は、平成10年以降200人を超えて推移していたが、その後、徐々に減少、平成27年は114人と大幅な改善みられた。自殺死亡率(人口10万対)は15.7(全国第46位)であり全国の自殺死亡率18.4を下回った。自殺対策行動計画に基づく各取組の成果がみられているが、年齢別では65歳以上が毎年最も多いことや若年者の増加、原因・動機別では、うつ病などの健康問題が最も多いことなど課題がみられる。	平成21年に自殺対策行動計画を策定し、平成25年度に改定、総合的な自殺対策の推進を図っている。特に中山間地域を中心とした地域ぐるみの自殺防止対策の推進や、年代に応じた支援に向けての人材育成、うつ病・アルコール健康問題への対応力の強化を中心に取組を進めている。	・自殺対策行動計画に基づく取組 ・地域における関係機関の連携強化 ・自殺未遂者支援に関するネットワークの構築 ・多重債務の関係機関との連携した取組 ・市町村・民間団体への支援 ・高齢者、若年者の自殺防止に向けたゲートキーパー、傾聴ボランティアの養成 ・いのちの電話の相談支援体制の強化 ・うつ病対策 ・アルコール健康問題対策 ・自死遺族に対する支援 ・普及啓発の促進	・自殺対策行動計画の改定 ・自殺予防情報センターや福祉保健所を中心とした相談支援体制の強化・連携 ・自殺未遂者支援の体制づくり ・多重債務相談等との合同説明会 ・市町村や民間団体が実施する自殺対策事業への支援 ・高齢者こころのケアサポーター養成研修 ・若者向けゲートキーパー研修 ・行政機関担当者や民生委員等相談に従事する人に対する養成研修 ・いのちの電話の相談環境整備や相談員養成への支援 ・かかりつけ医等うつ病対応力向上研修 ・かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業 ・かかりつけ医等依存症(アルコール等)対応力向上研修 ・自死遺族の分かち合いの会や遺族のための講演会開催 ・自殺予防週間等を活用したキャンペーンによる普及啓発	→				(設定困難)	・自殺死亡率の高い中山間地域等で自殺者数が減少している。高知市外80人以下 ・悩みを抱える人に寄り添う人材の育成・確保が進んでいる。高齢者こころのケアサポーター養成人数300人、若者向けゲートキーパー養成人数:120人 ・うつ病やアルコール健康障害の悩みなどへの相談支援体制が整っている。うつ病対応力向上研修200人、アルコール依存症等対応力向上研修200人	障害保健支援課
282						取組の方向	多重債務者対策の推進	多重債務者対策の推進	平成27年度 ・多重債務者無料相談会19回実施 ・多重債務者対策出前講座2回実施	・多重債務者無料相談会の実施 ・多重債務者対策出前講座の実施	・多重債務者無料相談会の実施 ・多重債務者対策出前講座の実施	・多重債務者無料相談会の実施 ・多重債務者対策出前講座の実施	多重債務者無料相談会の実施	多重債務者対策出前講座の実施	→		

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室	
														目標事業量	目指すべき姿		
283	3	(3)生涯を通じたからだところの健康支援 環境を整える	②生涯を通じた健康支援	◆女性と男性が生涯を通して健康に生きることのできる環境を整えます。	ひきこもりの相談支援体制の充実・強化	<p>ひきこもり地域支援センター(平成20年度までは精神保健福祉センター)への相談件数の大幅増 平成19年度:14件 平成20年度:19件 平成21年度:250件(電話149件、来所101件) 平成22年度:484件(電話189件、来所295件) 平成23年度:615件(電話187件、来所428件) 平成24年度:672件(電話91件、来所581件) 平成25年度:822件(電話68件、来所754件) 平成26年度:847件(電話95件、来所752件) 平成27年度:998件(電話59件、来所939件) 平成28年度:938件(電話63件、来所875件) 平成29年度:900件(電話68件、来所832件) 平成30年度:1073件(電話119件、来所954件)</p>	<p>【相談機関等のネットワークの構築・強化】ひきこもり地域支援センターの開設(平成21年5月～)、ひきこもり支援者連絡会議の開催(平成21年6月～)、若者サポートステーション・市町村とのケース会議、情報交換会の開催 【人材育成】市町村の保健師をはじめ各種相談機関の職員を対象に相談機能を向上させるための研修会や講座を対象とした人材養成研修等を実施 【居場所づくり】家族サロン(平成21年4月～)及び青年期の集い(平成21年12月～)の開催 【個別支援】長期間ひきこもり状態にある人に対し、多職種チームによるアウトリーチ(訪問)型支援、SSTの実施、WRAPクラスの実施、社会体験事業の実施 【普及啓発の促進】相談機関リーフレットや支援ガイドブックの作成・配布による啓発を実施、ひきこもり普及啓発地域研修会の開催 【ひきこもり専門外来の確保】医療センター精神科病棟の児童思春期の検討会での検討。</p>	<p>【相談機関等のネットワークの構築・強化】関係機関との情報交換会や学習会を定期的に実施する。 【人材育成】市町村の保健師をはじめ各種相談機関の職員を対象に相談機能を向上させるための研修会や講座を実施し、人材養成を行う。 【居場所づくり】圏域ごとに本人や家族の居場所づくりを行う。民間団体が行う「居場所づくり」への補助 【個別支援の充実】長期間ひきこもり状態にある人に対し、多職種チームによるアウトリーチ(訪問)型支援、WRAPクラスの実施、社会体験事業の実施 【普及啓発の促進】ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発や相談機関の周知を図る。ひきこもり普及啓発地域研修会の開催</p>	<p>【相談機関等のネットワークの構築・強化】ひきこもり支援者連絡会議の開催(年5回)、若者サポートステーションとのケース会議、情報交換会の開催(年5回)、市町村とのケース会(随時) 【人材育成】ひきこもり支援担当者人材養成研修会の開催 【居場所づくり】家族サロンや青年期の集いにおける居場所づくりへの支援 【個別支援の充実】WRAPクラスの実施、社会体験事業の実施 【普及啓発の促進】支援ガイドブック、社会資源集の配布、ひきこもり普及啓発地域研修会の開催</p>						<p>全ての市町村の保健師、PSW、地域活動支援センター等に対する人材養成研修の実施 各圏域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」</p>	<p>①ひきこもり地域支援センターを中心とする、ひきこもり本人及び家族を支援する体制の構築 ②ひきこもり本人及び家族に対する社会参加、自立に向けた支援システムの確立 ③ひきこもりに関する正しい知識の普及</p>	障害保健支援課
						284				性差に応じた健康支援(がん検診)	<p>27年度 40～59歳のがん検診受診率 ・乳がん:48.8% ・子宮頸がん:44.9%</p>	<p>・個別通知、住民組織による受診勧奨 ・未受診理由の把握と原因解消 ・事業主を通じた受診勧奨</p>	<p>・個別勧奨、再勧奨の徹底 ・利便性を考慮した検診体制の構築</p>	<p>・個別勧奨、再勧奨の徹底 ・市町村検診のセット化の促進 ・土曜日検診の周知</p>			

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室		
														目標事業量	目指すべき姿			
285					生涯にわたるスポーツ活動の推進	○総合型地域スポーツクラブ育成状況(会員数に対する女性の割合)クラブ数23市町村31クラブ(52.9%) ・活動が停滞気味のクラブが出てきており、クラブ数が減少しつつある。	巡回指導により、総合型地域スポーツクラブの育成、及び運営支援を行った。 指導者派遣事業等により地域スポーツの活性化を行った。	地域スポーツハブ展開事業 ・既存の総合型地域スポーツクラブ等を核として行われる地域のスポーツ活動を活性化する取組に対して補助する。(R01.5追加) ・「地域スポーツコーディネーター等育成事業」において、より実践的なカリキュラムを導入したり、公認資格取得者の拡大を図ることで、スポーツを支える人材の育成および発掘につなげる。(R02.5追加)		・地域のスポーツ活動への支援					会員数:9,000人 女性会員の割合:55%	総合型クラブの自立及び安定的な運営	スポーツ課	
286		(4)女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対するあらゆる暴力の根絶		◆あらゆる暴力を許さない社会づくりを進めます。 ◆市町村や児童相談所、警察民間団体等との連携を強化し、相談窓口の周知や相談機能の充実を図ります。 ◆配偶者からの暴力を未然に防止するため、予防教育に力を入れ、若者を対象とした交際相手間の暴力(デートDV)に関する啓発を行います。	(平成26年度男女共同参画社会に関する県民意識調査) ・身体的暴力に比べて、精神的暴力等の他の暴力に対する意識が低い。 ・配偶者暴力相談支援センター等の公的相談窓口の認知度が低く、相談に至っていないケースがある。 ・民間団体と連携した啓発広報や被害者の支援が行われている。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～26日)」を中心とした啓発の実施 ・各種広報媒体を活用した広報の実施 ・公共交通機関を活用した広報活動の実施 ・民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・市町村広報紙掲載に向けた広報文案の送付	・DV防止に係る広報、啓発 ・女性相談員による相談及び指導の実施 ・訪問相談及び法律相談の実施								DV防止に関する県民の意識が高まると共に、相談窓口の周知が図られ、必要に応じた支援が受けられている。	県民生活・男女共同参画課 (女性相談支援センター)	
287	環境を整える				DVや性暴力、売買春の拒絶啓発 配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実	平成28年4月より、男女間トラブル等人身安全関連事業について少年女性安全対策課を担当部署とし、体制を強化。高知県女性相談支援センター等関係団体との情報共有を行い、DV被害者支援連絡会議に出席する等して連携を強化	・各警察署との情報共有を徹底し、連携を強化する。 ・職員的能力向上のための研修を充実させる。(H29.9追加) ・学生等の若者への被害防止の啓発を行う。(R1.5追加)	高知県女性相談支援センター開催のDV被害者支援連絡協議会への参加。 各警察署等で発行する各種広報紙等を利用した広報啓発活動を実施予定。これまでの取り組みを継続し、職員的能力向上のための研修等を充実させる。	・関係機関、団体等との連携、協力体制の確保。 ・10月より、人身安全対策の専門直上を開始し、男女間トラブル等人身安全関連事業へのさらなる組織的な対応と関係機関との連携による保護対策の推進を図る。						・学生等の若者への被害防止の啓発を行う。 ・各署への巡回指導や人身安全関連事業担当者研修会、人身安全関連事業対策専科を行い、担当者へ指導教養を実施する。	・あらゆる機会を通じて、学生等の若者に対する被害防止の啓発を行う。 ・巡回指導等において、全職員への指導教養を行う。	・学生等の若者によるDV等の被害未然防止を図る。 ・警察官、警察職員的能力充実を図る。	少年女性安全対策課
288					こころの相談、法律相談、男性相談等(女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業)	からだこころとの健康の問題	・相談の実施 一般相談、法律相談、こころの相談、男性相談	・相談の実施 一般相談、法律相談、こころの相談、男性相談							相談員のスキルアップによる効果的な支援の実施	あらゆる暴力のない社会の実現	ソーレ	
289					人権相談業務の実施(再掲)	生活のさまざまな場面で人権に関わる問題が発生している現状に対応するため、人権全般にわたって相談を受け付けている。 今後は、更に相談対応のスキルや関係機関との連携を密にしていく必要がある。	ホームページ等で広報し、電話や来所による相談に対し、関係機関との連携も取りながら対応を行っている。	【人権相談事業】 今後もホームページ等で広報し、来所や電話等による人権相談に対し、関係機関との連携を図りながら対応していく必要がある。							人権相談に対し、関係機関との連携を図り、助言等対応していく。	県民から頼られ信頼される相談機関としての窓口となる。	人権課	

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28～32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室			
														目標事業量	目指すべき姿				
290	3 環境を整える	(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対するあらゆる暴力の根絶		DV被害者の保護と自立支援(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 【女性相談支援センター(27年度実績)】 ・相談件数 1,209件 うち暴力485件(うちDV411件) ・一時保護(同伴児者含む)42世帯73人(延べ879人日) うちDV31世帯60人 ・自立支援施設入所2世帯3人 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護した暴力被害女性の自立に向けた取組の実施 ・自立支援施設の運営 ・民間シェルターへの運営費補助の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護したDV被害者等の自立に向けた取組の実施(男性被害者やLGBTへの配慮) ・自立支援施設の運営 ・民間シェルターへの運営費補助のさらなる充実 								DV被害者の安全が確保された上で、DV被害者の生活が再建され、自立して地域で生活出来ている。	県民生活・男女共同参画課(女性相談支援センター)		
291						<ul style="list-style-type: none"> ◆あらゆる暴力を許さない社会づくりを進めます。 ◆市町村や児童相談所、警察民間団体等との連携を強化し、相談窓口の周知や相談機能の充実を図ります。 ◆配偶者からの暴力を未然に防止するため、予防教育に力を入れ、若者を対象とした交際相手間の暴力(デートDV)に関する啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の第2次計画(実施期間24年度～28年度) ・28年度中に第3次計画を策定 	第2次高知県DV被害者支援計画の推進	第2次高知県DV被害者支援計画の推進・進捗管理及び第3次計画の策定	第3次高知県DV被害者支援計画の策定								計画に基づき、DV被害者支援のための施策が実施され、DV被害者の自立につながっている。	県民生活・男女共同参画課
292						<ul style="list-style-type: none"> (H27年度 女性相談支援センター) ・DV相談件数 411件 ・DV一時保護(同伴児者含む) 31世帯60人(延べ入所日数 807日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日、夜間電話相談の実施 ・来所、出張相談の実施 ・相談員のスキルアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日、夜間電話相談の実施 ・来所、出張相談の実施 ・DV被害者へのカウンセリングの実施 ・相談員等の専門研修への参加 ・講師を招いての所内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日、夜間電話相談の実施 ・来所、出張相談の実施 ・無料法律相談の実施 ・DV被害者へのカウンセリングの実施 ・相談員等の専門研修への参加 ・講師を招いての所内研修の実施 									DV被害者の様々な相談に対応できるようになる	県民生活・男女共同参画課(女性相談支援センター)
293						<ul style="list-style-type: none"> (H27年度実績) ・DV対策連携支援ネットワーク会議・研修会の開催 参加：23機関34名 ・DV関係機関連絡会議(5ブロック)の開催(H24～) 参加：67機関(うち市町村28)、86名 	<ul style="list-style-type: none"> 「DV対策連携支援ネットワーク及び専門研修」、「DV関係機関連絡会議(5ブロック)」の開催によるネットワークの構築・強化と担当者のスキルアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加機関の拡充と参加率のアップに向けた内容の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 「DV対策連携支援ネットワーク及び専門研修」、「DV関係機関連絡会議(5ブロック)」の開催 									関係機関のネットワーク強化、職員スキルアップにより、DV被害者が必要な支援を地域で受けることができるようになっている。	県民生活・男女共同参画課(女性相談支援センター)

【様式2】【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】(28~32年度)

管理番号	テーマ	課題	取組	取組の方向	取組の内容	現状	これまでの取組	これからの対策	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	目指すべき姿・目標事業量(H32)		担当課室							
														目標事業量	目指すべき姿								
294	3 環境を整える	(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	① 女性に対するあらゆる暴力の根絶		相談関係者に対する研修・啓発	相談の多様化	・相談員スキルアップ(職員)研修の実施	・相談員スキルアップ(職員)研修の実施							相談員のスキルアップによる効果的な支援の実施	あらゆる暴力のない社会の実現	県民生活・男女共同参画課 ソーレ						
295																							
296									DV及びデートDVに関する啓発及び情報提供	(平成26年度男女共同参画社会に関する県民意識調査) ・身体的暴力に比べて、精神的暴力等の他の暴力に対する意識が低い。 ・配偶者暴力相談支援センター等の公的相談窓口の認知度が低く、相談に至っていないケースがある。 ・民間団体と連携した啓発広報や被害者の支援が行われている。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日~26日)」を中心とした啓発の実施 ・各種広報媒体を活用した広報の実施 ・公共交通機関を活用した広報活動の実施 ・民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・市町村広報紙掲載に向けた広報文案の送付	・DV防止に係る広報、啓発 ・女性相談員による相談及び指導の実施 ・訪問相談及び法律相談の実施	・DV防止に係る広報、啓発 ・女性相談員による相談及び指導の実施 ・訪問相談及び法律相談の実施									DV防止に関する県民の意識が高まると共に、相談窓口の周知が図られ、必要に応じた支援が受けられている。	県民生活・男女共同参画課 (女性相談支援センター)
297									DV被害の潜在化	◆あらゆる暴力を許さない社会づくりを進めます。 ◆市町村や児童相談所、警察民間団体等との連携を強化し、相談窓口の周知や相談機能の充実を図ります。 ◆配偶者からの暴力を未然に防止するため、予防教育に力を入れ、若者を対象とした交際相手間の暴力(デートDV)に関する啓発を行います。	DV防止講座事業の実施	DV防止講座事業の実施									DV防止のための講演会の開催と情報発信	あらゆる暴力のない社会の実現	ソーレ
298									DV被害者を支援するNPOの育成・協働の推進	・民間シェルターの活動規模が拡大し、活動費・運営費が増加したことから、28年度補助分からは補助金の上限額を増額した。 ・男性被害者など、一時保護所で保護できない要保護者の保護を民間団体に委託。	・平成19年度から民間シェルターに対する運営費補助を実施(H19~:532千円、H20~:721千円、H28~1,000千円)。 ・随時、一時保護委託を実施。	引き継ぎ支援を行うとともに、役割分担や支援の在り方を検討	・民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の増額。 ・1ヶ所、1,000千円以内 ・民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討(第3次DV被害者支援計画の策定を検討する中で実施)									DV被害者等がそれぞれの状況等に合った居場所を確保でき、自立に向けた支援を受けられることが出来ている。	県民生活・男女共同参画課 (女性相談支援センター)
299	被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進	DV・ストーカーを含む恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応専科を開設し、こうち被害者支援センター職員等を講師に招き、被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進について教養を実施	被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進について ・専科教養、各警察署担当者への巡回指導、研修会等における教養を実施	担当者のみならず、全警察官、職員に対し、人身安全関連事案への理解のため、今後とも各種機会を捉え、指導教養を繰り返す必要がある(H29.9追加)	平成28年6月、DV・ストーカーを含む恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、高齢者虐待事案等の人身安全関連事案対策専科を開設し、指導教養を実施	平成29年6月、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、児童虐待事案等の人身安全関連事案対策専科を開設し、指導教養を実施	・各署への巡回指導や人身安全関連事案担当者研修会、人身安全関連事案対策専科を行い、担当者へ指導教養を実施する。							・巡回指導等において、全職員への指導教養を行う。	被害者の意思に沿った総合的かつ継続的な被害者支援の推進	少年女性安全対策課							
300	被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進	・女性被害相談電話「レディースダイヤル110番」において相談を受理 ・性犯罪捜査の際には、女性捜査員を活用しつつ迅速、適正な捜査を実施 ・被害者の精神的負担を軽減するため、性犯罪捜査用ダミー人形を活用するとともに、各種公費負担制度を運用	・性犯罪捜査用ダミー人形の活用 ・指定性犯罪捜査員制度の継続的実施 ・専用相談電話による相談受理体制の確立 ・被害者支援に関する意識の醸成 ・各種公費負担制度の活用	被害者のニーズを的確に把握するとともに、各種支援制度、相談窓口等に関する積極的な広報啓発活動を実施し、周知徹底を図る。	・被害者の精神的・経済的負担の軽減 ・被害者のニーズの的確な把握 ・講演会の開催や各種媒体を活用した積極的な広報啓発活動を実施	高知県警察犯罪被害者支援基本計画に基づき推進							事案に応じて漏れなく的確に対応する。	被害者のニーズに応じた適切な総合的な被害者支援の推進	県民支援相談課								